

令和3年度  
包括外部監査結果報告書

-産業振興施策に関する財務事務の執行について-

令和4年3月

北九州市包括外部監査人  
公認会計士 小島智也



## 目次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件として選定した理由	1
4	監査の対象	1
5	監査の方法	2
6	監査の期間	3
7	監査の実施者	3
8	利害関係	3
9	略号等	3
第2	監査対象の概要	4
1	北九州市の人口、産業、雇用等の状況	4
2	北九州市の計画	13
3	監査対象部署の概要	22
4	歳入・歳出にかかる予算・決算の概要	26
第3	監査対象の選定理由、監査の視点及び監査手続の流れ	33
1	監査対象の選定理由	33
2	監査の視点	33
3	監査手続の流れ	33
第4	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	34
1	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	34
2	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	39



## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

産業振興施策に関する財務事務の執行について

### 3 特定の事件として選定した理由

我が国においては、少子高齢化が急速に進んでおり、北九州市においても例外ではない。また、北九州市では昭和54年をピークに人口が減少しており、市政運営においては限られた財源をどこに投資するか、効率的な視点が必要になっている。

その一方で、社会を取り巻く環境としては、グローバル・ボーダレス化やAI等の技術革新が進んでいることに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、環境変化のスピードが加速度的に進んでいる。このような状況においては、将来を見据えたビジョンを持ち、定期的に見直しを行い対応していくことが必要であると考えます。

北九州市においては、平成28年3月に「北九州市新成長戦略」を改訂しており、産業振興や雇用創出等について様々な目標や施策を掲げている。その計画期間は令和2年度までとされていることから、この「北九州市新成長戦略」の効果測定等を行い、今後における産業振興施策につなげていくことが大事かと考える。

産業振興施策によって、地域経済の活性化のみならず、就業機会の確保等も可能になる。そのため、市民の生活に密接に係わっていることから、市民の関心も高い分野であると考えます。

したがって、産業振興施策に関する財務事務の執行について、合規性のみならず、有効性、効率性及び経済性の観点から監査することは市民にとっても意義があると判断し、監査テーマとして選定した。

## 4 監査の対象

### (1) 対象部署

産業振興施策に関する財務事務の執行に関する部署として、以下の部署を監査対象として、各事業について監査を実施した。

#### ア. 北九州市産業経済局

- 緊急経済対策室
- 雇用・生産性改革推進部
  - 雇用政策課
  - スタートアップ推進課
  - 中小企業振興課

- 観光部
  - 観光課
  - 門司港レトロ課
- 商業・MICE 推進部
  - 商業・サービス産業政策課
  - MICE 推進課
- 企業立地支援部
  - 企業立地支援課
- 産業イノベーション推進室

#### イ. 出資団体

産業経済局が所管する出資団体のうち、本テーマに深く関係する以下の団体における財務事務について監査を行った。

- 公益財団法人北九州産業学術推進機構
- 株式会社北九州テクノセンター

#### (2) 対象とした年度

監査の対象とした年度は、原則として令和2年度とし、必要に応じて、それ以外の年度についても対象とした。

### 5 監査の方法

#### (1) 監査の視点

- ア. 財務事務が、法令に従い、適切に行われているか。
- イ. 事務事業が経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- ウ. 各事業の経営状況の把握、分析及び進捗管理が適切に行われているか。
- エ. 各事業に関する予算は適正に配分され、所定の手続に従って、適正に執行されているか。
- オ. 所管する出資団体等の財政援助団体に対する指導監督は、適切に行われているか。

#### (2) 実施した監査手続の流れ

##### ア. 概要の把握

産業振興施策に関する財務事務の執行について概要を把握するため、資料を手し、担当者へのヒアリングを実施した。

##### イ. 監査対象とした各部署の財務に関する文書等の査閲及び担当者への質問

市産業経済局、公益財団法人北九州産業学術推進機構、株式会社北九州テクノセ

ンターの財務に関する事務手続等について、各所管部署等の担当者への質問及び関連する文書等の査閲を行い、市の条例等への準拠性をはじめ、各監査要点について検討した。

ウ. 監査対象とした公益財団法人北九州産業学術推進機構への現地調査

財産の状況を把握するため、公益財団法人北九州産業学術推進機構の各施設に行き、管理状況等の現地調査を実施した。

6 監査の期間

令和3年7月9日から令和4年2月2日まで

なお、詳細は、「第3 3 監査手続の流れ」に記載している。

7 監査の実施者

包括外部監査人	小島 智也	公認会計士
補助者	加藤 秀一	公認会計士
同	古家 崇行	公認会計士
同	吉野 任	公認会計士
同	村上 篤	公認会計士
同	白石 尚久	公認会計士
同	川上 武志	弁護士

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 略号等

本報告書中、一部の元号については、以下の通り略語を使用している。

略語	元号	凡例
S	昭和	S50=昭和50年
H	平成	H12=平成12年
R	令和	R元=令和元年

表中の数値については、単位未満を切捨てており、合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「-」とし、単位未満の場合及び計算結果がゼロとなる場合は「0」としている。

引用文、表及びグラフの下に、出所を記載している。表及びグラフについては、市からの提供資料等を基に監査人が作成している。

## 第2 監査対象の概要

### 1 北九州市の人口、産業、雇用等の状況

#### (1) 人口の状況

我が国においては人口減少及び少子高齢化が急速に進んでおり、このような傾向は市においても例外ではなく全国平均との比較においても顕著である。

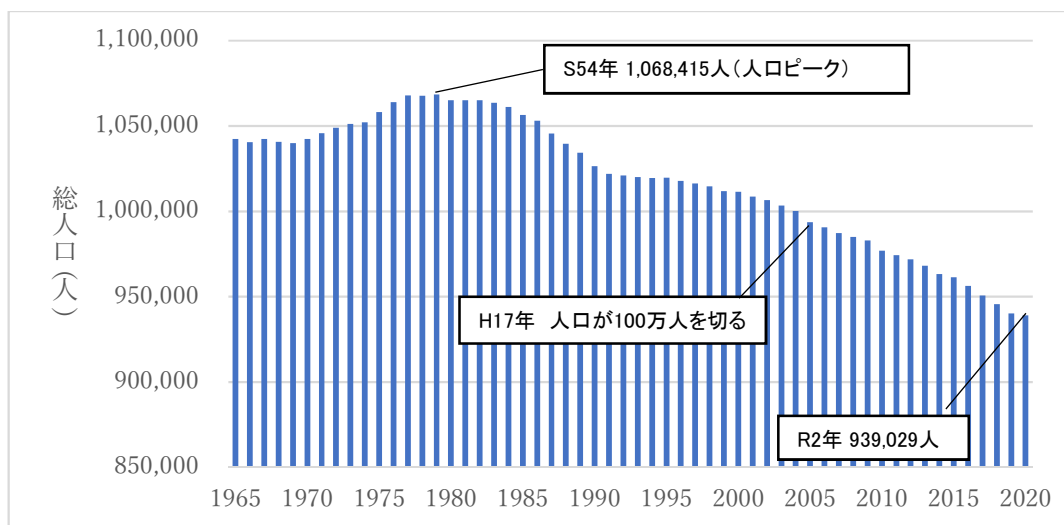
市の人口減少及び少子高齢化は、生産年齢人口（15歳～64歳の人口）に対する従属人口（生産年齢以外の非労働力人口）の継続的な上昇に直結しており、今後もこの上昇傾向は続くと予測されている。

生産年齢人口に対する従属人口の上昇は経済成長を妨げる要因となり（いわゆる人口オーナス）、現在の市も正にこのような人口オーナス期にあると考えられる。

#### ア. 総人口の推移

市の総人口は1963年（昭和38年）の5市合併以降増加傾向にあったが、1979年（昭和54年）をピークに減少に転じ、2005年（平成17年）には100万人を切り、近年は毎年約5,000人の人口減少が続いている。2020年（令和2年）は前年比約1,000人の減少に止まったものの、今後も毎年5,000人以上の人口減少が継続し2045年（令和27年）頃までには80万人を切ることが予測されている。

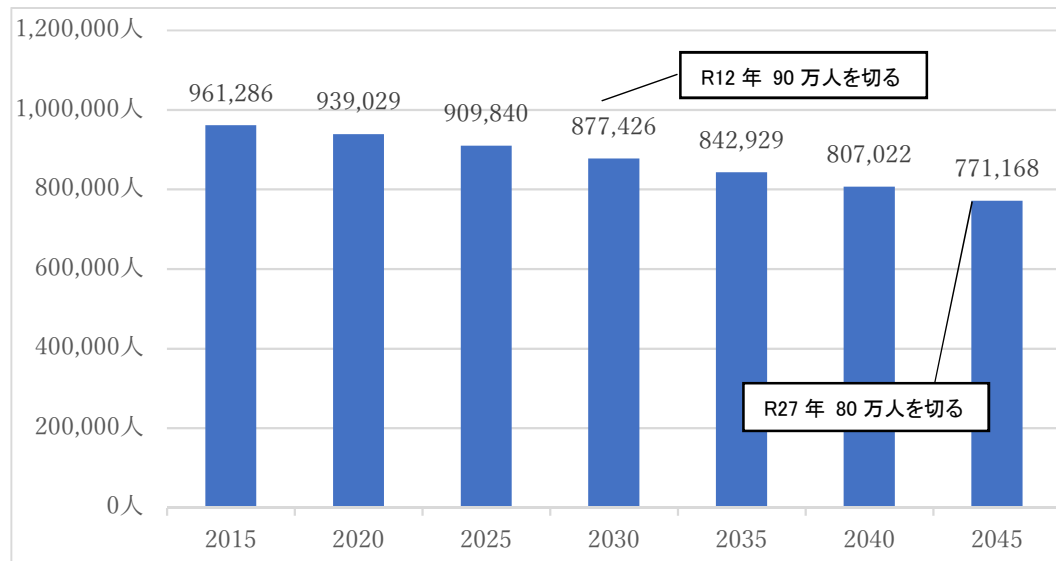
<市の総人口推移>



※出所：市ホームページに公表されている人口統計データを基に作成



<市の人口推移の将来予想>

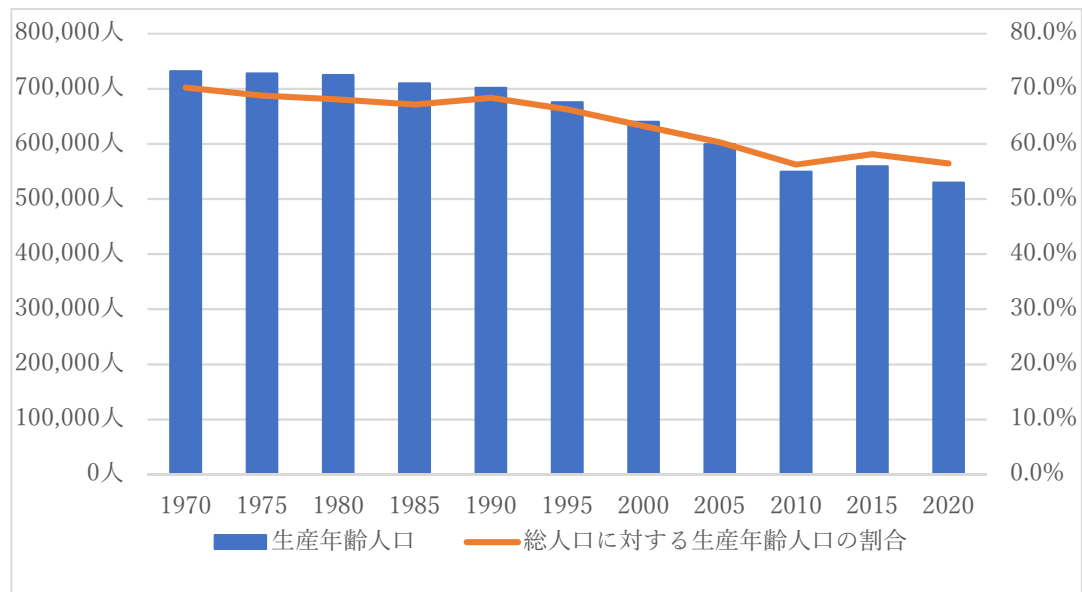


※出所：「第2期北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」掲載データを基に作成

イ. 生産年齢人口の状況

市の生産年齢人口は、市の人口の推移に先行して1970年（昭和45年）頃から減少に転じ、1990年（平成2年）以降は減少幅が大きくなっている。少子高齢化、総人口の減少に伴い、生産年齢人口の減少傾向は今後も継続することが予想されている。

<市の生産年齢人口及び総人口に対する割合の推移>

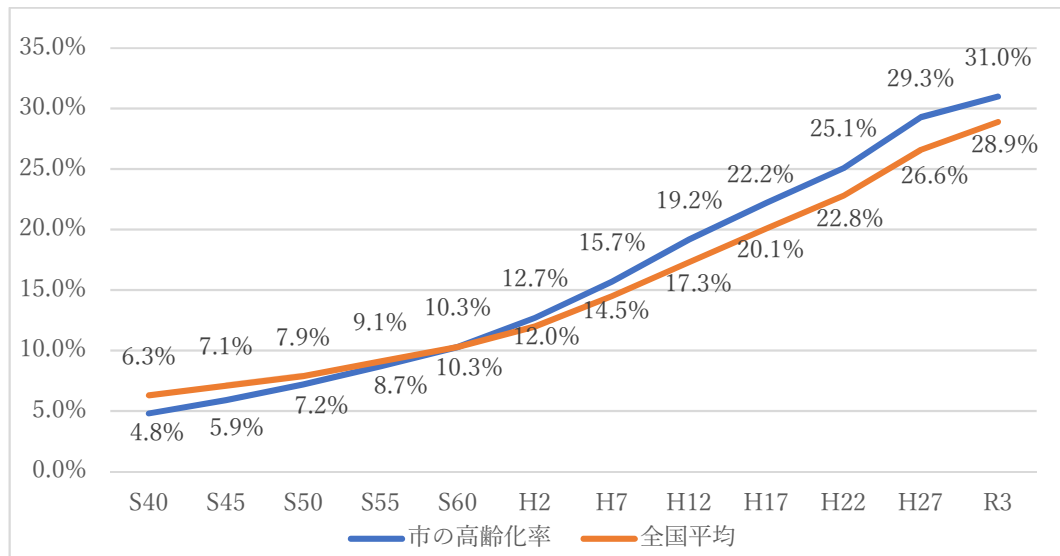


※出所：総務省「国勢調査結果報告」を基に作成

## ウ. 高齢化率

市は1963年（昭和38年）の5市合併以降、高齢化率（総人口に占める満65歳以上の人口の割合）が継続的に上昇している。1985年（昭和60年）以降は全国平均よりも高い水準が継続しており、1995年（平成7年）以降は全政令都市の中で1位の状態が続いている。今後も高齢化率は上昇し、2040年（令和22年）には高齢化率は36.6%に達すると予想されている。

<高齢化率の推移>

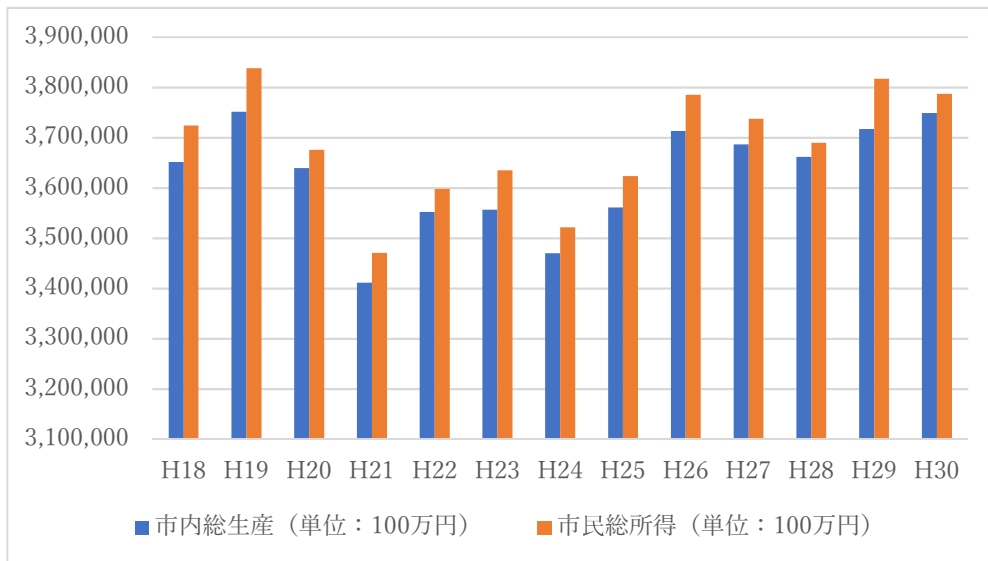


※出所 市ホームページ掲載データに基づき作成

## (2) 市内総生産と市民総所得

市内総生産は、2008年（平成20年）のリーマンショックの影響で落ち込んだ後、増減を経ながらも微増傾向にあるが、未だに直近のピークである2007年（平成19年）の水準を超えるには至っていない。市民総所得も概ね市内総生産に連動して増減している。市の総人口、生産年齢人口が減少する中で、市内総生産、市民総所得は全体として横ばいであるため比較的健闘しているとも評価できるが、今後も人口減少が見込まれる中で持続的な経済成長を目指すのであれば、限りある予算を高い成長性、生産性が見込まれる産業分野に効率的に投資することが不可欠である。

<市内総生産と市民所得の推移>

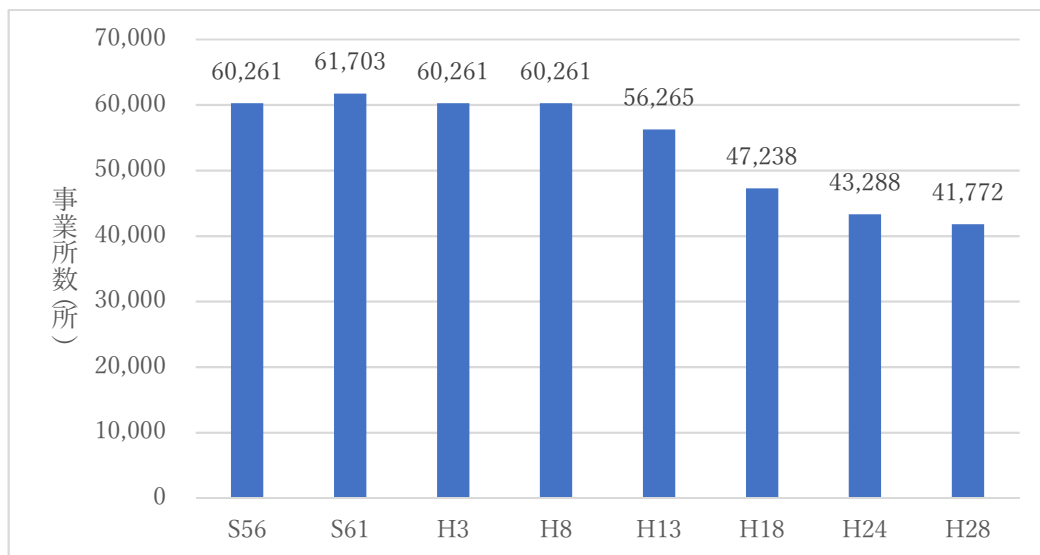


※出所 市ホームページに掲載されている市民経済計算のデータを基に作成

(3) 市内の事業所数、従業者数

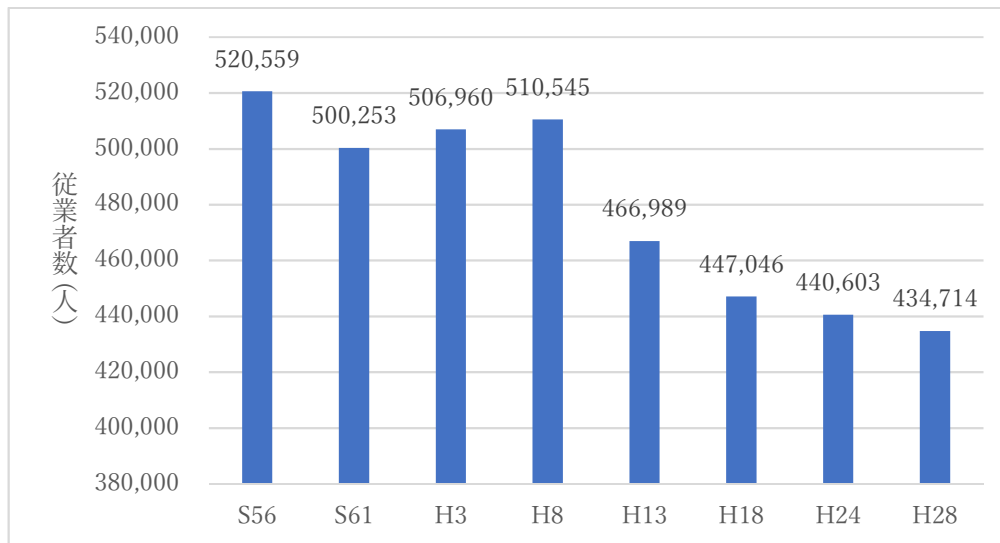
生産年齢人口の減少、少子高齢化に伴い市内の事業所数、従業者数はいずれも減少傾向にあり、この傾向は今後も継続すると予測されている。

<市内事業所数の推移>



※出所:市ホームページ掲載データ、経済センサス活動調査結果に基づき作成

### <従業者数の推移>



※出所：市ホームページ掲載データ、経済センサス活動調査結果に基づき作成

#### (4) 市内の事業所数、従業者数（業種別）

産業大分類別に区分をしたところ、市は、「建設業」「製造業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」「サービス業」が産業の中心となっている。

産業全体として事業所数、従業者数はともに減少傾向となっており、中でも、全体の大きな割合を占める「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」が著しく減少しており、また市の産業における歴史を長らく支えてきた「建設業」「製造業」についても減少傾向が継続している。

(事業所数の増減)

産業大分類		平成21年	平成28年	構成比	増減	増減率
A～R	全産業（S公務を除く）	46,980	41,540	100.0%	▲ 5,440	▲11.5%
A～B	農林漁業	54	39	0.1%	▲ 15	▲27.7%
C～R	非農林漁業（S公務を除く）	46,926	41,501	99.9%	▲ 5,425	▲11.5%
C	鉱業，採石業，砂利採取業	30	15	0.0%	▲ 15	▲50.0%
D	建設業	4,448	3,830	9.2%	▲ 618	▲13.8%
E	製造業	2,307	2,114	5.1%	▲ 193	▲8.3%
F	電気・ガス・熱供給・水道業	34	52	0.1%	18	52.9%
G	情報通信業	463	312	0.8%	▲ 151	▲32.6%
H	運輸業，郵便業	1,593	1,346	3.2%	▲ 247	▲15.5%
I	卸売業，小売業	13,399	11,197	27.0%	▲ 2,202	▲16.4%
J	金融業，保険業	782	711	1.7%	▲ 71	▲9.0%
K	不動産業，物品賃貸業	3,880	3,126	7.5%	▲ 754	▲19.4%
L	学術研究，専門・技術サービス業	1,711	1,560	3.8%	▲ 151	▲8.8%
M	宿泊業，飲食サービス業	6,570	5,591	13.5%	▲ 979	▲14.9%
N	生活関連サービス業，娯楽業	4,182	3,789	9.1%	▲ 393	▲9.3%
O	教育，学習支援業	1,218	1,168	2.8%	▲ 50	▲4.1%
P	医療，福祉	3,317	3,852	9.3%	535	16.1%
Q	複合サービス事業	201	190	0.5%	▲ 11	▲5.4%
R	サービス業（他に分類されないもの）	2,791	2,648	6.4%	▲ 143	▲5.1%

※出所：平成21年経済センサス（基礎調査）、平成28年経済センサス（活動調査）

※出向・派遣のみの事業所は除く。

(従業者数の増減)

産業大分類		平成21年	平成28年	構成比	増減	増減率
A～R	全産業（S公務を除く）	464,212	434,714	100.0%	▲ 29,498	▲6.3%
A～B	農林漁業	443	419	0.1%	▲ 24	▲5.4%
C～R	非農林漁業（S公務を除く）	463,769	434,295	99.9%	▲ 29,474	▲6.3%
C	鉱業，採石業，砂利採取業	302	161	0.0%	▲ 141	▲46.6%
D	建設業	39,611	32,506	7.5%	▲ 7,105	▲17.9%
E	製造業	64,726	55,478	12.8%	▲ 9,248	▲14.2%
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1,694	2,242	0.5%	548	32.3%
G	情報通信業	8,547	5,928	1.4%	▲ 2,619	▲30.6%
H	運輸業，郵便業	34,374	29,231	6.7%	▲ 5,143	▲14.9%
I	卸売業，小売業	98,393	85,437	19.7%	▲ 12,956	▲13.1%
J	金融業，保険業	10,755	9,917	2.3%	▲ 838	▲7.7%
K	不動産業，物品賃貸業	12,920	11,518	2.6%	▲ 1,402	▲10.8%
L	学術研究，専門・技術サービス業	12,845	13,883	3.2%	1,038	8.0%
M	宿泊業，飲食サービス業	42,289	38,288	8.8%	▲ 4,001	▲9.4%
N	生活関連サービス業，娯楽業	21,537	18,746	4.3%	▲ 2,791	▲12.9%
O	教育，学習支援業	13,852	13,692	3.1%	▲ 160	▲1.1%
P	医療，福祉	59,776	74,514	17.1%	14,738	24.6%
Q	複合サービス事業	1,707	2,660	0.6%	953	55.8%
R	サービス業（他に分類されないもの）	40,441	40,094	9.2%	▲ 347	▲0.8%

※出所：平成21年経済センサス（基礎調査）、平成28年経済センサス（活動調査）

(5) 市内の事業所数、従業者数（事業規模別）

市における事業所は中小規模が多く、事業所における人数が20人未満と、20人以上100人未満で、産業大分類別に増減比較を行った。

全体として20人未満の小規模事業所が占める割合が高く、それらの事業所は高齢化に伴う廃業・退職により減少傾向が進んでいる。

(事業所数の増減)

産業大分類	平成21年		平成28年		増減	
	20人未満	20人以上 100人未満	20人未満	20人以上 100人未満	20人未満	20人以上 100人未満
A～R 全産業（S公務を除く）	42,535	3,938	37,141	3,930	▲ 5,394	▲ 8
A～B 農林漁業	50	4	34	4	▲ 16	0
C～R 非農林漁業（S公務を除く）	42,485	3,934	37,107	3,926	▲ 5,378	▲ 8
C 鉱業，採石業，砂利採取業	28	2	14	1	▲ 14	▲ 1
D 建設業	4,112	314	3,553	265	▲ 559	▲ 49
E 製造業	1,773	429	1,604	407	▲ 169	▲ 22
F 電気・ガス・熱供給・水道業	16	11	28	16	12	5
G 情報通信業	389	58	250	51	▲ 139	▲ 7
H 運輸業，郵便業	1,129	409	906	403	▲ 223	▲ 6
I 卸売業，小売業	12,465	867	10,360	797	▲ 2,105	▲ 70
J 金融業，保険業	628	144	550	151	▲ 78	7
K 不動産業，物品賃貸業	3,815	59	3,067	54	▲ 748	▲ 5
L 学術研究，専門・技術サービス業	1,620	79	1,464	84	▲ 156	5
M 宿泊業，飲食サービス業	6,125	431	5,184	395	▲ 941	▲ 36
N 生活関連サービス業，娯楽業	3,988	184	3,613	167	▲ 375	▲ 17
O 教育，学習支援業	1,083	118	1,000	146	▲ 83	28
P 医療，福祉	2,701	530	3,086	670	385	140
Q 複合サービス事業	185	15	177	5	▲ 8	▲ 10
R サービス業（他に分類されないもの）	2,428	284	2,251	314	▲ 177	30

※出所：平成21年経済センサス（基礎調査）、平成28年経済センサス（活動調査）

※出向・派遣のみの事業所は除く。

(従業者数の増減)

産業大分類	平成21年		平成28年		増減	
	20人未満	20人以上 100人未満	20人未満	20人以上 100人未満	20人未満	20人以上 100人未満
A～R 全産業（S公務を除く）	192,331	146,973	176,899	145,795	▲ 15,432	▲ 1,178
A～B 農林漁業	287	156	142	137	▲ 145	▲ 19
C～R 非農林漁業（S公務を除く）	192,044	146,817	176,757	145,658	▲ 15,287	▲ 1,159
C 鉱業、採石業、砂利採取業	222	80	112	49	▲ 110	▲ 31
D 建設業	23,024	11,091	19,291	8,901	▲ 3,733	▲ 2,190
E 製造業	10,392	17,718	9,557	16,646	▲ 835	▲ 1,072
F 電気・ガス・熱供給・水道業	132	431	251	732	119	301
G 情報通信業	2,169	2,264	1,334	1,951	▲ 835	▲ 313
H 運輸業、郵便業	6,272	17,692	5,783	16,382	▲ 489	▲ 1,310
I 卸売業、小売業	56,939	30,436	50,431	28,101	▲ 6,508	▲ 2,335
J 金融業、保険業	3,820	5,180	3,510	5,085	▲ 310	▲ 95
K 不動産業、物品賃貸業	9,629	2,096	8,312	1,987	▲ 1,317	▲ 109
L 学術研究、専門・技術サービス業	7,030	3,209	6,299	3,186	▲ 731	▲ 23
M 宿泊業、飲食サービス業	26,744	12,981	24,100	12,321	▲ 2,644	▲ 660
N 生活関連サービス業、娯楽業	11,955	7,102	11,222	5,816	▲ 733	▲ 1,286
O 教育、学習支援業	4,472	4,483	4,420	5,085	▲ 52	602
P 医療、福祉	17,830	19,943	21,666	25,542	3,836	5,599
Q 複合サービス事業	1,052	549	938	292	▲ 114	▲ 257
R サービス業（他に分類されないもの）	10,362	11,562	9,531	13,582	▲ 831	2,020

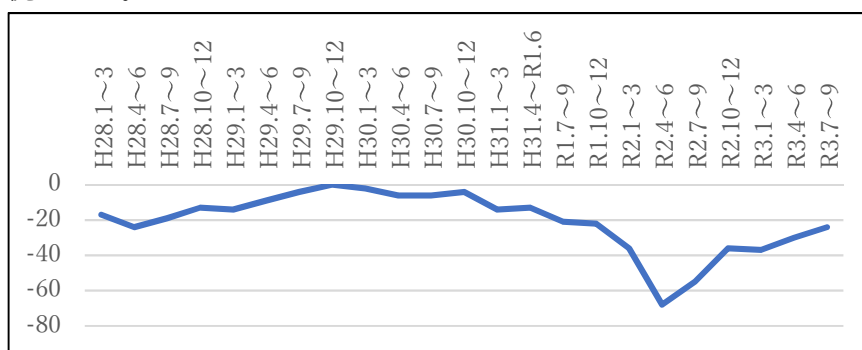
※出所：平成21年経済センサス（基礎調査）、平成28年経済センサス（活動調査）

(6) 市内企業の景気感

市の景気動向について、DI（景気動向指数）の推移を示している。

令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で著しく下降したが、回復基調となっている。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響以前より、マイナス水準が継続している状況である。



※出所：北九州商工会議所 経営動向調査結果

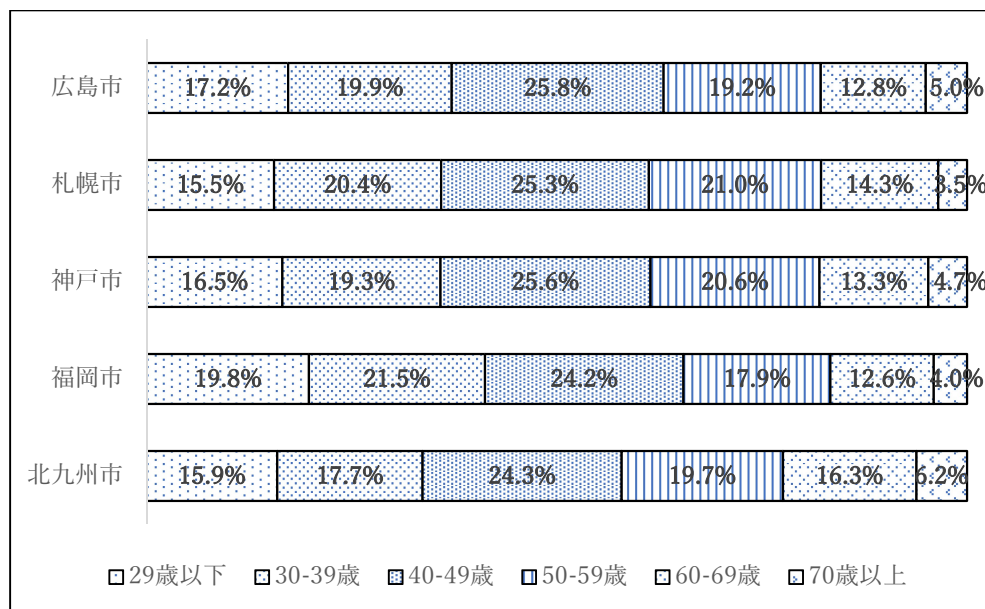
※DI（景気動向指数：Diffusion Index）とは、各調査項目に対してプラス傾向（増加・上昇・改善）の回答割合からマイナス傾向（減少・下降・悪化）の回答割合を差し引いたもの。

(7) 有業者の年齢別割合

有業者全体に占める年齢層別の構成比を他政令指定都市と比較している。

60歳以上の有業者割合について、下図の他4市は16～18%程度であるが、市は22.5%と高い割合となっており、有業者の側面からも市の高齢化は進んでいる。

有業者の高齢化が加速することは、市の生産年齢人口の逡減や、事業承継を適時に進める等の課題が生じることとなる。



※出所：「平成29年就業構造基本調査結果」（総務省統計局）



## 2 北九州市の計画

### (1) 北九州市新成長戦略

#### ア. 北九州市新成長戦略の策定

市は、平成 25 年 3 月に、「北九州市新成長戦略」（以下、「新成長戦略」という。）を策定し、平成 27 年度までの短期目標として「新たな雇用創出 1 万人を目指す」を掲げた。策定当時の日本経済は、平成 20 年秋に発生したリーマンショックや急激な円高の進行、東日本大震災の発生などの影響による落ち込みから、回復しきれていない状況であった。特に、地域経済にとっては、雇用面への影響が大きく、新規雇用機会の創出が喫緊の課題となっていた。

その後、グローバル化の進展に伴う社会経済情勢の急激な変化にも機動的に対応するため、3 年後の平成 27 年度に「新成長戦略」の見直しを行った。

#### イ. 新成長戦略の目標像

新たな技術と豊かな生活を創り出すアジアの先端産業都市

市は、今後のまちづくりの方向性を示す基本構想・基本計画として「元気発進！北九州」プランを平成 20 年度に策定した。このプランでは、令和 2 年度を目標年次とし、まちづくりの目標を「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」としている。さらに、市の中核的な強みや、魅力を表す“都市ブランド”として「世界の環境首都」、「アジアの技術首都」を掲げている。

これを実現するため、産業づくりの分野では、市のポテンシャル（優位性）を活かしたものづくり産業の飛躍と市民生活の質の向上やにぎわいの創出につながるサービス産業の振興などに取り組んでいる。

また、近年、従来にない働き方を望む学生、自由な働き方を求める女性、起業家など異なる価値観のもと、多様なライフスタイルや働き方を求める人たちも増えてきているため、「新たな技術と豊かな生活を創り出すアジアの先端産業都市」を、新成長戦略の目標像とする。

#### ウ. 新成長戦略の位置づけ

新成長戦略は、市の基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランの産業面の取り組みを推進する基本戦略（分野別計画）として位置づけられるものである。

#### エ. 新成長戦略の期間

新成長戦略の計画期間は令和 2 年度までとしている。

#### オ. 戦略の成果目標（令和 2 年度まで）

- 付加価値額の合計である市内総生産（名目）は、全国を上回る増加率を確保しつつ、4 兆円を目指す。

- 市民所得は、政令指定都市の平均を上回る増加率を確保しつつ、納税義務者数や消費者物価地域差指数を加味した実質購買力に換算した数値で政令市の中位を目指す。
- 若者、女性、高齢者、障害者の就労を促進しつつ、新たな雇用創出 20,000 人を目指す。

#### カ. 新成長戦略における検討の視点

新成長戦略では、市を取り巻く社会経済情勢や、市のポテンシャル（優位性）・課題などを踏まえ、課題を解決に導くための視点として次の7つを設定している。

- 地域企業が元気に産業活動を続けられる環境整備
- 本市の産業を牽引するリーディングプロジェクトの創出
- 短期間で道筋をつける取り組み
- 財政状況を考慮し、民間活力を活用するなどの効率的な戦略
- 若者や女性、高齢者、障害者が働きやすい環境整備
- 国家戦略特区、グリーンアジア国際戦略総合特区・北九州市環境未来都市を含めたポテンシャル（優位性）の活用
- 市役所の組織横断的な体制による推進

#### キ. 5つの方向性とリーディングプロジェクト

新成長戦略に基づいた施策を推進する上で、5つの方向性と、その方向性ごとの「リーディングプロジェクト」を定め、重点的に取り組んでいる。

##### 方向性 I 地域企業が元気に活動し続ける環境整備

市を取り巻く地域経済においても、大企業の国内拠点をめぐる地域間競争、中小企業の競争力向上などの課題が顕在化しており、地域企業が元気に活動し続ける環境整備は最も重要な課題である。北九州市中小企業振興条例を踏まえ、中小・小規模企業への支援に一層力を注ぐとともに、大企業も含めた地域企業への徹底した支援を行っていく。

- 地域企業のビジネス展開を促進する組織的な体制の整備
  - 中小・小規模企業の競争力向上  
(中小企業の経営支援、地域商業の活性化、中小・小規模企業振興の一層の充実、ベンチャー企業等の創業促進)
  - 地元製品・サービスの利活用の推進
  - 地元企業の高度化・新製品開発支援  
(研究開発・事業化支援、学術・研究基盤の推進、インダストリー4.0 (※) などのIoTに関する対応の強化)
- (※) ドイツが提唱する政策で、製造業のデジタル化により生産効率の高い工場

を実現し、製造業の競争力維持・強化を目指すもの。

- 地域活性化のための人材育成の強化  
(地元大学生の地域産業への理解促進と定着)
- 充実した物流基盤を活用した物流振興  
(北九州空港の強みを活かした航空貨物の拠点化、東九州自動車道の開通に伴う物流拠点化促進)
- 多様な価値観に呼応した働き方支援  
(学生・女性・起業家など多様な働き方を志向する人たちへの相談・アドバイス体制の充実)

#### 方向性Ⅱ 高付加価値ものづくりクラスターの形成

地球温暖化をはじめとする環境問題、生産年齢人口の減少と高齢化の進展、ものづくりを支える資源の枯渇や希少資源の確保など、ものづくり産業を取り巻く課題は山積している。こうした課題をチャンスと捉え、環境配慮のものづくりや生産性向上、高齢化社会対応の製品づくり、次世代資源循環システム創出など、市の強みを生かした高付加価値ものづくりクラスターの形成を図っていく。

- 次世代自動車産業拠点の形成  
(次世代自動車（EV、FCV、電気バス等）の工場立地、環境配慮型部品の供給基地の形成、自動運転・安全運転関連技術の開発推進、北部九州自動車産業アジア先進拠点プロジェクトの推進)
- 我が国をリードするロボット産業拠点の形成  
(産業用ロボットの導入支援による市場拡大、ロボット技術の開発・実証、介護ロボットの導入支援、ロボット産業を支える人材の育成)
- 豊富な実績等を活かした環境産業拠点の形成  
(次世代資源循環型産業拠点の形成、環境配慮型製品・環境関連サービスの集積、水素や風力などエネルギー関連産業の集積)

#### 方向性Ⅲ 国内潜在需要に対応したサービス産業の振興

我が国は、高齢化社会の進展や人口減少社会によるにぎわい・活力の衰退に面している。こうした課題には、新たなニーズ、潜在需要といったものが必ず存在している。市は、高齢化が進む大都市として、こうした潜在需要に対応した新たなサービス産業を振興するとともに、構築したビジネスモデルを国内や近い将来同様の課題が顕在化するアジアを含めた海外へ展開していく。

- 高齢者を中心とした健康・生活支援ビジネスの推進  
(高齢者の健康増進・長寿産業の振興、シニア向けビジネスの創出・育成、生活の質を支える生活支援ビジネスの振興、介護ロボット導入支援)
- にぎわいづくりによる集客交流産業の拡充  
(産業観光、近代化産業遺産、環境観光資源等を活用した集客促進、インバウンド)

対策の充実、都心集客アクションプランの推進、街なかのにぎわいづくり及び中心市街地活性化、空き家を活用したビジネスモデルの構築、6次産業化(※)の推進及び食品ビジネス支援による食の産業化促進)

(※) 農林水産業活性化のため、農林漁業者が第1次産業に加え、これに関連する第2次・第3次産業(加工・販売等)に係る事業を融合して実施すること等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組み。

- ▶ サービス産業の高付加価値化の推進及び情報通信産業の集積  
(サービス産業の集積促進及び高付加価値化の推進、SNSの活用等によるサービス産業の生産性向上や販路拡大、北九州の特性を活かした情報通信関連産業拠点の形成、情報コンテンツ産業及び情報サービス産業の創出・育成)

#### 方向性Ⅳ グローバル需要を取り込む海外ビジネス拠点の形成

我が国では、少子高齢化や人口減少に伴う市場規模の縮小が懸念されている。このような中、地域企業が生産規模の維持・拡大を図る上で、成長を続けるアジアを始め、海外展開により収益をあげるという視点は重要である。このような観点から、市が培ってきた海外ネットワークを生かした都市インフラビジネスの展開、生産技術やメンテナンス技術といった市に強みのある分野での海外展開、海外展開の足がかりやノウハウ、人材が不足している市内中小企業への多様な支援を行っていく。

- ▶ アジアに貢献する都市インフラビジネスの展開  
(アジア低炭素化センターを核とした都市インフラビジネスの推進)
- ▶ 海外工場のサポート拠点の形成  
(市内工場のマザー工場化の推進、海外工場のサポート拠点化の推進)
- ▶ 北九州発ブランドの海外ビジネス支援  
(中小製造業の海外ビジネス支援、飲食・小売・介護・サービス業の海外ビジネス支援)

#### 方向性Ⅴ 地域の成長を支えるエネルギーミックスの構築による地域エネルギー拠点の形成

東日本大震災を境に我が国を取り巻くエネルギー環境は一変しており、エネルギー供給の不安定化や単価の上昇など産業にとっては厳しい状況となっている。これまで、国がエネルギー政策を考えるものであったが、地域自身が地域エネルギー政策を考える時代になったと言っても過言ではない。市は、環境・エネルギーの分野で我が国のトップランナーとして先導的な取り組みを進めてきており、地域の成長を支える地域エネルギー拠点の形成とともに、それを活用した最先端モデルの構築を図っていく。

- ▶ 省エネルギー(ネガワット(※))の推進  
(省エネ施策の推進、スマートコミュニティの推進、市域全体へのスマート化の促進、省エネルギー、スマートコミュニティの国内、海外ビジネス展開)
- (※) ネガワットとは、ネガ(反対)+ワット=発電の逆である。節電を表すものである

るが、省エネ全般を表すこともある。

- 再生可能エネルギー・基幹エネルギーの創出拠点の形成  
(再生可能エネルギーの立地促進、基幹エネルギーの立地促進、再生可能エネルギー産業の総合拠点形成の推進、再生可能エネルギーの普及支援、送電網強化)
- 安定・安価で賢いエネルギー網の構築  
(安心して産業活動ができるようなエネルギー基盤の創出、最先端の産業コンピナートの構築、広域貢献するエネルギー網の環境整備)
- 水素エネルギーの推進  
(水素供給拠点の形成、水素エネルギーの実用化に向けたプロジェクトの推進)

#### ク. 雇用創出に向けて

市民が安心して暮らすための一番の基本は、安定した雇用の実現であるため、産業振興による市経済の活性化を通じて、若者、女性、高齢者、障害者を含め多くの市民が働くことができる雇用機会を創出し、求職者一人ひとりに対するきめ細かな雇用のマッチングを実現するよう取り組んでいる。

(雇用機会創出における視点)

- 付加価値の高い産業の振興により、質の高い雇用を創出する
- 雇用吸収力の高い産業の振興により、多くの雇用を創出する
- 市民の個々の生活スタイルに合わせた多様な雇用機会を創出する

## (2) 北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略

### ア. 第1期北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略

#### ①概要

国においては、少子高齢化・人口減少という我が国が直面する大きな課題に対して政府が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指すため、内閣総理大臣を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」が平成26年に設置されている。さらに、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決の3つの視点を基本とした第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27年度～令和元年度)が策定され、魅力ある地方の創生を目指している。

国の政策の基本目標(4つの基本目標)は以下の通りである。

- 地方における安定した雇用を創出する
- 地方への新しい人の流れをつくる
- 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

市においても、少子高齢化・人口減少は重要な課題と認識しており、国の方針と一体的な対応を行うため、平成 27 年 10 月に「女性と若者の定着などにより社会動態をプラスにしていき、地方創生の『成功モデル都市』を目指す」ことを市の地方創生の基本方針と定めた第 1 期「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定した。

市では、総合戦略策定にあたり、女性と若者の定着などの観点から様々な意見をいただくため、北九州市まち・ひと・しごと創生有識者会議（第三者委員会）を設置している。

また、総合戦略を推進するにあたっては、北九州市まち・ひと・しごと創生推進協議会、北九州市まち・ひと・しごと創生推進本部が一体となり、「オール北九州」で地方創生の推進を図る体制をとっている。

さらに、国では人口減少克服・地方創生を実現するため、5つの政策原則に基づき施策を展開することとしており、市では政策 5 原則をしっかりと受け止めた対応を行うため、政策 5 原則を以下の通り定めている。

**自 立 性**：国や県の総合戦略の施策を実施し、又は拡充することに加え、本市独自の施策を組み合わせ、効率的に最大限の効果を得ていく。そのため、各施策を迅速に展開し、相乗効果が発揮できるよう、国、県との連携強化、推進協議会での機能的・横断的な連携により、「しごと」を創出し、「ひと」を呼ぶ好循環を確立していく。

**将 来 性**：市内や国内にとどまらず、アジアとつながる施策を同時並行的に実施することで、外部の成長力を取り込んでいき、「ひと」が「しごと」を呼び込む持続的な成長サイクルを形成し、将来性を確保していく。

**地 域 性**：本市の地域特性を更に強め、地方創生に必要な課題を克服する施策を企画立案し、実行する。

**直 接 性**：最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策を実施する。

**結果重視**：PDCA メカニズムのもと、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する。

## ②基本方針及び基本目標

北九州市の地方創生の基本方針は「女性と若者の定着などにより社会動態をプラスにしていき、地方創生の『成功モデル都市』を目指す」ことであり、総合戦略での 4 つの基本目標は以下の通りである。

(ア) 北九州市にしごとをつくり、安心して働けるようにする

項目	目標値 (R 元年度)
市内大学生地元就職者数	1.5 倍
市内新規雇用者数	20,000 人

空港利用者数	126 万人⇒200 万人
航空貨物取扱量	15 千トン⇒30 千トン
ものづくりと環境・エネルギーに関する経済波及効果	9,500 億円

(イ) 北九州市への新しいひとの流れを作る

項目	目標値 (R 元年度)
首都圏からの本社機能移転等	累計 30 社
小倉駅新幹線口年間集客数	300 万人以上 (年間)
外国人観光客数	13 万人⇒70 万人

(ウ) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

項目	目標値 (R 元年度)
女性の就業率 (25～44 歳の女性就業率)	65.9%⇒70.0%
ダイバーシティ行動宣言等登録・届出企業	累計 1,200 社
合計特殊出生率	政令市トップクラスを維持

(エ) 時代に合った魅力的な都市をつくる

項目	目標値 (R 元年度)
「本市への誇りや自信がある」と答えた市民の割合	57.0%⇒80.0%以上
「安全だ (治安が良い)」と思っている市民の割合	76.0%⇒90.0%以上
刑法犯認知件数 (人口千人あたり)	政令市 12 位⇒ベスト 3
公共施設保有量	少なくとも今後 40 年間で 20%削減

### ③期間

平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間としている。

### ④総括 (成果と課題)

基本方針である「社会動態をプラス」にしていくことについては、令和元年末時点では未達成であるものの、第 1 期総合戦略がスタートした平成 27 年の社会動態と比較すると改善傾向にある。

これは、第 1 期総合戦略において、若者の地元就職促進をはじめ、定住・移住や U・I ターン関連の取組、子育て支援、企業誘致などの施策を総合的に取り組んだことが社会動態の改善につながっているものと市は分析している。加えて、近年の外国人市民の増加も社会動態に影響していると分析している。

## イ. 第2期北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略

### ①概要

国は、第1期で根付いた地方創生の意識や取組を令和2年度以降も継続し、「継続を力にする」という姿勢で次のステップに向けた歩みを確かなものとするため、より一層の充実・強化に取り組むとしている。第2期（令和2年度～令和6年度）にあたり、国では、現行の枠組みを引き続き維持し、地方創生のより一層の充実・強化に取り組んでいくこととしており、以下の通り、4つの基本目標に加え、新たな横断的な目標を設定するなど、必要な見直しを行っている。

#### 【4つの基本目標】

- 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
- 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

#### 【新たな横断的な目標】

- 多様な人材の活躍を推進する
- 新しい時代の流れを力にする

市においても、これまでの市の地方創生の取組の成果や課題を整理するとともに、従来の枠組みを維持しつつ、市の抱える課題や時代の流れを踏まえ、必要な見直しと一層の充実・強化を図っている。

### ②基本方針及び基本目標

第2期総合戦略の基本方針及び基本目標は以下の通りである。

#### 【基本方針】

女性と若者の定着などにより社会動態をプラスにしていき、SDGsを原動力に地方創生の「成功モデル都市」を目指す

- 産業の活性化と生産性の向上
- 質の高い暮らしと快適なまちの実現

#### 【基本目標】

(ア) 北九州市に魅力あるしごとをつくり、安心して働けるようにする

項目	目標値 (R6年度)
市内企業への新卒就職者数	4,600人
市内新規雇用者数	累計 30,000人
企業誘致による新規雇用創出数	累計 4,000人



(イ) 北九州市への新しいひとの流れをつくる

項目	目標値 (R6 年度)
移住希望者数 (お試し居住参加者数)	毎年 50 人以上
外国人観光客数	70 万人
北九州空港利用者数	200 万人

(ウ) 女性の活躍を推進し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

項目	目標値 (R6 年度)
ダイバーシティ行動宣言等登録・届出企業	累計 1,600 社
合計特殊出生率	政令市トップクラスを維持
「子育てしやすいまち」と感じる市民 (子育て世代の割合)	90%以上

(エ) 時代に合った魅力的な住みよいまちをつくる

項目	目標値 (R6 年度)
「本市に住んでよかった、ずっと住み続けたい」と答えた市民の割合	90%以上
「本市への誇りや自信がある」と答えた市民の割合	80%以上

第 2 期総合戦略は、「女性と若者の定着などにより社会動態をプラスにしていき、地方創生の『成功モデル都市』を目指す」という基本方針は堅持しつつも、日本全体で人口が減少していくなか、「人口」や「社会動態」という人の動きだけに捉われず、新たに「経済」や「まちづくり」の視点を基本方針の下に位置付けることとしている。

また、市は「SDGs 未来都市」として SDGs のトップランナーを目指し、「日本一住みよいまち」の実現に向けて、様々な取組を有機的に連携させながら進めていくことが重要であるとしており、SDGs 達成のために「社会」・「経済」・「環境」の三つの側面を一体的に取り組むこととしている。加えて、基本目標や事業の KPI については、選択と集中の観点から見直しを進めている。

国の政策 5 原則への対応は第 1 期総合戦略と同様である。

③期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間としている。

④新型コロナウイルス感染症への対応 (第 2 期総合戦略【2021 改訂版】)

市では、新型コロナウイルス感染症によって新たに明らかになった課題やトレンドを踏まえ、第 2 期総合戦略の強化を図っている。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、少子高齢化や東京一極集中といったこれまでの構造的課題に加え、医療提供体制や都市の過密といった感染症対策のリスク、デジタル化・オンライン化の必要性といった新たな課題が明らかとなった。また、テレワークといった場所にとらわれない柔軟な働き方が広がったことで、IT 関連企業の地方への関心が高まり、企業や個人の意識や価値観に変化が生じている。市では、感染症を契機とした地方への関心の高まりを地方への大きな流れにつなげていくために、感染症対策や地域経済の下支えに注力すると同時に、ポストコロナの新しい時代を見据え、若い世代に向けた戦略的な情報発信を行うこととした。また、国全体で2050年のカーボンニュートラルを目指すことを示したことを受け、環境と経済の好循環による、脱炭素社会の実現に向けたグリーン成長の推進を図ることとした。

これを受け、以下の5つの視点で施策や事業を強化している。

**【強化に向けた5つの視点】**

- 環境と経済の好循環による、脱炭素社会の実現に向けたグリーン成長の推進
- デジタルトランスフォーメーション（DX）推進による質の高い社会の構築
- 柔軟な働き方や暮らしの実現による、企業や人の新しい流れの創出
- 地域経済の下支えと雇用の維持
- 感染症対策を始めとする、危機に強く安心して暮らせる「共生のまち」の実現

**【横断的な視点に追加】**

- 地方創生推進のためのデジタル技術活用

**3 監査対象部署の概要**

**(1) 産業経済局**

監査対象部署である産業経済局は、総務政策部、緊急経済対策室、雇用・生産性改革推進部、観光部、商業・MICE 推進部、企業立地支援部、産業イノベーション推進室、物流拠点推進室、農林水産部、中央卸売市場から構成されている。監査の目的、趣旨と照らし、このうち、監査対象としたのは以下の通りである。

**【産業経済局における監査対象事業】**

部	課	各課事業の重点項目	対象事業
緊急経済対策室		新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、本市経済の活性化を図っていく。 ・市内中小企業のデジタル化等を強力に推進する。 ・金融機関と連携し M&A 支援を行い、地域経済の発展につなげる。	・円滑な事業承継のための M&A モデル事業 ・未来の株式上場企業育成事業 ・新成長戦略推進事業

雇用・生産性改革推進部	雇用政策課	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の変化に対応した支援を強化するとともに、市外から新たな働き手呼び込むことで、本市経済の活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により再就職にチャレンジする求職者等への支援強化</li> <li>・ポストコロナを見据えた新規学卒者等の市内就職支援</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を契機とした東京一極是正の機運をチャンスと捉え、市内企業への就職希望者への支援強化</li> <li>・高齢者や外国人等の人材を活かすための支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内企業の採用力強化支援事業</li> <li>・外国人材就業サポート事業</li> <li>・北九州ゆめみらいワーク事業</li> <li>・シルバー人材センター運営補助</li> <li>・若年者正規雇用促進事業</li> <li>・合同会社説明会等開催事業</li> <li>・高齢者就業支援センター運営業務</li> <li>・中高年齢者雇用環境づくり事業</li> <li>・安心して働ける労働環境づくり事業</li> </ul>
	スタートアップ推進課	<p>スタートアップを発掘・育成するための支援体制を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップエコシステム推進事業（創業支援）</li> <li>・創業機運醸成事業</li> <li>・北九州テレワークセンター管理運営事業</li> <li>・国際競争力強化支援事業</li> <li>・北九州市中小企業海外展開支援助成金</li> <li>・国際ビジネス拠点運営事業</li> </ul>
	中小企業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業振興条例において定められている中小企業の振興を総合的に推進する。</li> <li>・「小規模企業振興基本法」に基づき、小規模企業の支援体制を強化し、持続的発展を支援する。</li> <li>・中小企業の経営力強化及び技術力・販売力の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小・小規模企業総合支援事業</li> <li>・事業承継・M&amp;A 促進化事業</li> <li>・ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援事業</li> <li>・中小企業人材確保支援助成金</li> <li>・中小企業融資損失補償</li> <li>・中小企業融資</li> <li>・開業支援資金融資</li> <li>・新成長戦略みらい資金融資</li> <li>・中小・小規模企業資金調達円滑化支援事業</li> <li>・中小企業技術開発振興助成金</li> <li>・経営リーダー育成支援事業</li> <li>・オンリーワン企業創出事業</li> <li>・ビジネスチャンス拡大支援事業</li> <li>・中小企業支援センター特定支援事業</li> <li>・中小企業団体育成支援事業</li> <li>・起業家支援工場管理運営事業</li> <li>・中小企業成長加速化モデル事業</li> <li>・給与アップで人手不足解消！労働生産性向上サポート事業</li> </ul>

観光部	観光課	<p>観光事業者の事業継続を支援するとともに反転攻勢へ向けた準備を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・OTAを活用した宿泊キャンペーンなど、コロナ感染症の影響で引き続き苦しい経営を強いられる可能性が高い観光事業者への支援を行う。</li> <li>・時間が必要なハード整備や先を見据えた計画づくりなどを実施し、本格的な観光復興の時代に備え、準備を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光案内機能強化事業</li> <li>・メディアを活用した北九州観光PR展開事業</li> <li>・インバウンド誘致強化事業</li> <li>・海外ウェブサイトを活用した戦略的インバウンド誘致事業</li> <li>・宿泊施設等改修支援事業</li> <li>・日本新三大夜景都市と産業観光コラボレーション事業</li> <li>・ハローキティを活用したインバウンド等誘客事業</li> <li>・観光振興推進事業</li> <li>・観光案内所運営等事業</li> </ul>
	門司港レトロ課	門司港レトロ地区のにぎわいの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門司港レトロリニューアル事業</li> <li>・門司港レトロ観光推進事業</li> </ul>
商業・MICE推進部	商業・サービス産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リノベーションまちづくりなどにより、広域商業拠点としての魅力アップや中心市街地にふさわしいにぎわいづくりを図る。</li> <li>・商店街における消費喚起等の取組を支援し、商店街組織の維持・強化を図るほか、個店支援の取組も行い、地域商業の振興を図る。</li> <li>・国内潜在需要に対応した新たなビジネスと雇用の創出を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街満足度向上事業</li> <li>・北九州市商圈調査</li> <li>・黒崎地区リノベーション事業</li> <li>・商店街プレミアム付商品券発行支援事業</li> <li>・サービス産業振興事業</li> <li>・健康・生活産業振興事業</li> <li>・リノベーションまちづくり推進事業</li> <li>・商店街活性化支援事業</li> <li>・街なか商業魅力向上事業</li> <li>・中小企業団体共同施設等設置補助</li> <li>・商業人材育成事業</li> </ul>
	MICE推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都心部のにぎわい創出</li> <li>・都心部へのさらなる集客促進</li> <li>・MICE誘致の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間イベント支援事業</li> <li>・MICE誘致推進強化事業</li> <li>・グローバルMICE都市推進事業</li> <li>・産業見本市開催事業</li> <li>・COOL KITAKYUSHU推進事業</li> </ul>
企業立地支援部	企業立地支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地促進による雇用創出</li> <li>・地元企業支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏企業誘致推進事業</li> <li>・企業立地促進事業</li> <li>・企業立地促進補助金</li> <li>・本社機能等移転促進補助金</li> <li>・企業立地促進資金融資</li> <li>・航空機産業誘致促進事業</li> <li>・響灘エリア誘致推進事業</li> <li>・自動車産業取引拡大支援事業</li> <li>・次世代自動車研究開発・実証拠点化事業</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代自動車産業拠点化事業</li> <li>・カーエレ・カーロボ高度人材育成事業</li> <li>・IT系企業の地方での人材供給モデルづくり事業</li> <li>・オフィスリノベーション補助金</li> <li>・本社機能移転等PR事業</li> <li>・オフィス立地促進補助金</li> <li>・次世代産業（自動運転）集積促進事業</li> <li>・産業支援団地維持管理</li> <li>・牧山工業団地整備事業</li> <li>・北九州空港跡地産業団地整備事業</li> <li>・北九州臨空産業団地整備事業</li> <li>・サイエンスパーク整備事業</li> <li>・お試しサテライトオフィス誘致促進事業</li> </ul>
産業イノベーション推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業の高度化・新製品開発支援のため、研究開発の促進を行う。</li> <li>・外郭団体の事業や組織の更なる選択と集中を図る一方、戦略的分野（ロボット、情報産業）を中心に研究開発を推進するとともに、その成果が実用化・事業化へつながるような科学技術イノベーションの好循環を創る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロボットテクノロジーを活用した地方大学・地域産業創生事業</li> <li>・学術研究都市管理運営事業</li> <li>・学術研究都市「大学・関連施設地区」拠点化事業</li> <li>・学術研究都市留学生宿舍管理運営事業</li> <li>・ロボットテクノロジーを活用したものづくり力強化事業</li> <li>・研究開発プロジェクト支援事業</li> <li>・重点産業振興事業</li> <li>・学術研究拠点推進事業</li> <li>・高等教育研究機能充実事業（学研都市）</li> </ul>

※出所：市提供資料を基に作成

（２）公益財団法人 北九州産業学術推進機構（以下、「FAIS」という。）

概要	FAISは、平成13年に地域の産業を支える知的基盤として開設された北九州学術研究都市を中心に、産業技術の高度化及び活量ある地域企業群の創出・育成に寄与することを目的に、大学・研究機関と産業界の連携の促進や、中小企業・ベンチャー企業の総合的な支援を行っている。
所在地	北九州市若松区ひびきの2番1号
設立年月日	平成13年3月1日
基本財産	285,500千円

北九州市の出捐金	200,000 千円（出捐の割合 70.1%）
市からのミッション	①北九州学術研究都市の研究開発拠点化を推進する。 ②産学連携による技術力の強化と新事業創出を推進する。 ③企業活動の生産性向上を推進する。 ④ICT 産業の振興と地域 ICT 関連企業等の集積を促進する。 ⑤中小企業の経営支援と創業を促進する。

※出所：市提供資料並びに FAIS の事業計画書を基に作成

（3）株式会社北九州テクノセンター（以下、「株北九州テクノセンター」という。）

概要	株北九州テクノセンターは平成 2 年 4 月に第三セクターの法人として設立され、北九州市を含む 3 市 7 町において新しい産業の発展を狙いとして北九州テクノセンタービルの所有・運営を行っている。なお、北九州テクノセンタービルの所有・運営は、2021 年 11 月 26 日をもって有限会社クルーズに事業譲渡が行われているが、オフィスビルとしての機能・環境は従来通りの利用となっている。
所在地	北九州市戸畑区中原新町 2 番 1 号
設立年月日	平成 2 年 4 月 20 日
資本金	2,229,600 千円
北九州市の出資金	630,000 千円（出資の割合 28.3%）
市からのミッション	研究開発型の企業や中小企業支援機関などが入居する施設の管理を行い、北九州地域の中小企業に対し、経営・研究開発・特許及び融資相談など、経営全般に渡る相談や指導をワンストップで提供できる環境を維持していくことで、地域産業の高度化を図り地域経済の発展に貢献する。

※出所：市提供資料並びに株北九州テクノセンターホームページ開示情報を基に作成

4 歳出・歳入にかかる予算・決算の概要

産業経済局における平成 30 年度から令和 2 年度における予算・決算の概要は以下の通りである。

平成30年度産業経済局決算（歳出）

（単位：千円）

款 項	目	予算現額	決算額	翌年度繰越額	不用額	執行率
2	総務費	872,287	777,102	0	95,185	89.1%
3	企画費	872,287	777,102	0	95,185	89.1%
1	企画振興総務費	872,287	777,102	0	95,185	89.1%
6	労働費	328,713	303,615	0	25,098	92.4%
1	労働諸費	328,713	303,615	0	25,098	92.4%
1	労働諸費	328,713	303,615	0	25,098	92.4%
7	農林水産業費	2,040,077	1,787,644	6,500	245,933	87.6%
1	農林水産業職員費	605,378	602,574	0	2,804	99.5%
1	職員費	605,378	602,574	0	2,804	99.5%
2	農業費	682,527	587,157	0	95,370	86.0%
1	農業委員会費	149,596	143,744	0	5,852	96.1%
2	農業総務費	9,526	9,175	0	351	96.3%
3	農業振興費	226,621	185,673	0	40,948	81.9%
4	畜産業費	27,145	23,345	0	3,800	86.0%
5	農地費	269,639	225,220	0	44,419	83.5%
3	林業費	155,948	118,571	6,500	30,877	76.0%
1	林業振興費	155,948	118,571	6,500	30,877	76.0%
4	水産業費	570,266	453,384	0	116,882	79.5%
1	水産業振興費	186,172	135,047	0	51,125	72.5%
2	漁港管理費	78,715	76,255	0	2,460	96.9%
3	漁港建設費	305,379	242,082	0	63,297	79.3%
5	繰出金	25,958	25,958	0	0	100.0%
1	繰出金	25,958	25,958	0	0	100.0%
8	産業経済費	56,137,429	35,579,306	58,045	20,500,078	63.4%
1	産業経済職員費	1,562,993	1,553,490	0	9,503	99.4%
1	職員費	1,562,993	1,553,490	0	9,503	99.4%
2	産業学術費	52,083,517	31,670,047	0	20,413,470	60.8%
1	商工業振興費	50,286,204	30,313,018	0	19,973,186	60.3%
2	貿易振興費	139,703	79,060	0	60,643	56.6%
3	学術振興費	1,657,610	1,277,969	0	379,641	77.1%
3	観光振興費	2,235,397	2,100,247	58,045	77,105	94.0%
1	観光費	2,235,397	2,100,247	58,045	77,105	94.0%
4	繰出金	255,522	255,522	0	0	100.0%
1	繰出金	255,522	255,522	0	0	100.0%
14	災害復旧費	649,826	104,835	537,385	7,606	16.1%
1	鉱害復旧費	826	591	0	235	71.5%
1	鉱害対策費	826	591	0	235	71.5%
3	農林水産施設 災害復旧費	649,000	104,244	537,385	7,371	16.1%
1	農林施設 災害復旧費	649,000	104,244	537,385	7,371	16.1%
一般会計計		60,028,332	38,552,502	601,930	20,873,900	64.2%
卸売市場		1,063,560	747,840	246,730	68,990	70.3%
渡船		335,424	313,121	0	22,303	93.4%
土地取得		445	445	0	0	100.0%
産業用地整備		545,800	347,248	80,265	118,287	63.6%
漁業集落排水		32,100	30,479	0	1,621	95.0%
特別会計計		1,977,329	1,439,133	326,995	211,201	72.8%
合計		62,005,661	39,991,635	928,925	21,085,101	64.5%

平成30年度産業経済局決算（歳入）

（単位：千円）

款	項	予算現額	決算額	予算現額と収入済額との比較
17	使用料及び手数料	290,518	235,442	▲ 55,076
	1 使用料	290,208	235,118	▲ 55,090
	2 手数料	310	324	▲ 14
18	国庫支出金	330,956	300,831	▲ 30,125
	2 国庫補助金	321,296	292,609	▲ 28,687
	3 委託金	9,660	8,222	▲ 1,438
19	県支出金	1,035,646	633,337	▲ 402,309
	1 県負担金	324,048	322,418	▲ 1,630
	2 県補助金	711,466	310,805	▲ 400,661
	3 委託金	132	114	▲ 18
20	財産収入	671,732	233,034	▲ 438,698
	1 財産運用収入	151,488	144,536	▲ 6,952
	2 財産売払収入	520,244	88,498	▲ 431,746
21	寄付金	15,000	0	▲ 15,000
	1 寄付金	15,000	0	▲ 15,000
22	繰入金	287,339	89,622	▲ 197,717
	1 特別会計繰入金	8,000	7,725	▲ 275
	2 基金繰入金	279,339	81,897	▲ 197,442
24	諸収入	46,772,244	28,036,184	▲ 18,736,060
	3 貸付金元利収入	46,586,873	27,908,446	▲ 18,678,427
	6 雑収入	185,371	127,738	▲ 57,633
25	市債	898,500	558,500	▲ 340,000
	1 市債	898,500	558,500	▲ 340,000
	一般会計計	50,301,935	30,086,950	▲ 20,214,985
	卸売市場	1,063,560	898,658	▲ 164,902
	渡船	335,424	386,760	▲ 51,336
	土地取得	445	444	▲ 1
	産業用地整備	545,800	1,832,437	▲ 1,286,637
	漁業集落排水	32,100	45,654	▲ 13,554
	特別会計計	1,977,329	3,163,953	▲ 1,186,624
	合計	52,279,264	33,250,903	▲ 19,028,361

※出所：市提供資料



令和元年度産業経済局決算（歳出）

（単位：千円）

款 項	目	予算現額	決算額	翌年度繰越額	不用額	執行率
6	労 働 費	314,457	300,921	0	13,536	95.7%
1	1 労 働 諸 費	314,457	300,921	0	13,536	95.7%
	1 1 労 働 諸 費	314,457	300,921	0	13,536	95.7%
7	農 林 水 産 業 費	2,011,538	1,734,084	130,206	147,248	86.2%
1	1 農 林 水 産 業 職 員 費	603,301	576,492	0	26,809	95.6%
	1 1 職 員 費	603,301	576,492	0	26,809	95.6%
2	2 農 業 費	716,414	610,487	48,187	57,740	85.2%
	1 1 農 業 委 員 会 費	153,541	146,514	0	7,027	95.4%
	2 2 農 業 総 務 費	8,826	7,889	0	937	89.4%
	3 3 農 業 振 興 費	178,409	147,671	0	30,738	82.8%
	4 4 畜 産 業 費	22,600	17,508	0	5,092	77.5%
	5 5 農 地 費	353,038	290,905	48,187	13,946	82.4%
3	3 林 業 費	225,560	185,664	31,000	8,896	82.3%
	1 1 林 業 振 興 費	225,560	185,664	31,000	8,896	82.3%
4	4 水 産 業 費	434,392	329,570	51,019	53,803	75.9%
	1 1 水 産 業 振 興 費	117,911	73,414	0	44,497	62.3%
	2 2 漁 港 管 理 費	75,181	69,818	0	5,363	92.9%
	3 3 漁 港 建 設 費	241,300	186,338	51,019	3,943	77.2%
	5 繰 出 金	31,871	31,871	0	0	100.0%
	1 1 繰 出 金	31,871	31,871	0	0	100.0%
8	産 業 経 済 費	53,330,548	37,329,525	296,350	15,704,673	70.0%
1	1 産 業 経 済 職 員 費	1,611,565	1,509,493	0	102,072	93.7%
	1 1 職 員 費	1,611,565	1,509,493	0	102,072	93.7%
2	2 産 業 学 術 費	49,605,726	33,798,105	277,000	15,530,621	68.1%
	1 1 商 工 業 振 興 費	47,743,653	32,495,210	224,000	15,024,443	68.1%
	2 2 貿 易 振 興 費	108,027	81,248	0	26,779	75.2%
	3 3 学 術 振 興 費	1,754,046	1,221,647	53,000	479,399	69.6%
3	3 観 光 振 興 費	1,895,583	1,804,254	19,350	71,979	95.2%
	1 1 観 光 費	1,895,583	1,804,254	19,350	71,979	95.2%
4	4 繰 出 金	217,674	217,673	0	1	100.0%
	1 1 繰 出 金	217,674	217,673	0	1	100.0%
14	災 害 復 旧 費	538,345	102,102	0	436,243	19.0%
1	1 鉱 害 復 旧 費	960	530	0	430	55.2%
	1 1 鉱 害 対 策 費	960	530	0	430	55.2%
3	3 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	537,385	101,572	0	435,813	18.9%
	1 1 農 林 施 設 災 害 復 旧 費	537,385	101,572	0	435,813	18.9%
一 般 会 計 計		56,194,888	39,466,632	426,556	16,301,700	70.2%
卸 売 市 場		916,483	848,451	0	68,032	92.6%
渡 船		401,500	375,328	12,000	14,172	93.5%
土 地 取 得		444	443	0	1	99.8%
産 業 用 地 整 備		796,365	348,362	127,928	320,075	43.7%
漁 業 集 落 排 水		38,100	35,949	0	2,151	94.4%
特 別 会 計 計		2,152,892	1,608,533	139,928	404,431	74.7%
合 計		58,347,780	41,075,165	566,484	16,706,131	70.4%

令和元年度産業経済局決算（歳入）

（単位：千円）

款	項	予算現額	決算額	予算現額と収入済額との比較
17	使用料及び手数料	281,637	265,876	▲ 15,761
	1 使用料	281,181	265,533	▲ 15,648
	2 手数料	456	343	▲ 113
18	国庫支出金	2,146,621	1,114,545	▲ 1,032,076
	2 国庫補助金	2,137,112	1,105,945	▲ 1,031,167
	3 委託金	9,509	8,600	▲ 909
19	県支出金	872,420	576,148	▲ 296,272
	1 県負担金	181,692	179,708	▲ 1,984
	2 県補助金	690,522	396,321	▲ 294,201
	3 委託金	206	119	▲ 87
20	財産収入	836,103	159,356	▲ 676,747
	1 財産運用収入	155,520	148,148	▲ 7,372
	2 財産売払収入	680,583	11,208	▲ 669,375
21	寄付金	15,000	13,028	▲ 1,972
	1 寄付金	15,000	13,028	▲ 1,972
22	繰入金	324,444	109,757	▲ 214,687
	3 特別会計繰入金	12,000	12,000	0
	6 基金繰入金	312,444	97,757	▲ 214,687
24	諸収入	42,186,592	28,315,392	▲ 13,871,200
	1 貸付金元利収入	42,038,078	28,183,602	▲ 13,854,476
	2 雑収入	148,514	131,790	▲ 16,724
25	市債	646,900	313,800	▲ 333,100
	1 市債	646,900	313,800	▲ 333,100
	一般会計計	47,309,717	30,867,902	▲ 16,441,815
	卸売市場	916,483	976,291	59,808
	渡船	401,500	406,834	5,334
	土地取得	444	443	▲ 1
	産業用地整備	796,365	1,604,133	807,768
	漁業集落排水	38,100	49,693	11,593
	特別会計計	2,152,892	3,037,394	884,502
	合計	49,462,609	33,905,296	▲ 15,557,313

※出所：市提供資料

令和2年度産業経済局決算（歳出）

（単位：千円）

款 項	目	予算現額	決算額	翌年度繰越額	不用額	執行率
6	労働費	428,171	381,391	0	46,780	89.1%
	1 労働諸費	428,171	381,391	0	46,780	89.1%
	1 労働諸費	393,171	348,342	0	44,829	88.6%
	2 雇用創造事業費	35,000	33,049	0	1,951	94.4%
7	農林水産業費	2,377,989	2,037,184	101,000	239,805	85.7%
	1 農林水産業職員費	580,974	574,571	0	6,403	98.9%
	1 職員費	580,974	574,571	0	6,403	98.9%
	2 農業費	977,749	728,897	101,000	147,852	74.5%
	1 農業委員会費	148,756	143,222	0	5,534	96.3%
	2 農業総務費	8,481	6,983	0	1,498	82.3%
	3 農業振興費	233,412	161,210	30,000	42,202	69.1%
	4 畜産業費	23,095	20,115	0	2,980	87.1%
	5 農地費	564,005	397,367	71,000	95,638	70.5%
	3 林業費	263,834	239,726	0	24,108	90.9%
	1 林業振興費	263,834	239,726	0	24,108	90.9%
	4 水産業費	523,479	462,037	0	61,442	88.3%
	1 水産業振興費	228,940	172,026	0	56,914	75.1%
	2 漁港管理費	73,503	70,988	0	2,515	96.6%
	3 漁港建設費	221,036	219,023	0	2,013	99.1%
	5 繰出金	31,953	31,953	0	0	100.0%
	1 繰出金	31,953	31,953	0	0	100.0%
8	産業経済費	118,514,813	47,070,901	2,785,045	68,658,867	39.7%
	1 産業経済職員費	1,556,884	1,531,778	0	25,106	98.4%
	1 職員費	1,556,884	1,531,778	0	25,106	98.4%
	2 産業学術費	114,285,931	43,241,447	2,734,045	68,310,439	37.8%
	1 商工業振興費	112,328,412	41,920,395	2,734,045	67,673,972	37.3%
	2 貿易振興費	84,327	54,786	0	29,541	65.0%
	3 学術振興費	1,873,192	1,266,266	0	606,926	67.6%
	3 観光振興費	2,370,623	1,996,302	51,000	323,321	84.2%
	1 観光費	2,370,623	1,996,302	51,000	323,321	84.2%
	4 繰出金	301,375	301,374	0	1	100.0%
	1 繰出金	301,375	301,374	0	1	100.0%
14	災害復旧費	741	553	0	188	74.6%
	1 鉱害復旧費	741	553	0	188	74.6%
	1 鉱害対策費	741	553	0	188	74.6%
一般会計計		121,321,714	49,490,029	2,886,045	68,945,640	40.8%
卸売市場		1,241,024	1,143,541	45,000	52,483	92.1%
渡船		394,279	362,663	0	31,616	92.0%
土地取得		448	447	0	1	99.8%
産業用地整備		1,370,428	813,558	216,900	339,970	59.4%
漁業集落排水		37,800	36,014	0	1,786	95.3%
特別会計計		3,043,979	2,356,223	261,900	425,856	77.4%
合計		124,365,693	51,846,252	3,147,945	69,371,496	41.7%

令和2年度産業経済局決算（歳入）

（単位：千円）

款	項	予算現額	決算額	予算現額と収入済額との比較
18	使用料及び手数料	281,533	242,135	▲ 39,398
	1 使用料	281,020	241,695	▲ 39,325
	2 手数料	513	440	▲ 73
19	国庫支出金	5,699,726	4,179,785	▲ 1,519,941
	2 国庫補助金	5,689,256	4,171,240	▲ 1,518,016
	3 委託金	10,470	8,545	▲ 1,925
20	県支出金	727,966	619,529	▲ 108,437
	1 県負担金	1,015	828	▲ 187
	2 県補助金	726,739	618,584	▲ 108,155
	3 委託金	212	117	▲ 95
21	財産収入	1,226,884	445,534	▲ 781,350
	1 財産運用収入	154,072	146,359	▲ 7,713
	2 財産売払収入	1,072,812	299,175	▲ 773,637
22	寄付金	20,000	9,498	▲ 10,502
	1 寄付金	20,000	9,498	▲ 10,502
23	繰入金	389,000	331,339	▲ 57,661
	1 特別会計繰入金	12,000	0	▲ 12,000
	2 基金繰入金	377,000	331,339	▲ 45,661
25	諸収入	102,143,704	34,369,053	▲ 67,774,651
	3 貸付金元利収入	102,007,674	34,239,170	▲ 67,768,504
	6 雑収入	136,030	129,883	▲ 6,147
26	市債	412,900	336,500	▲ 76,400
	1 市債	412,900	336,500	▲ 76,400
	一般会計計	110,901,713	40,533,373	▲ 70,368,340
	卸売市場	1,241,024	1,275,755	34,731
	渡船	394,279	479,476	85,197
	土地取得	448	447	▲ 1
	産業用地整備	1,370,428	1,593,091	222,663
	漁業集落排水	37,800	48,369	10,569
	特別会計計	3,043,979	3,397,138	353,159
	合計	113,945,692	43,930,511	▲ 70,015,181

※出所：市提供資料

### 第3 監査対象の選定理由、監査の視点及び監査手続の流れ

#### 1 監査対象の選定理由

「第2 監査対象の概要」を踏まえて、産業経済局に加えて、出資団体である「FAIS」及び「(株)北九州テクノセンター」を監査対象とした。

#### 2 監査の視点

「第1 監査の概要 5 監査の方法 (1) 監査の視点」に記載した監査要点について、監査を実施した。

#### 3 監査手続の流れ

##### (1) 概要の把握

公表されている産業振興に関する条例、規則、要綱、市の新成長戦略及び出資団体のホームページ等を閲覧した。

また、産業振興施策の概要を把握するために、産業経済局から各種資料を入手し、説明を受けた。

##### (2) 監査対象とした各所管部署に関する文書等の査閲及び担当者への質問等

監査対象とした財務事務等について、所管部署の担当者への質問及び関連する文書の閲覧等を行い、市の条例等への準拠性をはじめ各監査要点について検討した。

所管部署における文書の査閲及び質問等は、以下の通り実施している。

##### 【文書査閲及び質問等の実施状況】

実施期日（令和3年）	対象部署等	調査内容
7月9日	産業経済局	全体概要把握のための予備調査
8月2日～6日、 16日～18日	産業経済局	文書の査閲及び質問
8月18日～19日	公益財団法人北九州産業 学術推進機構（FAIS）	文書の査閲及び質問 施設の視察
8月19日	(株)北九州テクノセンター	文書の査閲及び質問

#### 第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

##### 1 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

上述の監査の視点に基づいて実施した監査の結果及び意見の概要は、以下の通りである。詳細については、次の「2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見」で述べる。

なお、「監査の結果」は、合規性の観点からの指摘事項に加えて、必ず改善すべきと認めるものであり、「監査の意見」は、指摘事項には該当しないが、必要性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査人が必要と認めて述べる見解である。

##### (1) 所管部署別の監査の結果及び意見の件数

所管部署別の監査の結果及び意見の件数は以下の通りである。

所管部署		結果	意見
<産業経済局>			
緊急経済対策室		-	5件
雇用・生産性改革推進部	雇用政策課	2件	8件
	スタートアップ推進課	-	1件
	中小企業振興課	2件	16件
観光部	観光課	-	1件
	門司港レトロ課	-	1件
商業・MICE 推進部	商業・サービス産業政策課	-	4件
	MICE 推進課	-	2件
企業立地支援部	企業立地支援課	-	5件
産業イノベーション推進室		1件	4件
<出資団体>			
公益財団法人北九州産業学術推進機構 (FAIS)		1件	3件
(株)北九州テクノセンター		-	-
合計		6件	50件

##### (2) 所管部署別の監査の結果及び意見の項目

所管部署別の監査の結果及び意見の項目は、以下の表の通りであった。

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
<産業経済局>					
(1) 緊急経済対策室	ア.新成長戦略推進事業		○	①「北九州市新成長戦略」の総括等について	39
			○	②新成長戦略推進懇話会の位置付けについて	39

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
	イ.未来の株式上場企業育成事業		○	①未来の株式上場企業育成事業の方針について	41
	ウ.円滑な事業承継のための M&A モデル事業		○	①M&A のマッチング対象について	42
			○	②M&A 支援の方針について	43
(2) 雇用・生産性改革推進部 雇用政策課	ア.集まれ若者！キタキュー就職促進事業		○	①WEB 合同説明会不参加者へのアンケート等の実施について	44
			○	②北九州市雇用対策協会への補助金と委託業務の区分について	45
	イ.高齢者就業支援センター運營業務		○	①適切な目標の設定について	47
	ウ.シルバー人材センター運営補助	○		①補助金実績報告の誤りの看過について	49
	エ.北九州ゆめみらいワーク事業	○		①契約書の納品冊数の誤り	51
			○	②価格決定プロセスの客観性について	52
			○	③当事業の成果測定について	53
	オ.市内企業の採用力強化支援事業		○	①事業の効果について	54
	カ.外国人材就業サポートセンター運営事業		○	①学校法人北九州 YMCA 学園への業務委託について	56
	キ.安心して働ける労働環境づくり事業		○	①予定価格の算定及び随意契約について	57
(3) 雇用・生産性改革推進部 スタートアップ推進課	ア.産業振興一般事務		○	①ロゴマークやブランディングについて	59

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
(4) 雇用・生産性改革推進部 中小企業振興課	ア.ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援事業		○	①交付申請の書類について	61
			○	②助成金の交付方法について	62
	イ.中小企業人材確保支援助成金		○	①助成金の交付による効果の測定方法について	65
	ウ.ビジネスチャンス拡大支援事業		○	①巡回指導・マッチングコーディネート事業について	66
			○	②北九州発！新商品創出事業について	67
			○	③予定価格の算定について	68
	エ.中小企業融資制度		○	①新成長戦略みらい資金融資について	71
			○	②融資先のリスク管理について	71
	オ.事業承継・M&A 促進化事業		○	①運営委託業務を行う事業者の選定基準について	75
			○	②運営委託業務の有効性について	76
			○	③セミナーの周知方法について	77
			○	④運営委託業務の在り方について	77
	カ.中小企業支援センター特定支援事業	○		①中小企業支援センターのホームページのメンテナンスについて	80
		○		②市のホームページのメンテナンスについて	80
			○	③メールマガジン及びホームページにおける評価指標について	81
			○	④「中小企業施策活用ガイドブック」における評価指標について	83
	キ.起業家支援工場管理運営事業		○	①入居者への効果的な支援について	85



所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
	ク.中小企業 DX 促進事業		○	①個別相談会の成果の把握について	87
(5) 観光部 観光課	ア.宿泊施設等改修支援事業		○	①補助対象財産の処分等について	88
(6) 観光部 門司港レトロ課	ア.門司港レトロ観光推進事業		○	①市の負担金について	91
(7) 商業・MICE 推進部	ア.商店街活性化支援事業		○	①補助金の交付事業者の継続的な状況調査について	95
商業・サービス産業政策課	イ.街なか商業魅力向上事業		○	①アンケート調査の統合について	97
	ウ.商店街満足度向上事業		○	①事業目的と事業内容の関連性について	98
	エ.商業人材育成事業		○	①事業目的の評価について	99
(8) 商業・MICE 推進部	ア.民間イベント支援事業		○	①助成金の効果測定について	101
MICE 推進課	イ.産業見本市開催事業		○	①負担金の効果測定について	102
(9) 企業立地支援部	ア.企業立地促進資金融資事業		○	①融資実績について	103
企業立地支援課	イ.本社機能等移転促進補助金事業		○	①補助金の交付要件の確認書類について	105
			○	②雇用目標について	107
			○	③本社機能等移転促進補助金の交付について	108
	ウ.自動車産業取引拡大支援事業		○	①リモート会議等の効率的な運営について	109
(10) 産業イノベーション推進室	ア.ロボットテクノロジーを活用したものづくり力強化事業		○	①「北九州市産業用ロボット導入支援補助金」について	111
	イ.学術研究都市留学生宿舎管理運営事業	○		①契約書上の賃料について	114
			○	②契約期間満了後について	115
			○	③契約内容について	117

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
	ウ.学術研究都市管理運営事業（機器・設備更新）		○	①中長期的な維持・管理計画の作成について	118
(11) 公益財団法人北九州産業学術推進機構 (FAIS)	ア.FAIS が作成する決算報告書等の財務資料について		○	①会計処理に係る会計区分の設定について	120
			○	②複数の会計区分に影響する収入、支出の按分について	122
	イ.北九州学術研究都市学術研究施設の管理運営に係る指定管理料		○	①中長期的な維持・管理計画の作成について	123
	ウ.北九州学術研究都市学術研究施設の備品等の管理	○		①備品等の管理不備	126

## 2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

### (1) 産業経済局 緊急経済対策室

#### ア. 新成長戦略推進事業

##### <事業概要>

事業概要	新成長戦略の推進を図るため、市内企業の動向調査や、新成長戦略推進懇話会（有識者会議）を運営する。
予算	令和2年度当初予算 4,873千円

※出所：市提供資料

#### ① (意見) 「北九州市新成長戦略」の総括等について

##### 【現状】

「北九州市新成長戦略」の期間は令和2年度までとなっており、令和3年度以降は「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に引き継がれている。

「北九州市新成長戦略」で掲げる若者の地元就職促進や市内中小企業の生産性向上等の項目は「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に引き継がれているものの、「北九州市新成長戦略」の総括は往査時点（令和3年8月）では明らかではなかった。

##### 【意見】

「北九州市新成長戦略」といった戦略や計画等について、絵に描いた餅にならないようにするためには、定期的に進捗状況の確認や戦略を見直し、最終的には総括を行ったうえで、今後の行政の参考にすることが極めて重要であると考え。そのため、速やかに総括を行い、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に活用していくことが望まれる。

#### ② (意見) 新成長戦略推進懇話会の位置付けについて

##### 【現状】

「北九州市新成長戦略」（平成25年3月策定、平成28年3月改訂）において、新成長戦略推進懇話会に関する以下の記載がある。

##### 第1 新成長戦略の改訂

##### 2 推進体制

～（中略）～

また、本戦略の進捗状況等について、外部有識者からご意見をいただき、「新成長戦略推進懇話会」を定期的に開催しています。

新成長戦略推進懇話会について、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により開催されていない。直近では令和2年2月に、市担当者が持ち回りで各構成員（大学教授、民間事業者等の外部有識者）に進捗状況を報告し、意見、要望、経営状況等を聴取していた。また、新成長戦略計画期間終了後の産業振興については、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいて推進することについて了解を得ていた。

### 【意見】

令和 2 年 2 月の懇話会資料を閲覧したところ、構成員から意見や経営状況等を聴取しているものの、「北九州市新成長戦略」の進捗状況等についての活発な議論がなされているようには見受けられなかった。

そのため、「北九州市新成長戦略」に記載されている内容とは異なった形で、新成長戦略推進懇話会が運営されていたと言える。

前述①に記載の通り、中長期的な戦略や計画を実行するに当たり、定期的に進捗状況の確認や戦略を見直すこと等は極めて重要である。現在においては、「北九州市新成長戦略」の計画期間は終了しており、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に引き継がれている。

この「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、有識者会議等を開催することにより、適時に進捗状況の確認や戦略を見直すことが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症等により、対面での会議体を開催することが難しいようであれば、オンライン会議での開催を検討するべきであると考ええる。

## イ. 未来の株式上場企業育成事業

### <事業概要>

趣旨及び事業内容	市が魅力ある雇用の場となり、新社会人世代の人材流出を食い止めるためには、地域に雇用や取引を生み出し、地域経済をけん引する企業を多く輩出することが求められ、「広く公平に」といった従来の行政的視点にとらわれることなく、高い成長が見込まれ意欲ある中小企業者を集中支援することも必要となる。 具体策として、今後、新規株式上場（IPO）が見込まれる中小企業を認定し、支援する取組を行う。 支援にあたっては、市のほか、東京証券取引所、地元金融機関と連携協定を結び、地域ぐるみで支援する体制を構築する。
実施状況	令和2年度 当初予算 4,000千円 新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和2年度は執行されなかった。

※出所：市提供資料

#### ①（意見）未来の株式上場企業育成事業の方針について

##### 【現状】

令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響に伴い活動は大幅に制限を受けた。その結果もあり、令和3年度予算においては予算が付されていない状況となっている。

##### 【意見】

新規株式上場が見込まれる市内中小企業を支援することで地域経済の活性化を図る、という目的で策定された事業であるが、新規株式上場の意思決定を行ってから実現に至るまで、現実的には5～10年といった中長期の期間を見積もる必要がある。

したがって、上述の目的を実現するには中長期の期間を前提とした事業計画を策定することが必要であり、新型コロナウイルス感染症の影響があるとしても、継続的に中小企業を支援することが望ましい。

ウ. 円滑な事業承継のための M&A モデル事業

<事業概要>

趣旨	<p>中小企業等における地域経済発展のため、地域に強力なネットワークを持つ金融機関との連携による M&amp;A の支援を行うことを目的としており、具体的には市が売り手ニーズを掘り起こし、買い手ニーズを持っている金融機関に提供し、その後に金融機関が双方のマッチングを行うこととしている。</p>
主たる事業内容及び実施状況	<p>令和 2 年度に新設された事業であり、下記のステップでの事業展開を考えている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 売り手企業に対するセミナーを開催することで、円滑な事業承継に係る M&amp;A の意義を啓発する。</li> <li>2. 売り手企業の潜在的ターゲットを明確化し、訪問・ヒアリングを通じてリストアップする。</li> <li>3. 市と金融機関が秘密保持契約を締結し、売り手情報を金融機関に提供する。また、売り手企業の価値を調査し、売り手及び買い手の両方に情報提供することで、マッチングを促進する。</li> <li>4. 金融機関によってマッチングを行う。また、成功した場合の事例は翌年度のセミナー等で紹介する。</li> <li>5. 成功事例を広報することで、さらなる普及啓発を行う。</li> </ol> <p>事業として実施する内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ セミナーの開催</li> <li>➤ 企業情報調査（外部委託による売り手候補企業の洗い出し）</li> <li>➤ 対象企業へのヒアリング</li> </ul> <p>を予定し、令和 2 年度予算額は 5,000 千円である。</p> <p>ただし、令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染症による影響を受け、事業としては執行されていない。</p>

※出所：市提供資料

①（意見）M&A のマッチング対象について

【現状】

当該事業では、市が行う事業であることから、売り手と買い手がともに市内の中小企業等であることを条件として進めているとのことである。

【意見】

事業承継を主たる目的とした M&A においては、市内の中小企業等のみを売り手及び買い手とした場合には、ニーズの合致する市内の買い手の候補者数が相当程度に限定されることとなり、マッチングが成功しない可能性が高くなる。

当該事業の目的が、市内の中小企業等の事業承継を円滑に進めることであることからすれば、当該事業の性質から売り手が市内の中小企業者であることは理解できる。他方、買い手については市内の事業者に限定することなく、マッチング対象を幅広く確保することによって、マッチングの成功確度を高めることにつながると考えられる。

なお、この場合においては、拠点及び雇用の維持等を条件とすることが望まれる。

## ②（意見）M&A 支援の方針について

### 【現状】

事業承継における M&A では、売り手候補は事業承継の相談が信用不安につながるという潜在的なリスクから取引金融機関への相談を行いにくい側面があり、金融機関においては買い手候補のニーズが届きやすいが、売り手候補のニーズは届きにくい結果となっている。

当該事業において、市は日常的に企業訪問活動を行っている点で売り手候補となる企業からの信用力を得ており、それがマッチングにつながると考えていることが当該事業の源泉になると考えている。

### 【意見】

当該事業の成否については、売り手及び買い手情報の件数、ノウハウ、知見及び人的マンパワー等によるところが大きいと考えられる。この点について、市の限られた予算及び人員で事業を進めることについて、一定の限界があるように見受けられる。

事業承継を目的とした M&A のマッチングから実行までを担う事業者は全国に数多く存在しており、また、国が各都道府県に設置している公的相談窓口である「事業承継・引継ぎ支援センター」においても同様の活動を行っている。

そのため、市においては、市が単独で行うことによって本事業が果たしてうまくいくのか再検討するとともに、上述の事業者等との連携によって事業を推進することも併せて検討することが望ましい。

(2) 産業経済局 雇用・生産性改革推進部 雇用政策課

ア. 集まれ若者！キタキュー就職促進事業

<事業概要>

事業の概要	地元企業情報の提供・マッチングの機会の創出、地元企業の若年者採用支援を行い、市内外の学生の地元企業への就職と市内定住の促進を図る。
実施状況	<p>当該事業は主に「委託業務事業」と「補助金事業」から成り立っている。</p> <p>・「委託業務事業」(15,396千円)</p> <p>中途求職を希望する求職者や学生を対象に、原則正社員雇用を予定している北九州地域の企業によるWEB会社説明会や合同会社説明会、企業向けの採用支援セミナー、市内企業と大学等の交流の場を設けることを目的とした情報交換会等を開催し、求職者・学生の就職活動と地元企業の人材確保を支援することを目的として行っている。</p> <p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響でWEB会社説明会と市主催の合同会社説明会は開催しているものの、それ以外は中止となり、代わりにセミナーの動画配信を行っている。</p> <p>・「補助金事業」(3,100千円)</p> <p>北九州市雇用対策協会に対して、北九州地区における企業の求める若年層を中心とした人材確保をはじめ、各種の雇用問題に対処するため、関係機関と協力し、必要な施策の推進を図り、産業の振興と労働福祉の向上に寄与することを目的として、一部経費の補助を行っている。</p> <p>事業内容としては、市と共同で行う北九州WEB合同会社説明会やセミナー等の開催のほか、広報活動、調査活動等を行っている。</p>

※出所：市提供資料から一部抜粋

① (意見) WEB 合同説明会不参加者へのアンケート等の実施について

【現状】

市は、市内に事業所等を有し、正社員採用を予定している企業と求職者をマッチングさせるための合同説明会等の広報や運営業務を委託している。

市は、他の事業での実施分を含む、合同会社説明会全体として目標を定めており、令和2年度の目標1,820人に対し、実績は1,925人と目標は達成できている。

このうち、当委託業務事業に係る合同説明会については、仕様書にそれぞれの合同会社説明会の参加者目標を定めており、委託業務実施報告書によると実績は以下の通りである。

いずれの合同会社説明会も参加者及び企業にアンケートが実施されており、いずれの合同説明会も概ね満足しているとの回答結果が得られている。



説明会	参加者目標 (人)	参加実績 (人)	【参考】 参加事業者(社)
WEB 合同会社説明会	200	142	54
市単独主催の合同会社説明会 (合計 2 回実施)	700	768	115

※出所：委託事業実施報告書より監査人が作成

#### 【意見】

WEB 開催の合同説明会の参加者実績は目標に届いていないものの、遠方からの参加が容易であり、チャット機能を使って気軽にコミュニケーションが行えるなど、実際に会場で開催された合同会社説明会に比べて長所と思われる点があり、参加者を増やすための施策を講じることで、より多くの就職予定者と地元企業のマッチング機会を創出できる可能性はあると考えられる。

そのためには、なぜ WEB 合同説明会に参加しなかったのか原因を特定することが必要であるが、参加者に対するアンケートを実施するのみでは不十分であると考えられる。

したがって、市は大学との連携が可能である点を活かして、不参加者も含む学生全体にアンケートを実施し、不参加者がなぜ参加しなかったのか原因を特定し、今後の対策を検討することが望ましい。

#### ② (意見) 北九州市雇用対策協会への補助金と委託業務の区分について

##### 【現状】

市は北九州市雇用対策協会の対象事業の経費 6,600 千円に対し、3,100 千円の補助を行っているが、実施した事業内容に、当事業の委託業務として実施している WEB 合同会社説明会やセミナーが含まれている。

市においては、市内企業向け採用イベントの企画や広告全般を実施しており、北九州市雇用対策協会においては、同協会会員に向けての採用イベントの告知や就職活動マニュアル作成及び広告の一部を行っているとのことであるが、この分担が明記されている文書等はないとのことである。

##### 【意見】

同一の WEB 合同会社説明会等の事業について委託業務部分と補助金による助成部分が混在していると、業務の遂行において、重複や不効率が生じる可能性が高まる。

具体的には、市内企業向けか北九州市雇用対策協会向けか否かで役割を分担しているが、同一企業も含まれていると考えられるため、その業務内容が重複している可能性もあると考えられる。

また、役割分担について、明確化された文書等がない場合、担当者によって認識が異なることや、役割に曖昧な点が生じることで、現時点で重複等がなかったとしても、今後、発生

する可能性があると考えられる。

したがって、市が進める事業が効率的に実施されるよう、一体として事業を行っていくことを検討するか、別々に行うことが必要であれば、それぞれの役割を明確にして文書化しておくことが望ましい。

## イ. 高齢者就業支援センター運營業務

### <事業概要>

事業の概要	中高年齢就業支援センターを拠点として、高齢者に対して就業支援を実施する。また、就業に関連するセミナーを実施する。
実施状況	北九州市高齢者就業支援センターにおいて、就業相談やキャリアカウンセリング、能力開発講座を実施するとともに、ハローワーク等、各種支援機関と連携して就業支援等を行っており、施設の運営は委託業務（23,800千円）として実施している。 なお、令和2年7月より高齢者以外の若者や女性への就職支援情報の共有や中長期的な支援を行うため、3年契約で若者ワークプラザ北九州・ウーマンワークカフェ北九州と一体運営されている。

※出所：市提供資料から一部抜粋

### ①（意見）適切な目標の設定について

#### 【現状】

「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において定めた中高年齢者（45歳以上）の就職者数の目標と実績の推移は以下の通りである。

年度	目標（人）	実績（人）
平成29年度	600	657
平成30年度	600	768
令和元年度	600	828
令和2年度	700	786

※出所：市提供資料から一部抜粋

また、当事業の仕様書に定めた目標と実績は以下の通りである。

区分	KPI	令和2年度目標 （人）	令和2年度実績 （人）
シニア・ハローワーク 全体	利用者数	20,000	9,085
	就職決定者数 （うち55歳以上）	1,250 （550）	1,073 （611）
再就職トータルサポート	利用者数	460	539
	就職決定者数	180	270

※出所：市提供資料から一部抜粋

「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の令和2年度目標は、令和元年度に当計画の改定があったため上方修正しているが、市によると目標の算出根拠としては平成29年度及び平成30年度の平均値の近似値として設定しているとのことである。

また、当事業に関する目標であるシニア・ハローワーク全体の利用者数は、平成26年度の過去最高水準を令和4年度達成できる水準として設定しているとのことである。

**【意見】**

「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標は、高年齢者の雇用を促進するという目的に対して、現状維持の目標にとどまっており、当事業の目標の中のシニア・ハローワークの利用者数は、著しい未達となっている状況である。

各計画において目標を設定するということは、計画実行による成果を測定するためであるが、目標が過度に保守的である場合や実現困難な水準である場合は、成果を測定する指標としては不適切であると考えられるため、目標の設定方法を見直すことが望ましい。

ウ. シルバー人材センター運営補助

<事業概要>

事業の概要	<p>高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図り、高齢者の能力をいかした活力ある雇用環境づくりに寄与することを目的とした、公益社団法人北九州市シルバー人材センターに対する運営補助を実施する。</p>
実施状況	<p>対象である北九州市シルバー人材センターへ 47,500 千円の補助金を交付している。</p> <p>補助金の補助対象事業及び金額の算定方法は以下の通りである。</p> <p>&lt;北九州市シルバー人材センター補助金交付要綱&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(補助対象事業)</p> <p>第 3 条 補助対象事業は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者に対する臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の就業機会の確保</li> <li>2 高齢者の就業に関する情報の収集、提供及び調査研究</li> <li>3 その他高齢者の能力をいかした活力ある雇用環境づくりに必要な事業</li> </ol> <p>(補助対象経費)</p> <p>第 4 条 補助対象経費は、補助対象事業を実施するために必要な事業費及び当該事業の運営に必要な管理費とし、平成 13 年 11 月 1 日付厚生労働省発職第 170 号厚生労働事務次官通知の別紙「高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業)交付要綱」により国補助金交付の対象とされているものに限る。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第 5 条 補助金は、前条の補助対象経費の実支出額から国補助金およびその他の収入を控除した額について、本市予算の範囲内で交付する。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第 6 条 補助金は、規則第 6 条第 1 項の規定により交付決定した後、当該交付決定額の全部を概算払の方法により交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、支払請求を市長に対して行わなければならない。</li> </ol> </div>

※出所：北九州市シルバー人材センター補助金交付要綱より一部抜粋

① (結果) 補助金実績報告の誤りの看過について

【現状】

北九州市シルバー人材センターから入手している令和 2 年度の実績報告の収支明細において、運営補助事業の人件費及び管理費の合計が 898,389 千円と記載されていたが、北九州市シルバー人材センター全体の業績内容を示す令和 2 年度正味財産増減計算書内訳表の人

件費や管理費の合計を超えていたため、市に確認したところ、収支明細が誤っており、正確には 80,957 千円であることが判明した。

なお、正しい補助対象経費 80,957 千円は、市の予算額である 47,500 千円を超えているため、当該誤りによる補助金交付額への影響はなかった。

**【指摘事項】**

実績報告を入手する目的は、概算払の補助金の金額を確定することの他に、補助金交付要領に照らし、実績結果の経費内容が適正か否かを確認することも必要であると考えられる。

本件については、補助金交付額に影響はなかったものの、内容的にはすぐにわかる誤りであり、補助対象経費が例年に比べてどのような変化が生じているのか、不適切なものがないか、業務実施内容と整合しているかといった経費内容の適正性について検証されていないと判断せざるを得ない。

したがって、まずは入手した実績報告に誤りがないか確認するとともに、経費内容の適正性を検証する必要があると考える。

エ. 北九州ゆめみらいワーク事業

<事業概要>

事業の概要	<p>小・中学生、高校生や大学生等を対象に、地元企業の仕事内容や地元大学の研究等について、直接聞き、体験できるイベントを開催し、企業や大学の魅力等を伝えることで、職業観を醸成し、各自に合った職業選択につなげる。</p>												
実施状況	<p>例年、西日本総合展示場で小・中学生、高校生や大学生等を対象に地元企業や大学・専門学校の紹介・体験やインターンシップの企画・調整・実施等を行う7,000人規模のイベントを委託業務（29,000千円）により行っていた。</p> <p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントは中止となったため、イベントと同様の目的のために、主に就職活動を始める前の高校生及び大学生を対象に、業界研究等のための冊子や動画等を委託業務により作成している。</p> <p>見積書に記載されていた「委託業務の内訳」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">税込金額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動画作成（2種類）</td> <td style="text-align: right;">13,173</td> </tr> <tr> <td>業界MAPの作成（12,000部）</td> <td style="text-align: right;">5,373</td> </tr> <tr> <td>広報等</td> <td style="text-align: right;">1,765</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,788</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">22,099</td> </tr> </tbody> </table>	項目	税込金額（千円）	動画作成（2種類）	13,173	業界MAPの作成（12,000部）	5,373	広報等	1,765	その他	1,788	合計	22,099
項目	税込金額（千円）												
動画作成（2種類）	13,173												
業界MAPの作成（12,000部）	5,373												
広報等	1,765												
その他	1,788												
合計	22,099												

※出所：市提供資料から一部抜粋

①（結果）契約書の納品冊数の誤り

【現状】

委託業務契約書及び仕様書を閲覧したところ、業界MAPの納品数が10,000部となっていたが、業者からの見積書等の他の書類では12,000部と記載されていた。

不一致の理由を市に質問したところ、当初の仕様書案の段階では10,000部の予定であったが、その後の検討過程で12,000部に変更されたものの、契約書に含まれる仕様書が当初の仕様書案のままであったため、契約書の納品数が誤っているとのことであった。

【指摘事項】

本件については、委託先との認識の相違等がないため、契約書の部数や金額を訂正していないが、本来であれば契約内容を訂正し、締結すべきである。

そもそも、契約書の内容と実際の委託業務の内容が異なっている場合は、紛争等のトラブルにつながる可能性がある。そのため、今後においては、契約書のみならず仕様書等の添付資料についても、契約書を締結する前に慎重に確認する必要がある。

②（意見）価格決定プロセスの客観性について

【現状】

新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが中止になったことを受け、当事業においては、業務内容が大幅に変更されたこともあり、より効果的な実施について民間企業の意見を取り入れるため、プロポーザル形式による特命随意契約を行っている。

その手続きの流れは以下の通りである。

1	予定価格の決定	前年度、イベントの企画運營業務を委託した株式会社ビービーディオ・ジェイ・ウエスト（前年度の契約額は 29,000 千円）から市の仕様案に基づいた見積書入手した結果、22,160 千円であったため、10 万円未満を切り捨てた 22,100 千円を予定価格とした。
2	公募プロポーザルの実施	<p>予定価格を契約金額として、以下のスケジュールで公募プロポーザルを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施告知日・・・9 月 23 日</li> <li>・業者説明会開催・・・9 月 28 日</li> <li>・質問書受付期間・・・9 月 28 日～9 月 29 日</li> <li>・参加申込書受付期間・・・9 月 30 日～10 月 1 日</li> <li>・企画提案書受付期間・・・9 月 30 日～10 月 8 日</li> <li>・審査期間・・・10 月 9 日～10 月 12 日 （プレゼンテーション・質疑応答は 10 月 12 日）</li> <li>・決定、結果通知・・・10 月 13 日</li> </ul>
3	応募状況	<p>説明会参加は 3 社（前年度のイベント公募プロポーザルと同じ業者）であったが、2 社は提案が難しいため辞退し、予定価格の見積もりを行った株式会社ビービーディオ・ジェイ・ウエストのみ応募した（入札金額 22,099 千円）。</p> <p>辞退した 1 社は提案までの期日が難しく、実施時納品まで期日が短く繁忙期にもかかるといったことが理由であった。</p>
4	審査体制及び審査基準	<p>選定委員は 4 名で内訳は高等学校校長が 1 名、残り 3 名は市の職員であった（前年度のイベントの選定委員は商工会議所 1 名、高等学校校長 1 名、大学 1 名、教育委員会 1 名、市の職員 1 名の計 5 名）</p> <p>評価は過去 2 年以内の実績、動画作成や冊子製作、広報等の企画提案内容を審査した。</p> <p>なお、参加者が 1 社であった場合でも審査を実施するが、選定委員会の評価の平均点が 70 点未満の場合は選定しないとしている。</p>
5	決定	審査の結果、平均点が 74.25 点と 70 点以上であったため、株式会社ビービーディオ・ジェイ・ウエストに決定した。



## 【意見】

価格の決定においては競争によるコスト削減効果があるため、競争入札が基本的には望ましい選定プロセスである。

当事業も公募プロポーザルという企画競争入札であり、その選定プロセスそのものは望ましいものであると考えられるが、結果的に前年度イベント開催の委託業者であり、当事業の予定価格の見積もりを行った業者 1 社のみが入札となってしまうため、競争入札の利点であるコスト削減効果が発揮されているか不明である。

また、審査においても、前年度のように市外部関係者の選定委員による審査と比べ、今回の事業の審査は市内部の選定委員が過半数を占めており、審査の客観性が低くなっている。

新型コロナウイルス感染症の影響で、イレギュラーな対応をせざるを得ないことは理解できるものの、以下のような対応を図るべきであったと考える。

- 予定価格の見積もりを複数社で行う
- プロポーザルのスケジュールを見直す
- 審査を行う選定委員の外部関係者の割合を増やす

契約金額の検証を適切に行うため、市として入札におけるルールについては、今一度検証し、整備することが望ましい。

### ③（意見）当事業の成果測定について

#### 【現状】

動画や業界 MAP を作成し、各高校及び大学に周知、冊子の配布を行っているが、その内容についての意見収集を令和 2 年度が終了した後も行われていない。

市に理由を質問したところ、中長期的な活用が可能であり、その効果は一定期間経過後に行うべきであるため、令和 3 年度以降で行う予定とのことであった。

#### 【意見】

一時点だけで判断せず、中長期的な効果を踏まえて当事業の有効性を確認するという点は理解できるが、動画制作や業界 MAP の作成は当事業において新たな試みであったことを踏まえると、効果がどの程度あったか、改善すべき点や今後の事業に活用できる点はないか、実施直後に確認することは有用であると考えられる。

そのため、実施した事業の効果測定は速やかに行い、今後の事業にどのように活用していくか早急に検討されることが望ましい。

オ. 市内企業の採用力強化支援事業

<事業概要>

事業概要	企業の採用課題に対してアプローチを行い、市内企業の採用力を強化することで、新規学卒者の地元就職につなげるもの。
事業内容	株式会社パソナに対して、主に以下のような業務を委託していた。 ▶ 企業と未内定者のマッチング ▶ 未内定者向けの相談会を開催 ▶ 未内定者向けのオンライン相談 ▶ 未内定者向けのオンラインセミナー（録画）

※出所：市提供資料

①（意見）事業の効果について

【現状】

未内定者向けの相談会の開催実績は以下の通りであり、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、相談者数が少なかった。

日付	場所（注）	内容	相談者数
令和2年 10月21～23日	AIM	新卒向け合同説明会で相談ブースを設置	29
12月6日	WP小倉	日曜開館	2
12月27日	WP黒崎	日曜開館	1
令和3年 1月17日	WP小倉	日曜開館（当日キャンセル）	-
1月23日	AIM	北九州市主催合同会社説明会で相談ブースを設置	30
1月24日	WP黒崎	日曜開館	1
2月7日	WP小倉	日曜開館	1
2月28日	WP黒崎	日曜開館（当日キャンセル）	-
3月28日	WP黒崎	日曜開館	1
合計			65

※出所：市提供資料

（注）AIMは「アジア太平洋インポートマート」、WPは「若者ワークプラザ」のことを指す。

上述の相談会について、ホームページや新聞広告等により告知を行っているとのことである。

また、相談会時においては、相談者からアンケート等を行っていない。

**【意見】**

現状においては、相談者がどの媒体を見て相談したのか明らかではないと共に、未内定者及び企業にとってどれほどの効果があったのかを検証することが難しい。

今後においては、相談者からのアンケート結果を参考にすることによって、より効果的な事業内容及び告知方法を検討することが望まれる。

## カ. 外国人材就業サポートセンター運営事業

### <事業概要>

事業概要	外国人材就業サポートセンター運営事業や海外の連携大学等との交流事業の実施により、市内企業への就職を目指す留学生や海外大学生等の受け入れを支援する。
業務委託料	7,889 千円

※出所：市提供資料

### ①（意見）学校法人北九州 YMCA 学園への業務委託について

#### 【現状】

「北九州市外国人材就業サポートセンター」運営事業については、学校法人北九州 YMCA 学園に業務委託を行っている。委託している業務内容は以下の通りである。

- 専門相談事業の実施（対象は市内に事業所を有する企業、非営利法人等）
- セミナーの開催（対象は外国人材の受け入れを希望する、もしくは既に受け入れている企業、非営利法人等）
- マッチング機会（高度人材）の創出
  - ・市内留学生と市内企業とのマッチング支援事業
  - ・留学生サポートプログラム

他方、学校法人北九州 YMCA 学園のホームページを閲覧したところ、YMCA キャリアサポートセンターという組織体を設けて、外国人留学生の就職支援や職業紹介等の事業を行っている。

#### 【意見】

市が学校法人北九州 YMCA 学園に業務委託を行っている内容と、学校法人北九州 YMCA 学園が独自に行っている事業内容について、一部重複しているように見受けられ、利益相反が生じている可能性がある。

この点について、学校法人北九州 YMCA 学園において、それぞれの業務をどのように整理して区分しているのか、明らかではない状況である。

そのため、学校法人北九州 YMCA 学園に対して、業務をどのように区分しているのかについて報告を求める、もしくは業務を区分している旨の誓約書を提出してもらおうといった対応が望まれる。もし問題が解消されないようであれば、委託先の変更や委託条件の変更について検討すべきである。

キ. 安心して働ける労働環境づくり事業

<事業概要>

事業概要	安心して働ける労働環境を作るため、労働相談を行うほか、ガイドブックの配布等による広報・啓発を実施する。
実施状況	令和2年度 当初予算 11,343 千円

※出所：市提供資料

①（意見） 予定価格の算定及び随意契約について

【現状】

労働ハンドブック「働くあなたへ ワンポイントレッスン!」を改訂し、レイアウト・校正、印刷・製本及び納品について、外部に業務委託を行っている。当該業務委託については、随意契約によっているが、過去2年間における予定価格や実際の業務委託額は以下の通りであった。

なお、令和元年度及び2年度における業務委託内容や納品数は、同一である。

<令和2年度>

予定価格算定

予定価格算定のため、以下の通り見積書を入力している。

株式会社 A	657,300 円（税抜）
有限会社 B	437,450 円（税抜）

⇒安価な 437,450 円に 1.1 を乗じた 481,195 円を予定価格として算定。

随意契約

随意契約の締結に際して、以下の通り見積書を入力し、委託先を決定している。

株式会社 A	657,300 円（税抜）
有限会社 B	328,650 円（税抜）

⇒有限会社 B と税抜 328,650 円（税込 361,515 円）で契約締結。

<令和元年度>

予定価格算定

予定価格算定のため、以下の通り見積書を入力している。

株式会社 A	540,000 円（税抜）
有限会社 B	406,500 円（税抜）

⇒安価な 406,500 円に 1.1 を乗じた 447,150 円を予定価格として算定。

### 随意契約

随意契約の締結に際して、以下の通り見積書入手し、委託先を決定している。

株式会社 A	480,000 円（税抜）
有限会社 B	339,000 円（税抜）

⇒有限会社 B と税抜 339,000 円（税込 372,900 円）で契約締結。

### **【意見】**

予定価格の算定及び随意契約に際して、（少なくとも過去 2 年間に於いては）同じ業者から見積書入手していた。このような状況においては、業者にとって予定価格を推測しやすくなるとともに、競争原理が働きにくい側面があると言える。

そのため、今後においては、以下のような対応を図ることが望まれる。

- ・見積書入手する業者を定期的に入れ替える。
- ・予定価格の算定に当たって、業者からの見積書を参考にするのではなく、前年の業務委託料等を参考にする。

(3) 産業経済局 雇用・生産性改革推進部 スタートアップ推進課

ア. 産業振興一般事務

<事業概要>

業務内容	スタートアップ推進課における一般事務経費
実施状況	令和2年度 当初予算 4,081 千円

※出所：市提供資料

① (意見) ロゴマークやブランディングについて

【現状】

スタートアップ支援に係るロゴマークデザインを業務委託して、新たなロゴマークを作成している。なお、随意契約により業務委託を行っており、業務委託費は 220 千円であった。

<作成したロゴマーク>



上述のロゴマークを作成した後、市は「New U」というブランドコンセプト及びロゴマークを発表して、大々的に PR している状況である。

<New U>



あたらしいことを、はじめやすい都市。

福岡県北九州市。

また、市のホームページを閲覧したところ、以下のようなロゴマークも見受けられた。

<市ホームページに掲載されているロゴマーク>



※出所：市ホームページ「北九州市のスタートアップ支援（創業支援）について」

更新日 2021 年 9 月 8 日

**【意見】**

市のブランディングやロゴマークについては、市の知名度向上やイメージアップ等につながるため、非常に重要であると考えられる。上述のロゴマークを例にとってみたところ、個別の施策毎に、部局単位で検討されているように見受けられ、浸透を図るのが難しい状況である。

今後においては、市のブランディングやロゴマーク等について、市全体で取りまとめて戦略を立てて実行することにより、より大きな効果が得られると考える。



(4) 産業経済局 雇用・生産性改革推進部 中小企業振興課

ア. ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援事業

<事業概要>

事業目的	中小製造業・建設業は、大企業を中心とした好景気を背景に、大企業の大量採用の影響もあり、ますます人材確保が難しい状況にある。さらに、中小製造業・建設業の現場はいわゆる“3K”と呼ばれる厳しい職場環境であり、人材の定着率の悪さの大きな要因となっている。 そのような背景から、中小製造業・建設業者が行う女性及び高齢者の人材確保・定着につながる働きやすい職場環境改善に関する取り組みに対して、経費の一部を支援することで、人手不足に苦しむ市内中小企業への女性及び高齢者の人材確保・定着の支援とする。
対象事業	女性や高齢者の人材確保や定着につながることを目的に行う働きやすい職場環境の改善に必要な経費の一部を助成
対象経費	対象事業の実施に必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 設置・改修工事費、設計監理料</li> <li>➤ 設備・装備等の備品購入費</li> </ul>
予算額	3,000 千円 (500 千円×6 団体)

※出所：市提供資料

実施状況	No.	事業内容	申請額 (千円)	決定額 (千円)	確定額 (千円)
	1	女性用空調服の購入	106	106	106
	2	女性専用トイレ・更衣室の新設	500	500	500
	3	女性専用シャワールームの新設	500	500	500
	4	女性用トイレの新設	500	500	500
	5	女性・高齢者用アシスト機器の導入	406	406	406
	6	女性専用トイレの新設	190	190	190
	7	女性専用更衣室・トイレの改修	392	298	298
	合計		2,594	2,500	2,500

※出所：「令和 2 年度 ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援助成金 申請者一覧」

① (意見) 交付申請の書類について

【現状】

北九州市ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援助成金交付要項第 5 条によると、助成金の交付を受けようとする者は、別に定める助成金交付申請書に市長が必要と認める

書類を添付して市長に申請しなければならない。と定められており、市長が必要と認める書類は、北九州市ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援助成金交付要領第6条第2項において以下の通り定められている。

- (1) 申請企業概要
- (2) 事業計画書
- (3) 経費明細書
- (4) 役員等名簿
- (5) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) 株主名簿（持ち株比率のわかるもの）
- (7) 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- (8) 市税の納税証明書（市税に滞納がないことの証明）
- (9) 直近の決算関係書類
- (10) 見積書の写し
- (11) 工事図面・工程表の写し
- (12) カタログ等（備品）の写し
- (13) 当該設備の現況写真
- (14) その他市長が必要と認める書類

#### 【意見】

必要書類が多岐にわたっているため、書類の量が膨大となっており、事務手続が煩雑になっている。特に（9）直近の決算関係書類は入手されているのみで有効に活用されていない状況であり、必要書類として入手すべき書類に該当するかどうか疑問である。

したがって、市長が必要と認める書類について必要性を再検討し、活用されない資料については必要書類から削除し、事務処理を簡素化する等の対応が望ましい。

#### ②（意見）助成金の交付方法について

##### 【現状】

ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援助成金の令和2年度の予算額は3,000千円（500千円×6団体）であり、それに対し決算額は2,500千円（7団体）となっている。

決算額が予算額に達していない理由は、1団体の辞退が発生したからであるが、これは当初、助成対象者として助成金を交付していた団体の事業が、その後の調査で、設備の設置場所が市内ではなかったため、交付要件を満たしていないことが発覚したからである。

#### <北九州市ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援助成金交付要領>

##### （交付要件）

第5条 要項第4条第3項に規定する交付要件は、次のとおりとし、助成対象事業は全ての要件を備えていなければならない。

- (1) 交付を決定した日からその年度末までに終了（精算を含む）する事業であること。

- |   |
|---|
| <p>(2) 設備を設置する建物は、市内にあり、助成金の交付を申請しようとする者が所有し、事業の用に供する既存かつ常設のものであること。</p> <p>(3) 設置する設備は、常設のものであり、専ら従業員の使用に供するものであること。</p> |
|---|

**【意見】**

助成金交付申請書に添付される書類に、設備を設置する建物の場所を明記する箇所が無かったことが原因である。

したがって、防止策として、設備を設置する建物の場所を明記した書類の添付を義務付け、助成金の交付の可否について事前確認を徹底することが望ましい。

イ. 中小企業人材確保支援助成金

<事業概要>

事業目的	<p>中小製造業・建設業をはじめとする市内中小企業における人手不足の問題が深刻な状況となっており、ものづくり技術の伝承が途絶えてしまうことなどが危惧されているほか、将来の事業の存続自体にも影響が懸念されるなど、若年者や女性等の人材確保が最優先の経営課題の一つとなっている。</p> <p>このため、中小企業の事業者で構成された団体が独自に取り組む人材確保のための事業に必要な経費の一部を助成することで、若年者や女性等の人材確保に苦慮している市内中小企業の経営者支援の一助とするとともに、地方創生の重要なテーマの一つである地元就職の促進につなげるもの。</p>																		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 団体が所属する業界等の役割・魅力を伝えるための啓発事業</li> <li>➤ 働きやすい職場環境づくりのための推進事業</li> <li>➤ その他、人材確保に特に有効と認められる事業</li> </ul>																		
対象経費	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>謝金</td> <td>外部講師・コンサルタント等への謝礼金</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>外部講師・コンサルタント等の旅費等</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>会場・機材・車両・装具等の借上げ料等</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>会場設営、チラシ・HP等の作成</td> </tr> <tr> <td>傷害保険料</td> <td>実習に参加する学生の傷害保険料</td> </tr> <tr> <td>消耗品費 印刷製本費</td> <td>実習に必要な材料費、教材の購入費、資料のコピー費等</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>事業の実施に伴う備品の購入</td> </tr> <tr> <td>その他経費</td> <td>市長が特に必要と認める経費</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	謝金	外部講師・コンサルタント等への謝礼金	旅費	外部講師・コンサルタント等の旅費等	賃借料	会場・機材・車両・装具等の借上げ料等	委託費	会場設営、チラシ・HP等の作成	傷害保険料	実習に参加する学生の傷害保険料	消耗品費 印刷製本費	実習に必要な材料費、教材の購入費、資料のコピー費等	備品購入費	事業の実施に伴う備品の購入	その他経費	市長が特に必要と認める経費
区分	内容																		
謝金	外部講師・コンサルタント等への謝礼金																		
旅費	外部講師・コンサルタント等の旅費等																		
賃借料	会場・機材・車両・装具等の借上げ料等																		
委託費	会場設営、チラシ・HP等の作成																		
傷害保険料	実習に参加する学生の傷害保険料																		
消耗品費 印刷製本費	実習に必要な材料費、教材の購入費、資料のコピー費等																		
備品購入費	事業の実施に伴う備品の購入																		
その他経費	市長が特に必要と認める経費																		
助成金額	対象経費の2分の1以内で上限40万円																		
予算額	1,796千円(224.5千円×8団体)																		

※出所：市提供資料

実施状況	No.	事業名称	交付額
	1	「電気工事事業の魅力を伝える」意見交換会	20 千円
	2	企業と学生の出会いの場づくり ～働きやすい職場づくり／魅力発信研修～	23 千円
	3	工業高校生を対象とした工業団地内オープン ファクトリー	71 千円
	合計		114 千円

※出所：「令和2年度 中小企業人材確保支援助成金一覧」

①（意見）助成金の交付による効果の測定方法について

【現状】

若年者や女性等の人材確保に苦慮している市内中小企業の支援及び地方創生の重要なテーマの一つである地元就職の促進につなげるため、市内中小企業団体が人材確保のための事業を行なった際に支出した経費の一部を助成しているが、効果の測定がなされていない。

【意見】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止が多かったが、3団体に対して助成金114千円が交付されている。助成の目的は若年者や女性等の中小企業への就労と技能の伝承等を促進し、もって市内中小企業の振興に寄与することであり、また、地方創生の重要なテーマの一つである地元就職の促進につなげることである。しかし、助成金の交付がどの程度市内中小企業の振興に寄与しているか、どの程度地元就職の促進につながっているかについて検討されていない。

したがって、助成金の交付がどの程度市内中小企業の振興や地元就職の促進に寄与しているかについて検討を実施し、最大の効果が発揮できるような助成金の交付方法を検討することが望ましい。

ウ. ビジネスチャンス拡大支援事業

<事業概要>

事業目的	<p>地元中小製造業の多くは、鉄鋼・機械関係の大企業の協力工場として、長年にわたり受注生産体制化でものづくりに専念してきた。そのため、技術力は蓄積してきたものの、営業経験に乏しく情報発信力も十分でないなど、営業・販売に関する課題を抱えている。</p> <p>このような状況を踏まえ、中小製造業を主な支援先として、受注開拓・販売拡大支援に取り組むもの。</p>
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 大規模展示会等出展支援事業（令和2年度未実施）</li> <li>➤ 巡回指導・マッチングコーディネート事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>企業ニーズを積極的に掘り起こすとともに、営業先・外注先のマッチングや、各種支援サービス情報を提供することによって、市内中小企業の新事業展開や販路開拓を支援する。</li> </ul> </li> <li>➤ 四都市連携交流事業（令和2年度未実施）</li> <li>➤ 北九州発！新商品創出事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業が技術開発助成制度などを活用して開発した新商品や新サービスを、市が認定・広報支援をするとともに、一部を随意契約で市が購入することにより、導入実績を中小企業のマーケット拡大に役立ててもらおう事業。</li> </ul> </li> </ul>
予算額	<p>巡回指導・マッチングコーディネート事業：3,236千円</p> <p>北九州発！新商品創出事業：1,121千円</p>

※出所：市提供資料

①（意見）巡回指導・マッチングコーディネート事業について

【現状】

巡回指導・マッチングコーディネート事業では、専門員を1名配置し、企業ニーズの掘り起こしや営業先・外注先のマッチング、各種支援サービス情報の提供により市内中小企業の新規事業展開や販路開拓の支援を行なっている。

令和2年度では、企業訪問数：182件、マッチング件数：11件の実績となっている。そのうち、企業間取引の成約まで至ったものは1件であり、金額ベースではほぼゼロとのことである。

【意見】

巡回指導・マッチングコーディネート事業に係る令和2年度の予算は以下の通りであり、実際の支出額は3,074千円となっている。

諸謝金・旅費	2,796千円
車両・燃費	420千円
委託費	17千円

雑費	3 千円
計	3,236 千円

令和2年度では、新型コロナウイルス感染症による影響も大きかったと考えられるが、成約件数が1件であったことを鑑みると、今後の事業の在り方、目標の設定や方針について再度検討を行うことが望ましい。

## ②（意見）北九州発！新商品創出事業について

### 【現状】

令和2年度では、以下の15の新商品について市が認定・広報支援を行い、さらに認定新商品の中に購入希望する商品があれば一部を随意契約で市が購入している。また、市が認定・広報支援を行った新商品について、各企業より新商品の販売状況等について報告を受けている。

<令和2年度 北九州発！新商品創出事業の認定商品>

No.	企業名	商品・サービス名
1	(株) ハピクロ	子どもの午睡を優しく見守る 「ハピサポ Baby センサー」
2	神楽フィースト (株)	ワインが7日～10日間楽しめる「神楽デキャンタ」
3	(株) アムズ	太陽の熱から頭を守る「熱ボウシ」
4	(株) ウェルクリエイト	光触媒塗料「エアウォッシュコート」
5	(株) レセプター	コロナ追跡対策来場者登録システム「Cococa」
6	(株) 日本デンソー	抗ウイルス、抗菌、抗カビ、消臭 「高機能性フィルター99」
7	ナカオ産業 (株)	オムツ真空包装処理装置「かんせいパッキン」
8	ケーアンドエムエンタープライズ (株)	既設のカメラがそのまま使える 「マスク未着用者検知センサー」
9	サウンドピュア (株)	コロナ対策ピンポイント消毒 「Soundpure UVC ステアライザー」
10	新北九州工業 (株)	エアコンに取り付けてウイルス対策 「抗ウイルスエアコンフィルター フィルドゥ」
11	(株) リョーワ	施設内の三密状態がリアルタイムで分かる 「ソーシャルディスタンスAI」
12	Release (株)	介護チーム作成アプリ「Release」
13	(株) クアンド	現場向け遠隔支援コミュニケーションツール 「SynQ Remote」
14	(株) TEC hisakata	ポータブルタイプのパーティション「POTAPA」
15	(株) リノベンチャー	テレワーク・オンラインミーティング用ブース 「ハコオフィス (HACO OFFICE)」

<随意契約による購入一覧>

商品・サービス名	金額
ハピサポ Baby センサー	1,320,000 円
POTAPA	97,680 円
Soundpure UVC ステアライザー	21,010 円
ハピサポ Baby センサー使用料	19,200 円
SynQ Remote	45,000 円
抗ウイルスエアコンフィルター フィルドゥ	99,000 円
高機能性フィルター99	98,560 円
合計	1,700,450 円

【意見】

市が認定・広報支援を行った新商品について、各企業より新商品の販売状況や今後の販売見込み等について報告を受けているが、市の認定がどの程度商品の受注や販売拡大に寄与しているかの検討がなされていない。

今後において、販売実績や事業計画のモニタリングを実施することで、市の認定・広報支援が各企業の今後の販売見込み等の策定にどの程度考慮されているか、また販路拡大にどの程度寄与しているかについて把握・分析し、市の認定・広報支援の在り方について検討することが望ましい。

③（意見） 予定価格の算定について

【現状】

北九州発！新商品創出事業の認定商品 PR パンフレットの作成を発注する際に、予定価格算定のために株式会社 A から参考見積書を入手している。

株式会社 A から入手した参考見積額は 750,000 円（税抜）であり、当該参考見積書及び過去の実績を勘案し、以下の通り予定価格を算定している。

項目	数量	単位	単価	金額
パンフレットデザイン	1	式	170,000 円	170,000 円
取材、写真撮影	15	社	18,000 円	270,000 円
パンフレット印刷	2,500	部	35 円	87,500 円
管理費（20%）	1	式	105,500 円	105,500 円
小計				633,000 円
消費税（10%）				63,300 円
合計				696,300 円

※出所：市提供資料



その後、見積り合わせを実施し、3社から以下の通り見積書を入手している。

株式会社 A	525,000 円 (税抜)
有限会社 B	585,000 円 (税抜)
株式会社 C	1,299,500 円 (税抜)

見積り合わせの結果、株式会社 A に発注することになった。

**【意見】**

北九州発！新商品創出事業の認定商品 PR パンフレット作成業務においては、参考見積りを入手した株式会社 A に発注する結果となっている。

今回の場合、参考見積書を1社からしか入手しておらず、しかも見積り合わせ時には、参考見積書よりも低い価格を提示している。

このような状況においては、参考見積書の意義は乏しく、予定価格の算定根拠としては適切ではないと言える。

したがって、予定価格算定の当たっては、参考見積書を入手する方法ではなく、過去の実績等を勘案し適切に予定価格を算定するといった方法が望ましく、参考見積書を入手する方法によるとしても複数の企業から見積書を入手することが望ましい。

## エ. 中小企業融資制度

### <事業概要>

事業目的	市で定めた資格要件を満たす中小企業に対し、福岡県信用保証協会の保証付きで長期固定、低利の事業資金の融資を行い、中小企業の振興と経営の安定に寄与する。
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 中小企業融資 中小企業・小規模企業の事業に必要な資金を融資することにより、資金調達を支援し、その経営基盤の強化や急変する経営環境への対応など、中小企業・小規模企業の振興に寄与する。</li> <li>➤ 開業支援資金 開業時や開業後5年未満の方の事業展開に必要な事業資金の一部を融資することにより、円滑な開業及び事業拡大期までの資金繰りを支援する。</li> <li>➤ 新成長戦略みらい資金 「北九州市新成長戦略」を推進するため、中小企業・小規模企業の新たな事業展開を支援する。</li> <li>➤ 中小企業融資損失補償 信用保証協会の代位弁済により発生する損失の一部を補償するとともに、中小企業者・小規模企業者が負担する信用保証料の一部を信用保証協会に補填することで、市内中小企業者の円滑な資金供給に寄与する。</li> </ul>
事業費	中小企業融資：99,570,000千円 開業支援資金：900,000千円 新成長戦略みらい資金：600,000千円 中小企業融資損失補償：715,000千円

※出所：市提供資料

北九州市中小企業融資制度の概要は以下の通りである。

制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市は金融機関に対し預託をすることにより、通常の金融機関融資に比べ「低利固定・長期返済」で、有利な資金調達の手段となっている。</li> <li>➤ 原則として中小企業者に信用保証協会の保証を義務付けている。</li> <li>➤ 信用保証協会は融資額を保証する。</li> </ul>
預託	➤ 年度末貸出残高を想定し、その3分の1相当額を金融機関に預け入れる。
損失補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 中小企業者が倒産などで金融機関に対し返済ができなくなった場合、信用保証協会が金融機関に対し、返済不能額を代位弁済する。</li> <li>➤ 信用保証協会は、代位弁済により生じた損失のうち70%を日本政策金融公庫からの保険金でカバーし、残りの1/2又は2/3を市が保証協会に対し損失補償する。</li> <li>➤ 回収があった場合には負担割合に応じて損失補償金が返納される。</li> </ul>

※出所：市提供資料「北九州市中小企業融資制度の概要」

①（意見）新成長戦略みらい資金融資について

【現状】

中小企業・小規模企業の新たな事業展開を支援する目的で 600,000 千円の事業費を予算計上しているが、過去の申込状況は以下の通りである。

年度	申込件数	申込金額（千円）	融資件数	融資金額（千円）
H21	1	12,000	1	6,000
H22	0	-	0	-
H23	1	9,000	1	9,000
H24	1	12,000	1	7,000
H25	6	39,900	3	11,500
H26	6	146,000	6	53,900
H27	1	3,000	1	3,000
H28	0	-	0	-
H29	1	10,000	1	10,000
H30	4	65,000	4	65,000
R 元	2	19,500	2	14,500
R2	2	13,000	1	10,000
合計	25	329,400	21	189,900

※出所：「新成長戦略みらい資金（旧新成長企業支援資金）融資の実績（令和元年7月末現在）」

【意見】

令和2年度の融資件数は1件のみであり、過去の融資実績を見ても当該事業が積極的に利用されているとは言い難い状況である。融資の対象となる中小企業は、他の融資制度を利用しているのではないかとのことであり、当該事業が企業ニーズに沿った事業とは言い難い。

したがって、市がこの事業を行うことによる経済的効果は乏しいと言えることから、他の制度との一元化等、今後の事業の在り方について再度検討を行うことが望ましい。

②（意見）融資先のリスク管理について

【現状】

本制度は、市、信用保証協会及び取扱指定金融機関、北九州商工会議所の連携のもとで運営されている。

融資を保証するために信用保証協会が中小企業者の信用を補完し、市が取扱指定金融機関に融資原資の一部を預託することにより、取扱指定金融機関は市の定める条件で中小企

業者に融資する仕組みとなっている。

申込手続きについては、市の中小企業振興課で対象者の認定後に取扱指定金融機関に融資を申し込む場合もあるが、ほとんどが市を通さずに取扱指定金融機関に融資の申し込みを行う。この場合、融資実行の段階では市は融資先のリスクを把握することができない。

過去の損失補償金支出及び損失補償金返納は以下の通りである。

年度	件数	損失補償金（千円）	返納金（千円）
H21	322	243,430	40,331
H22	343	294,880	72,202
H23	299	189,031	63,533
H24	260	218,415	33,857
H25	310	281,755	37,992
H26	256	256,762	43,458
H27	258	242,756	40,931
H28	199	205,902	40,498
H29	185	141,656	34,353
H30	159	130,892	23,319
R 元	161	137,622	29,949
R2	219	200,644	26,330
合計	2,971	2,543,745	486,753

※出所：市提供資料「損失補償金及び返納金の実績」

#### 【意見】

市が中小企業融資損失補償の保証協会の代位弁済に伴う損失補償額に関する予算を編成するにあたっては、福岡県信用保証協会より、次年度損失補償請求見込額について報告書入手し、報告書記載の金額で予算枠を確保している。また、最終的に予算枠については財政局による調整が行われ、予算枠が増減することになる。

市が保証協会の代位弁済に伴い損失補償を行うのであれば、市は融資先のリスクを一部負担しており、融資先の状況を把握する必要がある。その点、市は事後的に信用保証協会に対する調査を行うことで融資先の状況を一部把握しているものの、損失の発生は信用保証協会から送付される損失補償に係る請求書によってのみ把握され、融資先の状況を適時・適切にモニタリングしているとは言えない状況である。このような方法によると市は市の損失を減少させようとする誘因が働かず、金融機関及び保証協会も融資先のリスクの一部を市が負担することから、融資先のモニタリングを適切に行わないなどのモラルハザードが生じやすいと考えられる。

したがって、市が融資先のリスクの一部を負担していることに鑑みると、市でも事前に融資先のリスクを管理できる体制を構築し、適切な予算枠の確保や損失補償額の最小化を目指すといった検討を行うことが望ましい。

一方で、そもそも市が保証協会の損失を補償する事業を行う必要があるのかという問題がある。市が当該事業を行う目的は、信用保証協会の代位弁済により発生する損失の一部を補償することで、市内中小企業者の円滑な資金供給に寄与することであるが、この方法によると、先に述べたように、金融機関や保証協会のモラルハザードが生じやすいと考えられる。また、金融機関にとっては融資先中小企業の経営改善に積極的に関与するといった誘因も働きにくいため当該事業の効果を見えにくくしている。

以上を勘案すると、当該事業の必要性を再検討するとともに、制度設計の見直しを検討することが望ましい。

オ. 事業承継・M&A 促進化事業

<事業概要>

趣旨	<p>中小企業経営者の高齢化に伴い中小企業の数が増えるなど、事業承継は市中小企業の喫緊の経営課題の一つとなっているため、市内の中小企業が持つ優れた技術力や経営資源を将来にわたって継続させ、雇用の場の確保などを図っていくことを目的として、事業承継に積極的に取り組む中小企業をトータルでサポートする。</p>																
主たる事業内容及び実施状況	<p>▶ 啓発セミナー（専門事業者に委託して運営）</p> <p>事業承継に関心のある中小企業に対し、啓発セミナーを3回開催した。経営者の気付きを促すものや、具体的な事業承継事例の紹介など、各回に関心のレベル等に応じたテーマ設定で行っている。</p> <p>&lt;実施状況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="448 835 1334 1261"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>月日</th> <th>形式及び内容</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>R2.11.25</td> <td>オンライン形式 ウィズ・コロナ時代における事業承継とは～法務・税務・経営から考える事業承継の基礎</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>R3.1.20</td> <td>オンライン&amp;集合形式 大廃業時代における事業承継の在り方</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>R3.3.16</td> <td>オンライン&amp;集合形式 金融機関・経験者が解説～会社引継ぎ・M&amp;A事例</td> <td>37人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出所：「令和2年度「事業承継・M&amp;A 促進化事業」実施状況」</p> <p>▶ 専門家による相談（専門事業者に委託して運営）</p> <p>事業承継に取り組もうとする中小企業に対し、事業承継の専門家（弁護士、税理士、中小企業診断士）がオンライン会議や電話相談などで、初期相談から課題の深掘り、方針決めまで、相談者の要望に応じて対応した。令和2年度からは廃業相談を追加している。</p> <p>1企業につき原則3回まで、相談料が無料となっている。</p> <p>令和2年度は、親族承継、従業員承継、M&amp;A及び事業承継後の諸問題について相談が行われ、相談回数は全部で9社、12回であった。</p> <p>▶ 計画策定等支援（市補助事業）</p> <p>市内の中小企業が持つ優れた技術や経営資源を将来にわたって継続させ、雇用の場の確保などを図っていくことを目的に、事業承継に向けた計画の策定や、M&amp;Aにより第三者へ自社を売却する際に仲介業者（金融</p>	回数	月日	形式及び内容	参加人数	1	R2.11.25	オンライン形式 ウィズ・コロナ時代における事業承継とは～法務・税務・経営から考える事業承継の基礎	16人	2	R3.1.20	オンライン&集合形式 大廃業時代における事業承継の在り方	22人	3	R3.3.16	オンライン&集合形式 金融機関・経験者が解説～会社引継ぎ・M&A事例	37人
回数	月日	形式及び内容	参加人数														
1	R2.11.25	オンライン形式 ウィズ・コロナ時代における事業承継とは～法務・税務・経営から考える事業承継の基礎	16人														
2	R3.1.20	オンライン&集合形式 大廃業時代における事業承継の在り方	22人														
3	R3.3.16	オンライン&集合形式 金融機関・経験者が解説～会社引継ぎ・M&A事例	37人														

	<p>機関や M&amp;A 事業者等) へ支払う初期費用など、専門事業者に委託して行う具体的な取組みに要する経費の一部を「事業承継・M&amp;A 促進化事業助成金」(対象経費の2分の1、上限は50万円)として支援する。 対象経費は以下の通りである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業区分</th> <th style="width: 50%;">経費区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業承継計画の策定等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題分析(見える化)や経営改善(磨き上げ)等のコンサルティング委託料</li> <li>・株価など企業価値の算定委託料</li> <li>・相続税・遺産分割等の対策策定委託料</li> <li>・事業承継計画の策定委託料 など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>M&amp;A の仲介委託等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仲介委託料、マッチング登録料、着手金など</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>令和2年度は、承継計画策定について1件(50万円)が助成対象となっている。</p>	事業区分	経費区分	事業承継計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題分析(見える化)や経営改善(磨き上げ)等のコンサルティング委託料</li> <li>・株価など企業価値の算定委託料</li> <li>・相続税・遺産分割等の対策策定委託料</li> <li>・事業承継計画の策定委託料 など</li> </ul>	M&A の仲介委託等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲介委託料、マッチング登録料、着手金など</li> </ul>
事業区分	経費区分						
事業承継計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題分析(見える化)や経営改善(磨き上げ)等のコンサルティング委託料</li> <li>・株価など企業価値の算定委託料</li> <li>・相続税・遺産分割等の対策策定委託料</li> <li>・事業承継計画の策定委託料 など</li> </ul>						
M&A の仲介委託等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲介委託料、マッチング登録料、着手金など</li> </ul>						

①(意見) 運営委託業務を行う事業者の選定基準について

【現状】

当該事業における「啓発セミナー」及び「専門家による訪問相談」は、運営業務を委託する事業者を選定するため、プロポーザル方式による公募のうえ審査委員会を開催して選定しており、平成29年度から令和2年度まで継続して「事業承継研究会」が事業者として選定されている。

当該事業開始年度からの提案者数の推移は以下の通りである。

年度	H29	H30	R元	R2
提案者数	2	1	1	1

※出所：市担当者回答より

選定においては審査委員による採点が行われるが、提案者が1名の場合の選定基準は、「令和2年度『事業承継・M&A 促進化事業』運営業務委託候補者選定委員会 審査要領」において、「一定の水準を満たしていると判断できる場合は、その事業者を選定する」とされているのみであり、具体的な基準は設けられていない。

【意見】

提案者が複数の場合には採点を基準に選考することは可能であるが、提案者が1名、かつ、過年度より継続して業務を実施している提案者において具体的な数値基準が設けられていない場合には、具体的な選定過程が曖昧になる恐れがある。

具体的な数値基準を設けることにより、当年度の採点に加えて、同一の応募者に対しても

過年度の採点との比較検証を行うことで過年度からの事業の成長を測定する、といった方法を行うことも可能となる。したがって、明確な判断を行うための数値基準を設けることが望ましい。

<令和2年度「事業承継・M&A 促進化事業」運營業務委託候補者選定委員会 審査要領>  
(抜粋)

北九州市が実施する標記の委託業務について、この審査要領に基づき、選定委員会を開催し、採否等について審査する。

第1条 審査は、表1に掲げる評価項目に関して行うものとする。

2 各評価項目は表1のと通りの配点（合計100点）とする。

表1（省略）

（審査評価・選定）

第2条 審査は第1条に定める評価項目に対して付与した各配転について5段階による評価を行う。

2 審査評価は、表2に掲げる選定委員が行う。

3 各選定委員は、申請条件を個別に審査評価し、各委員の採点した合計点の最も高い事業者を業務委託候補者として選定する。

最高得点者が複数いる場合は、企業規模の小さい事業者を選定する。企業規模も同等の場合は、見積金額の低い事業者を選定する。

申請案件が1件のときは、各委員の採点した合計点が、一定の水準を満たしていると判断できる場合は、その事業者を選定する。

表2（省略）

※出所：市提供資料

②（意見）運営委託業務の有効性について

【現状】

令和2年度において助成金の対象となる承継計画策定を行った実績は1社あったが、運営委託業務による「啓発セミナー」及び「専門家による相談」を経たものではない。

【意見】

「啓発セミナー」、「専門家による相談」を経て「計画策定等支援」を行うという、潜在ニーズの掘り起こしから具体的な成果の創出までをトータルでサポートする事業として平成29年度より開始されているが、実績として各々が関連性をもって結びついていない。

結びついていない要因を把握するにあたり、委託業務の評価を参加者数や実施回数といった数値で行うのみならず、「ターゲットとなる企業への周知方法が妥当であるか」「セミナー



ー→相談→計画作成、といった各フェーズへの連動性が高められているか」といった事業の有効性を高める視点が必要となると考えられる。

### ③（意見）セミナーの周知方法について

#### 【現状】

「啓発セミナー」及び「専門家による相談」は参加者にとって比較的好評であるとのことであるが、周知の方法は、商工会議所を通じたチラシの配布や市等のホームページによる公表と限定的なものとなっている。

#### 【意見】

啓発セミナーは中小企業に対して事業承継について示す重要な機会であり、ターゲット層に対して広く周知することが必要となる。

したがって、中小企業における日常での関わりが多く、かつ、事業承継にも関わりが多くなることが想定される法律及び会計の専門家（弁護士、税理士、司法書士等）が所属する各士業団体を通じての周知を依頼するといった周知方法のさらなる開拓が必要であると考えられる。

### ④（意見）運営委託業務の在り方について

#### 【現状】

当該事業における「承継計画等の策定」については、平成 29 年度から事業を開始しており実施件数の推移は以下の通りである。

年度	H29	H30	R 元	R2
件数	6	4	4	1

※出所：市担当者による回答

#### 【意見】

令和 2 年度において「承継計画等の策定」について実施された件数は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動の制約の影響を受けて 1 件であった。

上述の「②（意見）運営委託業務の有効性について」に記載したように、潜在ニーズの掘り起こしから具体的な成果の創出までをトータルでサポートする事業としての性質を鑑みると、委託業務に係る改善が必要であると考えられる。

改善に係る方法として、「④周知方法の改善」及び「⑤予算の増額」が考えられる。

「④周知方法の改善」については、令和 2 年度における候補者は前述のように 1 名であり、また、公募内容についての問い合わせも他に 1 件があった程度とのことである。

市における運営委託業務であり、市のホームページにおいて周知を行うことは問題ないが、公募の周知を行ってから締切日までの期間が 1 週間と短い期間であることは、公募内容

の周知が徹底する期間としては十分とはいえず、また、公募の事実を知りえた潜在的な候補者において応募の検討を行う期間としても十分とはいえなため、一定の余裕をもった期間を設定することが望ましいと考える。また、周知の方法としても、ホームページのみならず、M&A 仲介業者に個別に案内することや「市政だより」等を利用することにより、幅広く周知することが望ましい。

「⑤予算の増額」については、当初予算が 1,500 千円となっているが（令和 2 年度実績は新型コロナウイルス感染症の影響もあり 794 千円）、予算の積算基礎を閲覧した限りでは抑制された予算において実行されている印象を受ける。

市において中小企業の事業承継は喫緊、かつ、中長期的に取り組まなければならない課題である。当該事業を円滑に進めるにあたっては、市内の中小企業に対して事業承継が課題であることを周知することが必要となるが、予算面において充実した事業へと結実しないことには、市の課題解決を遅延させることになる。

また、予算を増額することにより公募に係る提案者の増加も想定されることから、適正な競争原理が働き委託業務の充実が図られると考える。

カ. 中小企業支援センター特定支援事業

<事業概要>

事業概要	<p>中小企業支援法第7条に基づき、FAISを指定機関とし、FAISが中小企業支援策として、市内中小企業のために、総合相談、マーケティング、経営・販売促進のための専門家派遣等をワンストップにて提供することで、市内中小企業の経営改善や技術高度化等をより一層促進するため、産業支援機能の充実・強化を図る。</p> <p>市としては、当該事業の運営主体であるFAISに対して補助金を交付している。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>➤ 支援人材充実強化事業</p> <p>企業や各種専門家に固有のネットワークを持ち、中小企業支援センターの実施する経営、技術、マーケティング等の支援事業を運営していく上で、中核となる専門家を活用する。</p> <p>【令和2年度 当初予算 13,158千円】</p> </li> <li> <p>➤ 事業可能性評価委員会運営事業</p> <p>専門家派遣事業のテーマの妥当性、派遣の可否、派遣回数、派遣専門家等の決定やビジネスプラン、技術、研究開発内容の評価を実施して、対象企業の選別等を行う。</p> <p>【令和2年度 当初予算 128千円】</p> </li> <li> <p>➤ 支援体制整備円滑化事業</p> <p>マネージャー等の募集や中小企業支援機関による会議への参加など、特定支援事業を円滑に実施する体制を整備する。</p> <p>【令和2年度 当初予算 454千円】</p> </li> <li> <p>➤ 窓口相談事業</p> <p>ベンチャー企業や創業者を含む中小企業者の来所、電話による相談に対応するため、中小企業診断士等の専門家を配置し、経営、技術、資金のあらゆる相談に対応する。</p> <p>【令和2年度 当初予算 792千円】</p> </li> <li> <p>➤ 専門家派遣事業</p> <p>中小企業の求めに応じて、各種の専門家を派遣し、個別の経営課題の解決にあたる。</p> <p>【令和2年度 当初予算 2,470千円】</p> </li> <li> <p>➤ 情報提供事業</p> </li> </ul>

	<p>市内中小企業者等に対し、セミナーによる情報提供や、中小企業支援に係る各種行政施策情報、受発注情報等取引に関する情報等、経営革新や事業の拡充、新分野への進出に必要な情報を、ホームページや機関誌等により提供する。</p> <p>【令和2年度 当初予算 2,798千円】</p>
--	---

※出所：市提供資料

①（結果）中小企業支援センターのホームページのメンテナンスについて

【現状】

中小企業支援センターのホームページにおいて、北九州商工会議所へのリンクが設けられているが、先に進まない状況となっている。

A) 「中小企業支援センター ホームページ」(令和3年10月25日時点)

<p><b>北九州商工会議所 企業情報ネットワーク</b></p> <hr/> <p>企業情報ネットワークは、北九州商工会議所の会員企業の情報を提供しています。</p> <p><a href="#">→北九州商工会議所 企業情報ネットワークで検索する</a></p>
---

B) A)の画面をクリックした後の結果(令和3年10月25日時点)

<p><b>HTTPステータス 404 - /Kigyonet2WebApp/KigyonetWebApp/</b></p> <hr/> <p><b>type</b> ステータスレポート</p> <p><b>メッセージ</b> /Kigyonet2WebApp/KigyonetWebApp/</p> <p><b>説明</b> <u>The requested resource is not available.</u></p> <hr/> <p><b>Apache Tomcat/8.0.36</b></p>
--

【指摘事項】

北九州商工会議所のホームページにおいて、「企業情報ネットワーク」が存在することは確認されている。

中小企業支援センターのホームページを閲覧した場合に、情報が分断されることは問題であるため、リンク内容を修正又は削除することが必要である。

②（結果）市のホームページのメンテナンスについて

【現状】

市のホームページの「ビジネス・産業・まちづくり」という項目において、市、FAIS、北九州商工会議所の中小企業支援3機関が連携し、各機関の支援メニューや条例の趣旨等を

広く情報発信するポータルサイト「キタサポ」の URL やサイト構成が記載されているが、「キタサポ」は令和3年3月末をもって閉鎖されている。

現在位置: [トップページ](#) > [ビジネス・産業・まちづくり](#) > 中小企業のための総合ポータルサイト「キタサポ」 印刷用ページ

## 中小企業のための総合ポータルサイト「キタサポ」

更新日: 2018年1月19日 シェア ツイート

---

### 1 このサイトの目的と特徴

北九州市、(公財)北九州産業学術推進機構、北九州商工会議所の中小企業支援3機関が連携し、各機関の支援メニューや条例の趣旨等を広く情報発信するポータルサイト『キタサポ』を立ち上げました。

『キタサポ』は、中小・小規模企業の経営を、強力タッグで応援します！

**【サイトの特徴】**

(1) 市内中小・小規模企業が利用できる支援情報をひとつのサイトに集約しており、幅広く情報収集することができます。

(2) サイト内のメールフォームから、メールによる相談を受け付けており、各機関の支援策などについて、最適な情報やアドバイスが受けられます。

#### ルートカテゴリ

- [くらしの情報](#)
- [観光・おでかけ](#)
- [ビジネス・産業・まちづくり](#)
- [市政情報](#)
- [市の広報](#)
- [施設](#)
- [北九州市議会](#)
- [門司区](#)
- [小倉北区](#)
- [小倉南区](#)
- [若松区](#)
- [八幡東区](#)
- [八幡西区](#)
- [戸畑区](#)
- [組織一覧](#)
- [北九州市動画チャンネル](#)

---

### 2 サイトの概要

(1) URL <https://www.kitasapo.com/>(外部リンク)

(2) サイト構成 (主なもの)

- トップページ: 補助金、セミナー等の新着情報など
- 支援機関のご紹介: 各機関の連絡先、主な役割など
- 支援相談メニュー: よくある相談内容を、資金調達、販路開拓、創業支援など6つのカテゴリに分けて、Q&A形式で案内
- 北九州市中小企業振興条例: 今年4月に施行された同条例の概要、条文など
- 経営相談・お問い合わせ: 中小・小規模企業の経営に関する相談をメールで受付

- [組織から探す](#)
- [区役所](#)
- [施設](#)

---

### このページの作成者

産業経済局雇用・生産性改革推進部中小企業振興課  
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2番1号 北九州テクノセンタービル1階  
電話: 093-873-1433 FAX: 093-873-1434  
予備電話: 093-873-1510  
[メールを送信 \(メールフォーム\)](#)

※出所: 市ホームページより抜粋 (令和3年10月25日時点)

### 【指摘事項】

既に終了しているサイトを残し続けることは利用者の誤認を生むことになるため、適時に削除をすることが必要である。また、令和3年3月末をもって終了することは3機関において協議されているが、終了に伴い影響が及ぶ箇所に関する共有が行われていないため、市内部における連携を密にすることが必要である。

本件のみならず、市のホームページ全体において、ツールを導入する等によって、定期的に内部リンク切れが生じていないかを調査することが必要であると考えます。

### ③ (意見) メールマガジン及びホームページにおける評価指標について

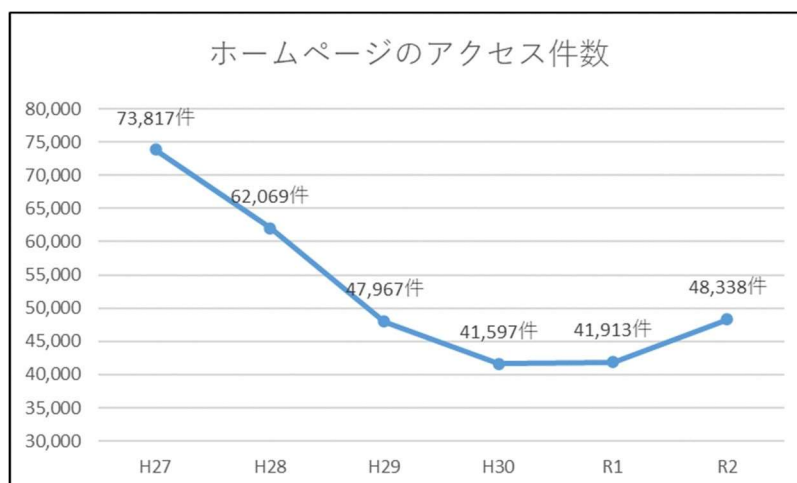
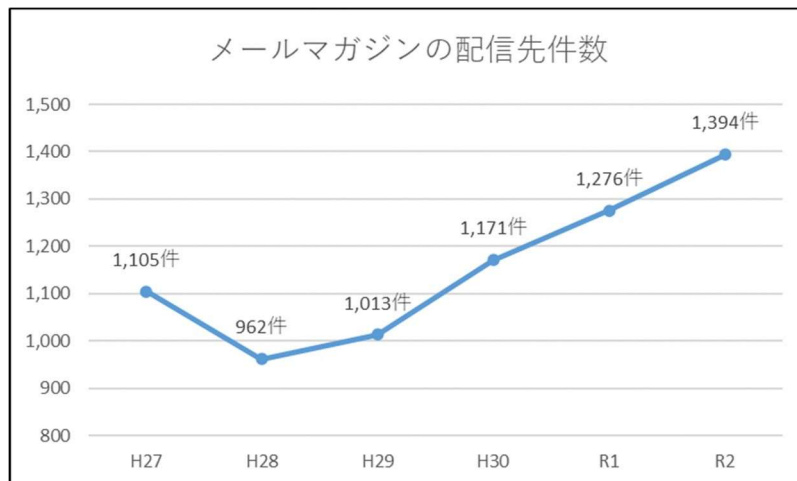
#### 【現状】

中小企業支援センターでは、情報提供事業の一環として「中小企業支援センタートピックス」と称したメールマガジンを定期的(概ね週に1回)に発行しており、補助金の紹介、セミナー・スクールの案内及び自治体における新規事業の紹介等といった、市内中小企業経営者の経営に役立つ事項について紹介を行っているが、当該メールマガジンの実績を測る指標は、配信先件数となっている。

また、中小企業支援センターのホームページにおいても支援施策やお知らせ、関連サイト

等を集約してPRしているが、ホームページの実績を測る指標は、アクセス件数となっている。

(参考)



※出所：市提供資料

### 【意見】

メールマガジンについては配信件数のみが把握されているが、メールマガジンにおいて設定された各項目からホームページへのアクセス状況の推移件数といった情報が把握されていないため、項目ごとに利用者がどのような情報に興味を有しているか、といった情報を有効に活用する機会を逸している状況である。また、ホームページにおいても全体としてのアクセス件数が把握されているのみで、各ページへのアクセス件数といった情報が把握されていない。

今後においては、項目別アクセス数のように情報を利用する中小企業者を意識した指標を設定するとともに、得られたデータを施策の有用性を高めるための情報として利用することが望ましい。

#### ④（意見）「中小企業施策活用ガイドブック」における評価指標について

##### 【現状】

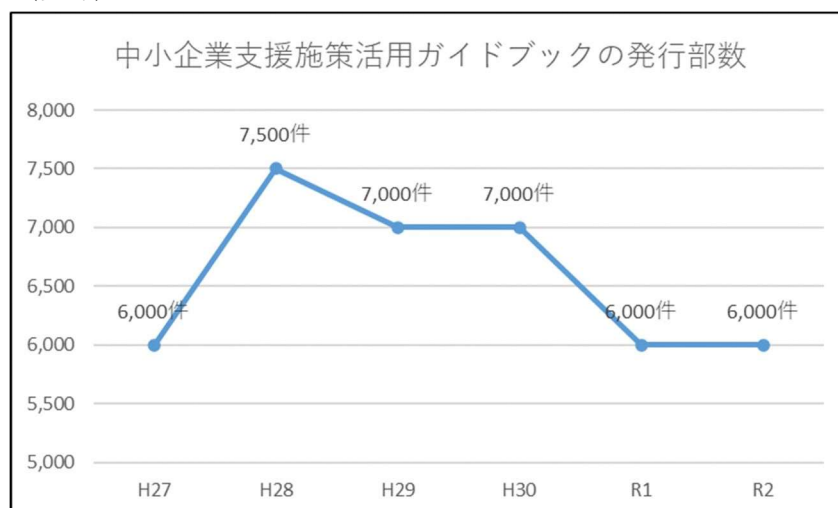
中小企業支援センターでは、情報提供事業の一環として、「中小企業施策活用ガイドブック」を毎年4月に発行している。

「中小企業施策活用ガイドブック」は、市内の中小企業が利用可能な行政（国及び県を含む。）等の支援施策をまとめた冊子であり、北九州市中小企業支援センター、市役所広聴課、各区役所 総務企画課、北九州商工会議所の本所・各サービスセンター等で、無料で配布されている。

市内の中小企業に対して、経営の各局面における市の施策に関する情報を冊子として提供されており、中小企業支援センターのホームページにおいてはデータダウンロードも可能となっている。

当該ガイドブックの実績を測る指標は、発行部数となっている。

（参考）



※出所：市提供資料

##### 【意見】

当該事業は、中小企業に対する施策を周知することを目的としている。この点について、評価指標を発行部数とした場合、市役所、商工会議所や金融機関等へ配布した後の利用実績について把握することができず、実際にどの程度の市内の中小企業者に周知されているのか明らかではない。

今後においては、効果的な周知にするため、一次的な配布を行った場所におけるさらなる配布状況を把握することにより配布経路の有効性を検証するとともに、新たな配布経路の開拓を検討するといった対応が望まれる。

キ. 起業家支援工場管理運営事業

<事業概要>

事業内容	市の基幹産業である「モノづくり」産業活性化のため、独創的な技術、製品又はアイデアをもつ創業間もないベンチャー企業などを対象として、「北九州市立起業家支援工場」を運営する。本事業では、設置目的に適う入居企業を選定、育成するとともに、併せて施設の維持管理を行う。
施設概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所有者 北九州市</li> <li>2. 財産の分類 行政財産</li> <li>3. 所在地 八幡西区夕原町8番2号</li> <li>4. 共用開始 平成8年4月</li> <li>5. 延床面積 101.85㎡（3室） 166.05㎡（3室）</li> <li>6. 建設費 1億4,254万円</li> <li>7. 構造等 鉄骨造平屋建</li> <li>8. 駐車場 各室2台駐車可（無料）</li> <li>9. 各室使用 <ol style="list-style-type: none"> <li>①床荷重：2 t /㎡（構造：鉄筋コンクリート）</li> <li>②クレーン：2 t クレーン取り付け可</li> <li>③シャッター：電動</li> <li>④コンセント：単相 100V（4箇所）、三相 200V</li> <li>⑤照明：500ルクス程度</li> <li>⑥付帯設備：トイレ、流し台</li> <li>⑦ガス：プロパンガス</li> </ol> </li> <li>10. 使用料 61,110円（101.85㎡タイプ） 99,630円（166.05㎡タイプ）</li> <li>11. 敷金、保証金 なし（ただし、退去時に必ず原状復帰すること）</li> <li>12. 共益費 なし</li> </ol>

※出所：市提供資料（一部抜粋）

<工場の使用申請及び使用期間について>

<p>（工場の使用申請）</p> <p>第5条 前条において使用承認を受けた者が工場を使用しようとする際には、行政財産使用許可申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>（1）個人の場合</p> <p>ア 住民票</p> <p>イ 前年度の所得額証明書</p> <p>ウ 市税の納税証明書</p> <p>エ 暴力団排除に関する誓約書</p>
---



(2) 法人の場合

- ア 定款又はこれに準じるもの
- イ 登記簿謄本
- ウ 営業概要
- エ 直近の貸借対照表及び損益計算書
- オ 役員名簿
- カ 市税の納税証明書
- キ 暴力団排除に関する誓約書

2 市長は、必要があると認めるときは、添付書類の一部を省略し、又はその他の書類を添付するよう指示することができる。

～（中略）～

（使用期間）

第7条 工場の使用を承認する期間は原則1年以内（使用許可開始日から当該開始日の属する年度末まで）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを更新することができる。

2. 前項ただし書きの規程による更新は、原則4回とし、使用期間が5年に満たない場合は、1回に限り、更新することができる。

また、特段の事情がある場合は、必要な審査を経て、さらに1回に限り更新することができる。

※出所：「北九州市立起業家支援工場運営要綱（一部抜粋）」

①（意見）入居者への効果的な支援について

【現状】

契約は1年単位（原則、最大4回更新可能）で、市は入居者に対し更新ごとに直近の決算書等の提出を求めている。しかし現状、当該資料は利用されておらず、また、入居者に対する育成支援等が行われていない状況である。

【意見】

設置目的に適う入居企業の選定・育成という事業目標に鑑みれば、決算書等で毎年企業の状況を適切に把握し、企業が成長できるよう適切なアドバイスをすることが望まれる。市は、中小企業への様々な支援を行っているため、ベンチャーの支援を行っている他部署等へ情報を共有するなど、市全体として効果的な支援を検討することができる体制を構築することが望ましい。

ク. 中小企業 DX 促進事業

<事業概要>

事業内容	<p>社内にデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）対応人材が充分ではない市内中小製造業を主なターゲットとして、営業部門と製造部門を対象とした DX 化に関するセミナー及び個別相談会を実施し、市内中小企業の DX 促進を図る。</p>																				
事業実績	<p>(1)Web セミナー</p> <p>訪問営業が主体でオンライン活用が進んでいない中小製造業を主なターゲットとして、Web マーケティングやオンライン営業のノウハウを習得できる講座を中心として全 9 回の講座を開催。</p> <p>各講座の配信後は、アーカイブ配信を実施し、より多くの受講機会を提供、ウィズコロナにおける既存顧客の維持や新規顧客獲得につながる営業力向上を支援した。</p> <p>実施期間：令和 2 年 10 月 18 日～12 月 23 日 参加企業数：39 社、受講者数：のべ 299 名</p> <table border="1" data-bbox="400 976 1398 1458"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 回</td> <td>中小企業における DX 推進とは</td> </tr> <tr> <td>第 2 回</td> <td>ニューノーマル時代で成功する営業プロセスとは？</td> </tr> <tr> <td>第 3 回</td> <td>顧客起点での Web マーケティングの考え方</td> </tr> <tr> <td>第 4 回</td> <td>B to B サイト構築のポイント</td> </tr> <tr> <td>第 5 回</td> <td>Web サイトを活用した見込み客獲得のポイント</td> </tr> <tr> <td>第 6 回</td> <td>オンラインツールを活用した商談の進め方</td> </tr> <tr> <td>第 7 回</td> <td>オンライン商談で上手くクロージングするためのポイント</td> </tr> <tr> <td>第 8 回</td> <td>製造部門における DX 導入のポイント</td> </tr> <tr> <td>第 9 回</td> <td>全体の振り返りと質疑応答、相談会説明会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)個別相談会</p> <p>セミナーを受講した企業のうち、具体的な取り組みを進めたい意向を持つ企業を募り個別相談会を開催。</p> <p>相談会では企業担当者へのヒアリングにより、既存の Web 販売サイトや営業プロセス等の課題を明確化し、Web サイト改善や MA ツールの活用支援、マーケティングや事業計画への策定支援を行った。</p> <p>実施期間：令和 3 年 1 月～3 月末 個別相談会実施数：4 社 21 回</p>	回数	テーマ	第 1 回	中小企業における DX 推進とは	第 2 回	ニューノーマル時代で成功する営業プロセスとは？	第 3 回	顧客起点での Web マーケティングの考え方	第 4 回	B to B サイト構築のポイント	第 5 回	Web サイトを活用した見込み客獲得のポイント	第 6 回	オンラインツールを活用した商談の進め方	第 7 回	オンライン商談で上手くクロージングするためのポイント	第 8 回	製造部門における DX 導入のポイント	第 9 回	全体の振り返りと質疑応答、相談会説明会
回数	テーマ																				
第 1 回	中小企業における DX 推進とは																				
第 2 回	ニューノーマル時代で成功する営業プロセスとは？																				
第 3 回	顧客起点での Web マーケティングの考え方																				
第 4 回	B to B サイト構築のポイント																				
第 5 回	Web サイトを活用した見込み客獲得のポイント																				
第 6 回	オンラインツールを活用した商談の進め方																				
第 7 回	オンライン商談で上手くクロージングするためのポイント																				
第 8 回	製造部門における DX 導入のポイント																				
第 9 回	全体の振り返りと質疑応答、相談会説明会																				
事業成果の把握	<p>(1)Web セミナー</p> <p>①全 9 回のセミナーのリアルタイム・アーカイブ各視聴者数一覧</p>																				

	<p>②セミナーごとに以下の事項を把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満足度</li> <li>・開催前と開催後の理解度の向上</li> <li>・受講後の DX に対する取り組み</li> <li>・視聴者のコメント</li> </ul> <p>(2)個別相談会</p> <p>①月ごとに個別相談の実施状況報告書（議事録）を作成</p>
--	--

※出所：市提供資料（一部抜粋）

①（意見）個別相談会の成果の把握について

**【現状】**

個別相談会については、月次で実施状況報告書が作成され、市へ提出されている。当該報告書においては、議事録形式で協議事項の報告がなされているものの、個別相談会を経た結果、各社でどのような DX 促進がなされたかの評価が行われていない状況である。

**【意見】**

当該事業は令和 3 年度も継続する事業であり、個別相談を経てどのような DX 促進がなされたかを適切に把握することは、他社の DX 推進を図る上でも有用であると考えられる。そのため、各社の DX 事例を収集し、次年度以降の事業へ反映することが望ましい。

また、国や自治体の補助金等について、DX 促進の意思決定に影響を及ぼすと考えられることから、個別相談において補助金等の案内も併せて行うことが望ましい。

(5) 産業経済局 観光部 観光課

ア. 宿泊施設等改修支援事業

<事業概要>

趣旨	観光客のおもてなし・利便性向上や受入環境整備を充実させるための宿泊施設等の改修費の支援を行うもの。																
補助金	<p>(北九州市宿泊施設等改修事業補助金の助成内容)</p> <p>(1) 観光庁が実施する「宿泊施設バリアフリー化促進事業」等の国庫補助事業を活用して行う施設改修費用のうち、所定の割合を補助する。          [補助金上限額 1施設あたり 5,000千円]</p> <p>※国補助が1/2の事業の場合          国補助1/2・事業者負担1/2 →国補助1/2・事業者負担1/3・市補助1/6</p> <p>※国補助が1/3の事業の場合          国補助1/3・事業者負担2/3 →国補助1/3・事業者負担1/3・市補助1/3</p> <p>(2) 宿泊者の利便性向上等に資する事業で国庫補助対象にならない事業に対し、対象経費の2分の1を補助する。          [補助金上限額 1施設あたり 1,000千円]</p> <p>(北九州市宿泊施設等改修事業補助金の補助対象)          補助対象となる事業は下表の通りである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">NO</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>観光庁が実施する「宿泊施設バリアフリー化促進事業」等、国の補助制度を活用して行う事業のうち、宿泊者の利便性、快適性の向上に資する事業として市長が認める事業</td> </tr> <tr> <td>(2)-1</td> <td>洋式トイレへの温水洗浄便座の設置</td> </tr> <tr> <td>(2)-2</td> <td>トイレの洋式化工事(国庫補助事業の補助対象となるものを除く)</td> </tr> <tr> <td>(2)-3</td> <td>無料公衆無線LAN環境(Wi-Fi)整備 (国庫補助事業の補助対象となるものを除く)</td> </tr> <tr> <td>(2)-4</td> <td>多言語対応整備(国庫補助事業の補助対象となるものを除く)</td> </tr> <tr> <td>(2)-5</td> <td>非常用電源装置の設置</td> </tr> <tr> <td>(2)-6</td> <td>情報機器への電源供給機器の設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(2)-2, (2)-3, (2)-4は、客室部分の整備に関して、全てが完備されない場合は国庫補助事業の対象外となる。</p>	NO	事業内容	(1)	観光庁が実施する「宿泊施設バリアフリー化促進事業」等、国の補助制度を活用して行う事業のうち、宿泊者の利便性、快適性の向上に資する事業として市長が認める事業	(2)-1	洋式トイレへの温水洗浄便座の設置	(2)-2	トイレの洋式化工事(国庫補助事業の補助対象となるものを除く)	(2)-3	無料公衆無線LAN環境(Wi-Fi)整備 (国庫補助事業の補助対象となるものを除く)	(2)-4	多言語対応整備(国庫補助事業の補助対象となるものを除く)	(2)-5	非常用電源装置の設置	(2)-6	情報機器への電源供給機器の設置
NO	事業内容																
(1)	観光庁が実施する「宿泊施設バリアフリー化促進事業」等、国の補助制度を活用して行う事業のうち、宿泊者の利便性、快適性の向上に資する事業として市長が認める事業																
(2)-1	洋式トイレへの温水洗浄便座の設置																
(2)-2	トイレの洋式化工事(国庫補助事業の補助対象となるものを除く)																
(2)-3	無料公衆無線LAN環境(Wi-Fi)整備 (国庫補助事業の補助対象となるものを除く)																
(2)-4	多言語対応整備(国庫補助事業の補助対象となるものを除く)																
(2)-5	非常用電源装置の設置																
(2)-6	情報機器への電源供給機器の設置																

※出所：「北九州市宿泊施設等改修事業補助金交付要綱」の制定について

① (意見) 補助対象財産の処分等について

【現状】

令和2年度においては、以下のように補助金の交付を行っている。

No	事業内容	交付金額（円）
1	多言語対応整備	251,000
2	多言語対応整備	251,000
3	温水洗浄便座の設置 トイレの洋式化	329,000
4	非常用電源設備の設置	37,000
5	トイレの洋式化 無線 LAN 環境（Wi-Fi）	607,000
6	温水洗浄便座の設置 トイレの洋式化	975,000
計		2,450,000

※出所：市提供資料

このうち、No.6の事業者のホームページを閲覧したところ、令和3年9月末で移転するとの記載が見受けられた。

「北九州市宿泊施設等改修事業補助金」交付要綱によれば、財産の処分の制限について以下のように定められている。

（決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が規則第18条第1項各号のいずれかに該当する場合は、取消通知書（様式第11号）を補助事業者に対し通知し、補助金の交付決定の全部又は、一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、返還通知書（様式第12号）を補助事業者に対し通知し、その返還を命ずるものとする。

～（中略）～

（財産の処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 規則第22条に定める財産の処分を制限する期間は、原価償却資産(注)の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときには、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第13号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（注）正しくは、減価償却資産【監査人記載】

<北九州市補助金等交付規則>

第 18 条 市長は、補助事業者等が補助事業等に関して次の各号の一に該当した場合は補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第 8 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

**【意見】**

事業者が補助金を受領してから間もない時期に事業拠点の移転をホームページで公表している以上、市としては速やかに事実関係を事業者に聴取する必要がある。

その結果、事業者が対象事業により取得した財産を無断で処分するようなことがあれば、要綱第 15 条 3 項違反となり、規則第 18 条 1 項 3 号・要綱第 12 条に基づき補助金交付決定を取り消し、要綱第 13 条に基づき交付済みの補助金の返還を求めることが可能となると考えられる。

他方で、事業者が現時点で資産の処分までは検討しておらず、単にこれを放置し利用がなされていない場合については、要綱及び規則の条項のみから補助金の返還を求めることは難しいと考えられる。

新型コロナウイルス感染症をはじめとして、事業環境が大きく変わってきている状況において、各事業者においても環境の変化に対応する必要がある。そのため、今後においても、耐用年数の経過前に、補助対象財産を利用しなくなる、あるいは処分することも起こり得ると考えられる。

そのような場合に備えて、事業者からの報告や補助金の返還をどうするかについて整理して、要綱に明記することが望まれる。

(6) 産業経済局 観光部 門司港レトロ課

ア. 門司港レトロ観光推進事業

<事業概要>

事業目的	<p>門司港レトロの知名度を高め、国内外からの集客が可能な質の高い魅力的な観光地として成長させる。</p> <p>また、国内外から門司港レトロを訪れた観光客に対する基本的な情報の発信と、地元まちづくり団体を主体とした集客イベントの実施や観光地づくり等各種事業を実施し、官民一体となった門司港レトロの観光振興を図る。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食のブランド推進事業 「門司港レトロぐるめ博」など、門司港グルメイベントを地元のお店と連携して推進し、地域の振興と賑わいにつなげるための食のブランド化を図る。</li> <li>● 受入体制整備事業 観光エリアの拡大や観光ルートの充実、指定管理者等と連携した集客イベントの実施を図るとともに、近年増加傾向にある訪日外国人観光客をはじめとする観光客受入のための体制の充実・強化及び JR 九州のクルーズトレイン「ななつ星 in 九州」の門司港駅立ち寄りの際におもてなしを行うことで、観光地としてのブランドイメージのさらなる向上を図る。</li> <li>● 門司港レトロ地域活性化イベント負担金 集客イベントや、イルミネーションの点灯など門司港レトロの魅力を向上させるため、地元団体、民間事業者、行政等が連携し一体となって門司港レトロ地区の観光振興と地域の活性化を推進する。</li> <li>● 三宜楼運営協議会負担金 平成 26 年度にリニューアルオープンした三宜楼は、路地裏散策の拠点としての観光案内機能や、レトロ地区回遊拠点としての役割を果たしており、現在さらなる付加価値向上に努めている。 三宜楼については、三宜楼運営協議会に普通財産として貸付け、同協議会が建物全体の運営（テナント管理、館の清掃・警備等）を行っている。市は同協議会に対して最低限度の管理運営を行うための支援として、経費の一部を負担するもの。</li> </ul>
予算	令和 2 年度当初予算：35,260 千円

※出所：市提供資料

① (意見) 市の負担金について

【現状】

市は門司港レトロ観光推進事業において、以下の負担金を支出している。これらの負担金については、市の職員が団体の構成員であるため、北九州市補助金等交付規則の適用を受け

ない支出金に指定されている。そのため、補助金等交付規則に定める交付申請や実績報告等の義務がない。

<北九州市補助金等交付規則>

第 2 条 この規則において「補助金等」とは、市が、その公益上必要がある場合において、市以外の者に交付する次に掲げるもの（市長が別に定めるものを除く。）をいう。

(1)補助金及び交付金  
 (2)負担金  
 (3)利子補給金  
 (4)その他相当の反対給付を受けない給付金

<北九州市補助金等交付規則の適用を受けない支出金の指定>

北九州市補助金等交付規則第 2 条第 1 項の規定により市長が別に定めるものは次に掲げるものとする。

(4)市が構成員の一員である協議会等に対する負担

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予算の一部を執行できなかったため、門司港レトロ倶楽部においては繰越資金が増加し、関門海峡観光推進協議会では執行内容を変更している。

<門司港レトロ観光推進事業の主な負担金の収支の状況>

団体名	門司港レトロ倶楽部			
事業	門司港レトロ地域活性化イベント負担金			
目的	地元、民間団体、観光コンベンション協会及び行政が連携し、かつ一体となって、門司港レトロ地区における観光の振興及び地域の活性化を推進するため、門司港レトロ倶楽部を設置する。			
収支	令和 2 年度決算 (単位：千円)			
	項目	予算	決算	差額
	<収入>	20,667	20,154	△513
	北九州市負担金	16,000	16,000	-
	その他収入	2,080	1,567	△513
	前年度繰越	2,587	2,587	-
	<支出>	20,667	20,154	△513
	事業振興費	14,830	13,074	△1,755
	①景観・環境	1,650	1,951	301
	②文化・催事	8,100	6,665	△1,434



	③産業・開発	350	300	△49
	④情報・育成	4,730	4,157	△572
	総会等会議費	350	350	0
	事務局費	5,450	3,341	△2,108
	予備費	37	-	△37
	次年度繰越	-	3,387	3,387
※差額：決算-予算				

団体名	関門海峡観光推進協議会			
事業	門司港レトロ地域活性化イベント負担金			
目的	協議会は、関門海峡を中心とする関門地域の観光振興を推進するため、行政の枠組みを超えた強力な協同組織となり、地域内の観光宣伝事業と関連事務の連絡調整等を行うことをその目的とする。			
収支	令和2年度決算 (単位：千円)			
	項目	予算	決算	差額
	<収入>	8,540	8,538	△1
	北九州市負担金	4,000	4,000	-
	その他収入	4,001	4,000	△1
	前年度繰越	538	538	-
	<支出>	8,540	8,538	△1
	事業費	7,720	7,608	△112
	①空港利用商品造成促進事業	100	-	△100
	②観光客周遊促進事業	1,000	1,010	10
	③観光客誘客促進事業	3,500	705	△2,794
	④観光宣伝事業	3,000	4,886	1,886
	⑤情報発信事業	120	1,005	885
	補助金	700	-	△700
	事務局費	120	83	△36
	次年度繰越	-	846	846
※差額：決算-予算				

※出所：市提供資料

#### 【意見】

補助金については、市の財源を無償で交付するものであるため、交付要綱が作成され、補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にすることにより、公正を期することが一般的である。負担金についても、補助金と同様に、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高いと言える。

本事業においては、各団体における繰越金の精算に関する定めや市の負担金額の見直しに関する定め等は見受けられなかった。

このような状況においては、負担金支出の固定化につながり、市が支出した負担金が効果的に活用されない恐れがある。

今後においては、中長期的な方向性を定め、繰越金の精算に関する定めや負担金額の見直しに関する定めを設けて、每期における負担金額の妥当性等を検証することが望まれる。

(7) 産業経済局 商業・MICE 推進部 商業・サービス産業政策課

ア. 商店街活性化支援事業

<事業概要>

事業目的	市内商店街及び小売市場にある空き店舗の有効利用促進や、商店街等が行う新たな事業への補助、商店街の活性化を検討する計画作りを支援することにより、商店街及び小売市場の活性化を促進する。
事業内容	<p>商店街空き店舗活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コミュニティー支援事業 組合が空き店舗を活用して、コミュニティー施設等を設置する場合に賃借料の一部を補助する</li> <li>➤ 店舗運営事業 組合が空き店舗を活用して、自ら営利事業を行う場合に賃借料又は改装費の一部を補助する</li> <li>➤ 開業支援事業 個人、中小企業者、公益法人、社会福祉法人、NPO 法人等が空き店舗に出店する場合に賃借料又は改装費の一部を補助する</li> </ul>
補助金	北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金 商店街等（注 1）における空き店舗（注 2）の有効利用等を行うものに対し、補助金を交付することにより、商店街等の活性化を促し、もって市内の昼間の営業を行う小売業及びサービス業（飲食店を含む）の振興に寄与することを目的とする。
予算	令和 2 年度当初予算 5,017 千円（商店街空き店舗活用事業分）

※出所：市提供資料

注 1：中小小売商業者の団体の構成員が小売業又はサービス業（飲食店を含む）に属する事業を行っている市内の商店街及び小売市場のうち、現に商業活動が行われている店舗がおおむね 30 店舗以上近接して存するものをいう。

注 2：空き店舗とは、商店街等における店舗であって、おおむね 3 月以上商業活動等が行われていないものをいう。

①（意見）補助金の交付事業者の継続的な状況調査について

【現状】

補助金の交付事業者の決定は「空き店舗補助制度運用規程」に定められた手続きにより、補助金の申請者が提出する事業計画書に基づいて、書類審査及び面接審査を行っている。

補助金の交付事業者については、補助金を交付した後も、商業・サービス産業政策課が継続的に状況を調査しているものの、補助事業の継続状況や、事後的に発生した問題等の定性的な情報をまとめた資料は作成していない。

<空き店舗補助制度運用規程>

<p>～（中略）～</p> <p>(3) 審査について</p> <p>～（中略）～</p> <p>③書類審査は、次の要領にて行う。</p> <p>ア 書類審査員は 4 名（中小企業支援センターチーフマネジャー、北九州商工会議所出店予定地区のサービスセンター長、産業経済局商業・サービス産業政策課長、地区担当係長）</p> <p>イ 書類審査項目は事業性、資金面、経営方針、商店街の活性化、感染症対策の 5 項目を評価シートに沿って行う。審査員 4 名の合計点が 68 点未満の場合は、面接審査の対象としない。</p> <p>～（中略）～</p> <p>⑤面接審査は、次の要領にて行う。</p> <p>ア 面接審査員（中小企業支援センターチーフマネジャー、北九州商工会議所出店予定地区のサービスセンター長、日本政策金融公庫 融資担当課長、産業経済局商業・MICE 推進部商業・サービス産業政策課長、産業経済局雇用・生産性改革推進部中小企業振興課長）</p> <p>イ 面接審査は事業性、資金面、営業方針、商店街の活性化、資質、感染症対策の 6 項目を評価シートに沿って行う。審査員 5 名が 99 点未満の場合は、補助の対象としない。</p> <p>～（後略）～</p>
--

<制度の活用実績>

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
コミュニティー支援事業	0 件	1 件	1 件	1 件	1 件
店舗運営事業	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件
開業支援事業	21 件	6 件	6 件	18 件	39 件
合計	22 件	8 件	7 件	19 件	40 件

※出所：市提供資料

【意見】

当該事業目的を考慮すれば、補助金を交付したことによって、商店街及び小売市場の活性化を促進しているかを事後的に評価することが必要と考える。

補助対象者の状況を継続的に調査し、事業の継続状況や事後的に発生した問題等の情報を蓄積することで、審査の定性的な判断を事後的に評価するとともに、今後の定性的な判断の基礎資料とすることが望ましい。

## イ. 街なか商業魅力向上事業

### <事業概要>

事業目的	小倉・黒崎の両中心市街地における商店街の活性化を支援するため、「フォローアップ調査事業」を実施する。
実施内容	小倉地区・黒崎地区来街者アンケート調査業務
予算	令和2年度当初予算：2,088千円（来街者アンケート調査分）

※出所：市提供資料

### ①（意見）アンケート調査の統合について

#### 【現状】

小倉地区・黒崎地区での来街者アンケート調査業務を実施している。アンケート調査は商業・サービス産業政策課が単独で実施したものであるが、市の他の部課でも単独でアンケート調査を実施する場所があるとのことである。

### <アンケート調査の概要>

項目	小倉地区	黒崎地区
目的	小倉地区・黒崎地区中心市街地の来街者の実態及びニーズを捉え、中心市街地活性化基本計画終了後のフォローアップに係る基礎資料を得ることを目的とする。	
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小倉駅前アイム</li> <li>● 小倉井筒屋前</li> <li>● リバーウォーク北九州前</li> <li>● JR小倉駅北口2F</li> <li>● 魚町銀天街内</li> <li>● チャチャタウン小倉前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ふれあい通り東側歩道</li> <li>● 黒崎名店街</li> <li>● 黒崎駅前新店街</li> <li>● 黒崎一番街</li> <li>● 熊手銀天街</li> <li>● 黒崎駅前ペDESTリアンデッキ</li> </ul>
実施日時	令和3年3月に2日間	
サンプル数	1,500 サンプル	720 サンプル

※出所：市提供資料

#### 【意見】

アンケート調査の実施場所や実施項目に共通性があるものについては、複数のアンケートを共同で実施することが可能な場合もあると考えられる。

令和3年度は建築都市局と共同で当該アンケート調査を実施していると伺っており、改善されている。

本件に限らず、今後においてアンケート調査を実施する場合、効率性の観点から、他の部局や課と情報共有し、共同で実施することが可能であれば共同でアンケート調査を実施することが望ましい。

ウ. 商店街満足度向上事業

<事業概要>

事業目的	小倉都心部を中心として推進してきたキャッシュレス環境の整備と体験型消費メニューの開発を市内商業全域へと事業を展開することで、外国人の回遊を促し、滞在時間の伸長を図る。
実施内容	<p>(キャッシュレス決済促進業務)</p> <p>本市をキャッシュレス化モデル商店街都市として国内外に PR するため、市内各地の商店街で行われるイベントに合わせたキャッシュレス推進のキャンペーンや勉強会を実施する。</p> <p>(商業甲子園開催業務)</p> <p>商業系学科で学ぶ高校生が自ら経営企画から商品企画、販売企画、お店づくり、接客販売、会計、決算集計までを行い、商業活動の総合力を競う「高等学校商業達人カップ(商業甲子園)」を商店街や商業施設等と連携して開催し、未来の地域商業を担う人材育成を図る。</p> <p>(オリンピック・パラリンピック外国人歓迎業務)</p> <p>オリンピック、パラリンピックのキャンプ地として、本市もタイ、英国、コロンビアなどの様々な国々のホストタウンに内定している。こうした中、商店街と共同で行う歓迎イベントの実施、商店街で各国の織や旗を掲出するなど、まちぐるみでおもてなしムードを作り出す。</p>
予算	令和 2 年度当初予算：5,000 千円

※出所：市提供資料

① (意見) 事業目的と事業内容の関連性について

【現状】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度において予算は未執行であった。

令和 3 年度においては、キャッシュレス決済促進業務とオリンピック・パラリンピック外国人歓迎業務の 2 事業を廃止し、商業甲子園開催業務のみを継続している。

【意見】

商業甲子園開催業務は次世代の育成としての事業価値があると考えられるものの、外国人の回遊を促し、滞在時間の伸長を図るとする事業目的との関連性が低い。

そのため、商店街満足度向上事業にて当該イベントを実施する必要性は乏しいと考えられる。

今後において、予算執行の有効性・効率性の観点から、事業目的と関連性の高い事業内容とすることが望まれる。

エ. 商業人材育成事業

<事業概要>

事業目的	市内の事業者などを対象に、売上アップに関する具体的な支援を行うとともに、おかみさん会等のグループ活動を支援することで、今後の市の地域経済活性化に資する人材の育成を図る。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実践あきない塾 市内で商業を営む経営者、後継者等を対象に、専門のコンサルタントによる具体的かつ実践的な講座を開講する。</li> <li>● 次世代育成事業 おかみさん会等、商業の次世代を育成する活動を支援する。</li> </ul>
予算	令和2年度当初予算：2,158千円

※出所：市提供資料

①（意見）事業目的の評価について

【現状】

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、実践あきない塾及び次世代育成事業は開催できず、代わりに「繁盛店づくり」事例集の制作を行った。

商業人材育成事業の予算及び参加人数の状況は以下の通りである。

<予算・決算の推移>

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
当初予算	2,921千円	2,885千円	2,297千円	2,161千円	2,158千円
決算額	2,421千円	2,007千円	1,804千円	1,949千円	968千円
執行率	82.9%	69.6%	78.5%	90.2%	44.9%

※出所：市提供資料

<制度の活用実績>

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
実践あきない塾					
件数	6件	5件	5件	5件	－件
参加人数	30人	25人	58人	51人	－人
次世代リーダー育成講演会（次世代育成事業）					
件数	3件	3件	3件	1件	－件
参加人数	88人	77人	71人	22人	－人

※出所：市提供資料

**【意見】**

「実践あきない塾」や「次世代育成事業」が、今後の市の地域経済活性化に資する人材の育成を図ることに貢献しているかを事後的に評価する必要があると考えられるが、評価の指標が設定されていない。事業目的を評価する指標を定めたうえで、市の地域経済活性化に資する人材の育成を図ることに貢献しているかを評価することが望ましい。

この場合、事業目的を鑑みれば、売上高がアップしているか等を継続的にモニタリングし、中長期的な視点で評価することが適切であるとする。



(8) 産業経済局 商業・MICE 推進部 MICE 推進課

ア. 民間イベント支援事業

<事業概要>

事業の概要	民間団体等が実施するイベント等の事業費の一部を助成することで、本市のにぎわいを創出させるとともに、民間団体等が恒常的・継続的・自主的にイベント等を実施していく将来的な土壌作りを行う。
実施状況	市は「北九州市にぎわいづくり懇話会」に対して、令和2年度において市の予算の範囲内である2,550千円の補助金を交付している。 「北九州市にぎわいづくり懇話会」の補助対象経費の主なものは、にぎわいづくりに資する新しい事業の募集を行い、認定された事業に対する助成金の支給である。 「北九州市にぎわいづくり懇話会」は、令和2年度において1,815千円(8事業)の助成金を支給している。

※出所：市提供資料から一部抜粋

① (意見) 助成金の効果測定について

【現状】

令和2年度のにぎわい認定事業8事業の参加者・来場者は合計で6,027人であった。

当該助成金の効果測定について、市に質問したところ、「北九州市にぎわいづくり懇話会」における審査は、「新規性」、「独創性」及び「継続性」を主眼においており、結果として各団体が目標設定している参加人数をクリアすることが理想であるとのことであった。

そのため、市独自において、参加者・来場者や経済効果等を目標として設定し、効果測定を行っている訳ではない。

【意見】

助成金を交付する以上、その助成金が有効に活用されているかという観点から、一定の水単以上の効果があったか検証することが望ましい。

そのうえで、以下のような観点も踏まえて、助成金交付の可否を検討することが望まれる。

- 目的・効果に、客観的合理性はあるか。
- 長期間にわたり惰性化し、既得権化しているものはないか。
- 毎年漫然と助成金等の交付を受けており、効果を挙げる努力や自己財源の徴収等の努力を怠っているものはないか。
- 民間の自立、自助、受益の負担の関係は明確にされているか。

## イ. 産業見本市開催事業

### <事業概要>

事業の概要	本市の特性を活かした展示会を開催し、市内産業の活性化に寄与する。
実施状況	産業見本市の開催にあたり、経費の一部を負担金として支給している。 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインによる産業見本市2件の開催についての負担金を支給している。 ・第46回ふくおか産業技術振興展代替事業オンライン商談会（500千円） ・第22回西日本国際福祉機器展（2,200千円）

※出所：市提供資料

### ①（意見）負担金の効果測定について

#### 【現状】

産業見本市に関する事務手続等は、実行委員会事務局である観光コンベンション協会が行っており、市は実行委員会の一員として、事業報告、決算報告を受け、個別に確認し、効果測定は行っているとのことであるが、具体的な判断基準や評価結果等をまとめた資料はなかった。

#### 【意見】

負担金を支給する以上、その負担金が有効に活用されているかという観点から、具体的な判断基準をあらかじめ設定し、一定の水準以上の効果があったか検証した結果を残すことが望ましい。

そのうえで、環境の変化や市民ニーズの変化等を踏まえて、市として負担金を支出する必要性の有無について検討することが望まれる。

(9) 産業経済局 企業立地支援部 企業立地支援課

ア. 企業立地促進資金融資事業

<事業概要>

事業目的	市内において工場、事務所等を新增設しようとする資金が必要な企業に対し、融資制度を提供することにより、企業立地を促進し、市の経済の振興及び雇用の創出・拡大を測る。		
対象業種	製造業、市の団地に立地する企業ほか		
利用要件	用地費を含む設備投資額が5,000万円以上		
対象経費	用地費、工場等建設費、機械設備購入費、工業用水道工事費等		
融資額	対象経費の80%以内で1企業あたり10億円以内		
返済期間	10年以内（据置期間2年以内を含む）		
貸出利率	年1.45%		
事業費	再委託分	31,933千円	
	令和2年度新規預託分	790,000千円	
	合計	821,933千円	

※出所：市提供資料

令和3年3月31日現在の融資実績は以下の通りである。

企業名	融資開始日	融資終了日	R3.3.31 残高
A社	H22.8.31	R2.7.31	-
B社	H23.3.25	R3.2.28	-
C社	H22.6.29	R2.5.31	-
D社	H23.3.25	R3.2.28	-
E社	H23.3.25	R3.3.24	-
F社	H23.3.25	R3.3.24	-
G社	H23.3.25	R3.2.26	-
H社	H25.9.30	R3.2.12	-

※出所：「企業立地促進資金融資実績一覧」

①（意見）融資実績について

【現状】

直近の融資実績が平成25年9月であり、それ以降利用されていない。また、令和3年3月31日時点での融資残高は0円である。

【意見】

平成25年9月以降利用されていないことを鑑みると、当該事業は企業ニーズに沿った事業とは言い難い状況となっている。したがって、市がこの事業を行うことによる経済的効果

は乏しいと評価でき、他の制度との一元化等、今後の事業の在り方について再度検討を行うことが望ましい。

イ. 本社機能等移転促進補助金事業

<事業概要>

事業目的	地域再生法に基づく地方創生に加え、BCP（業務継続計画）に関する市の優位性についても同時にアピールする観点から、市独自の施策として、「本社機能等の移転・拡充」と「市内企業の工場等の拡充・拠点集約（マザー工場化等）」に対し、企業立地促進補助金に新たな制度の創設及び拡充によって企業の立地を支援する。																														
制度概要	<p><b>【設備補助】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大規模本社機能等移転・拡充支援特別助成 50人以上の新規常用雇用を伴う、本社機能等の移転を支援するもの</li> <li>➢ 中規模本社機能等移転・拡充支援特別助成 20人以上50人未満（中小企業は10人以上）の新規常用雇用を伴う本社機能等の移転を支援するもの</li> <li>➢ 市内企業の工場等の拡充支援特別助成 市内企業が行う工場等の拡充や拠点集約（マザー工場化）を支援する</li> </ul> <p><b>【雇用補助】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 補助対象施設で新規雇用される正社員に対し、一人当たり最大50万円を補助</li> </ul>																														
事業費	<p>設備投資に対するもの：297,000千円</p> <p>雇用に対するもの：3,000千円</p>																														
交付実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th colspan="2">設備補助</th> <th colspan="2">雇用補助</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>0件</td> <td>-</td> <td>0件</td> <td>-</td> <td>-千円</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>2件</td> <td>181,828千円</td> <td>0件</td> <td>-</td> <td>181,828千円</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>1件</td> <td>36,857千円</td> <td>1件</td> <td>12,000千円</td> <td>48,857千円</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>1件</td> <td>39,037千円</td> <td>0件</td> <td>-</td> <td>39,037千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	設備補助		雇用補助		計	H29	0件	-	0件	-	-千円	H30	2件	181,828千円	0件	-	181,828千円	R元	1件	36,857千円	1件	12,000千円	48,857千円	R2	1件	39,037千円	0件	-	39,037千円
年度	設備補助		雇用補助		計																										
H29	0件	-	0件	-	-千円																										
H30	2件	181,828千円	0件	-	181,828千円																										
R元	1件	36,857千円	1件	12,000千円	48,857千円																										
R2	1件	39,037千円	0件	-	39,037千円																										

※出所：市提供資料（本社機能等移転補助金の制度概要）

①（意見）補助金の交付要件の確認書類について

**【現状】**

補助金の交付要件や交付額は大企業と中小企業で異なっているが、確認書類に大企業と中小企業を判定する資料が具備されておらず、企業のホームページ等で中小企業の定義に当てはめ確認しているとのことである。

< 本社機能等移転促進補助金 >

制度	雇用要件	投資額要件	補助率
大規模型	新規 50 人以上	市内企業 2 億円 市外企業 5 億円	新規雇用者実績数に応じて変動
中規模型	新規 20 人以上 (市内中小企業 : 10 人以上)	市内 大企業 2 億円以上 中小企業 1 億円以上 市外 大企業 5 億円以上 中小企業 2.5 億円以上	市内中小企業 7% 上記以外の企業 6%
市内拡充支援型	市内大企業 20 人以上 市内中小企業 5 人以上	市内 大企業 5 億円以上 中小企業 2.5 億円以上	市内中小企業 7% 上記以外の企業 6%

※出所：北九州市企業立地優遇制度一覧表より一部抜粋

< 中小企業者の定義 >

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模事業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従 業員の数	常時使用する従 業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②~④を除く)	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
③ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
④ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

※出所：市提供資料

【意見】

補助金の交付要件や交付額は大企業か中小企業かで異なっており、交付の可否や交付額を確認するにあたり、重要な項目となる。そのため、事務上の誤りを防止する観点からも、大企業か中小企業かを判定するための資料を具備することが望ましい。

## ②（意見）雇用目標について

### 【現状】

「北九州市に魅力あるしごとをつくり、安心して働けるようにする」を基本目標として、企業誘致による新規雇用創出数を累計4,000人（令和2～6年度）としている。

### 【意見】

市は企業誘致による新規雇用創出数の目標を令和2～6年度で累計4,000人としているが、令和2年度に係る業種別の内訳は以下の通りである。

業種		市外・新規設立企業	市内企業	合計
製造	素材・部材	20人	74人	94人
	研究開発	3人	16人	19人
	自動車	0人	5人	5人
サービス	情報通信	408人	186人	594人
	物流	0人	5人	5人
その他		13人	21人	34人
合計		444人	307人	751人

※出所：市提供資料

これまで市は、ものづくりの町として製造業の誘致や雇用を重視して施策を実施してきたが、表を見てわかるように、新規雇用創出数の大部分が情報通信業である。

近年、グローバル・ボーダレス化やAI等の技術革新が進んでいることに加えて、新型コロナウイルスの影響により、環境変化のスピードが加速度的に進んでいる。そのため、各事業者においても情報通信に対する投資は必要不可欠であり、情報通信産業の市場規模も増加し続けることが予想される。

製造業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大や脱炭素などの世界的な潮流、米中対立による地政学的リスクなど、企業を取り巻く環境が大きく変化する中、経済安全保障やBCPの観点から、国内のサプライチェーン強化や、半導体をはじめとする製造拠点の国内誘致の動きが活発化している状況である。

このような流れを捉えたうえで、市が重点的に誘致すべき産業を絞り込むなど、経済波及効果の大きい製造業の誘致戦略を再構築することが望ましい。

③（意見）本社機能等移転促進補助金の交付について

【現状】

本社機能等移転促進補助金の交付実績は以下の通りである。

<平成 30 年度>

企業名	市内外	規模	交付金額
A 社	市内	中小企業	21,983 千円
B 社	市内	大企業	159,845 千円
合計			181,828 千円

<令和元年度>

企業名	市内外	規模	交付金額
C 社	市内	大企業	36,857 千円
D 社	市内	大企業	12,000 千円
合計			48,857 千円

<令和 2 年度>

企業名	市内外	規模	交付金額
E 社	市内	大企業	39,037 千円
合計			39,037 千円

【意見】

過去の実績を見ると補助金は主に大企業により利用されている。本社機能等移転促進補助金が企業の設備投資を促進し、雇用を増大させ、市に直接的又は間接的に経済効果をもたらしていると言える。その一方で、中小企業の利用実績は直近 3 年間で 1 社に留まっていることから、積極的に利用できる制度になっていないと考えられる。

中小企業は一般的に資金難であることが多く、本社機能を移転させることを検討しても、実行に移すことまでいかないケースが多いと推測される。地方創生への取り組みを今後も積極的に継続していくために、また、補助金の果たす役割を最大限に発揮させるという観点からも、広く中小企業が利用できるような補助金制度を構築していくことが望ましい。



ウ. 自動車産業取引拡大支援事業

<事業概要>

事業の概要	<p>カーメーカーによる更なる地場調達促進の取り組みや調達先の複雑化などのサプライチェーンの再構築が進められており、地元企業にとって自動車産業への取引拡大の契機となっている。</p> <p>自動車メーカーや部品サプライヤーのニーズや取り組みを捉え、地元企業の技術力等の積極的な情報発信をしながら、ビジネスマッチングの機会拡大に取り組む。</p>
実施状況	<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、「コロナ禍における企業経営及び支援策に係る意見交換会」をリモートで開催することを委託業務(529千円)として実施している。</p> <p>この他、地元自動車部品メーカー等の電動化への取り組み状況等についての調査業務及び自動車関連企業名簿作成業務等、合計で1,873千円執行している。</p>

※出所：市提供資料から一部抜粋

① (意見) リモート会議等の効率的な運営について

【現状】

令和3年2月にコロナ禍リモート会議を実施しており、その委託業務の内訳は以下の通りである。

項目	金額 (千円)
機材費	152
運営費	135
人件費	132
その他 (会場設営、管理費等)	110
合計	529

※出所：予定価格算出資料を基に監査人が作成

機材費は、ホスト及びバックアップ PC やビデオカメラ等の機材のレンタル費用であり、運営費は事前調整費や Zoom アカウント費、人件費は責任者や Zoom オペレーター、映像オペレーターの配置によるものである。

リモート会議としては機材や人員のレンタル等の費用が多いため、市に理由を質問したところ、担当事業では初めての試みであったため万全の体制を整えたとのことであった。

【意見】

当事業では初めての対応であったとしても、最初の緊急事態宣言が発令された令和2年4月から相当程度時間は経過しているため、市の内部で蓄積されたリモート会議の経験や資

材等を活用することで効率的な業務運営が可能であったと考えられる。

そのため、各業務内容の仕様書作成段階において、必要に応じて市内部での連携を強化し、コスト削減に努めることが望ましい。

(10) 産業経済局 産業イノベーション推進室

ア. ロボットテクノロジーを活用したものづくり力強化事業

<事業概要>

業務内容	<p>少子化に伴う労働人口の減少により、特に中小企業において人事の確保が困難になる中で、産業用ロボットメーカー等との連携・協力のもと、市内中小製造業の生産現場へのロボット導入を進めることにより、市内のものづくり企業の生産性の向上や競争力の強化を図る。</p> <p>具体的な事業については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 産業用ロボット導入支援補助金</li> <li>➤ 産業用ロボット導入支援センター運営補助金（FAIS への補助金交付）</li> <li>➤ 産業用ロボット導入支援センター機能（FAIS への補助金交付）</li> </ul> <p>となる。</p>
実施状況	令和2年度 当初予算 39,200 千円

※出所：市提供資料

①（意見）「北九州市産業用ロボット導入支援補助金」について

【現状】

市は、市内企業の経営の安定化と競争力強化を図ることを目的として「北九州市産業用ロボット導入支援補助金」を設けている。

当該補助金については、市独自の財源によっており、令和2年度の交付実績は以下の通りであった。

補助企業名	補助企業の業種	補助対象経費	補助金額
株式会社桑野鐵工所	自動車用部品の加工・組立	6,465 千円	3,232 千円
株式会社フジコー	複合金属部品の製造・販売・補修	5,783 千円	2,891 千円
千代田工業九州株式会社	自動車用部品の加工・組立	58,400 千円	5,000 千円
有限会社久保田鐵工所	自動車用部品の加工・組立	12,620 千円	5,000 千円
合計			16,123 千円

【意見】

上述の市の補助金とは別に、国の補助金として「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（以下、「ものづくり補助金」という。）がある。

これらの補助金の公募要領を比較すると、「ものづくり補助金」の方が対象者や補助対象経費の範囲が広く、補助金額も大きいものとなっていることから、市が独自の補助金を設けることの意義について質問したところ、以下の回答を受けた。

<市の担当者からの回答要旨>

「ものづくり補助金」は、補助上限額や補助率は高いものの、申請書作成に多くの工数をかけないといけないことや採択率が低いなどの理由から中小企業にとって申請ハードルが高い。

このような状況から、市内企業のロボット導入による生産性向上ニーズを満たすためには、国補助だけでは不十分であるとの認識のもと、簡素な申請書類で申請でき、国補助不採択者の受け皿にもなる市独自の補助金を創設し対応している。

なお、市補助の上限額を国補助の半額とすることで、安易に市補助を選ぶではなく、できるだけ国補助に誘導するよう工夫している。

各事業者に対する補助対象や補助金額の大きさや市の財政に与える影響等を考慮すれば、「ものづくり補助金」を利用することが望ましいのは明らかである。そのため、「ものづくり補助金」の申請を支援する体制を充実させるとともに、当該補助金自体の存在意義や在り方について見直しすることが望ましい。

<「北九州市産業用ロボット導入支援補助金」と「ものづくり補助金（国）」の比較>

項目	北九州市産業用ロボット導入支援補助金	ものづくり補助金（国）									
目的	市内において、産業用ロボットを導入することにより生産性の向上を図る中小企業を支援することとし、それに係る経費の一部を補助する。	中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するため、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援する。									
補助対象者	北九州市内に事業所（本社、支店、営業所、工場等）を有する者のうち、次の全てに該当すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業基本法第2条の第1号から第4号（注）に掲げる中小企業者であって、製造業に属する事業を主たる事業として営むもの</li> </ul> ～以下、省略～	ア 中小企業者（組合関連以外） 資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業、建設業、運輸業</td> <td>3億円</td> <td>300人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">～以下、省略～</td> </tr> </tbody> </table> イ 中小企業者（組合関連） ウ 特定非営利活動法人	業種	資本金	従業員数	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人	～以下、省略～		
業種	資本金	従業員数									
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人									
～以下、省略～											
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業用ロボット導入経費</li> <li>・導入に伴う付帯経費</li> </ul>	【一般型】の[通常枠] 機械装置・システム構築費、技術導入									

	・その他	費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費
補助率	補助対象経費の 1/2 以内	【一般型】の[通常枠] 中小企業 1/2、 小規模企業者・小規模事業者 2/3
補助上限額	1 件当たり、500 万円まで	【一般型】 1,000 万円

※出所：公募要領より抜粋

(注) 中小企業基本法第 2 条の第 1 号～第 4 号

<p>1 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>2 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>3 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>4 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p>
--

イ. 学術研究都市留学生宿舍管理運営事業

<事業概要>

業務内容	「アジアの中核的な学術研究拠点」を目指す北九州学研都市に、海外からの優秀な人材を受け入れるため、生活の基盤となる住宅の整備を図るもの。
実施状況	令和2年度 当初予算 103,044 千円

※出所：市提供資料

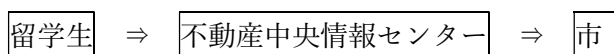
① (結果) 契約書上の賃料について

【現状】

留学生宿舍について、土地は市の所有であるが、建物は株式会社不動産中央情報センター（以下、「不動産中央情報センター」という。）が所有している。

建物については、市が不動産中央情報センターから1部屋月40,000円、全200戸を月8,000,000円で賃借（20年間契約）している。

毎月における家賃徴収の流れは、以下の通りである。



家賃については、市と留学生が「北九州学術研究都市留学生宿舍賃貸借契約書」を個別に作成し、取り交わしを行っている。契約書をサンプルで閲覧したところ、月額42,300円（＝家賃40,000円＋共益費1,000円＋補修相当額1,300円）と記載されているのに対して、実際は月11,800円（＝家賃9,500円＋共益費1,000円＋補修相当額1,300円）のみを徴収しているとのことであった。

<「北九州学術研究都市留学生宿舍賃貸借契約書」の一部抜粋>

(1) 賃貸住宅の目的物				
物件の表示	名称	北九州学術研究都市 留学生宿舍 A棟 206号室		
	所在地	北九州市若松区ひびきの1番15号		
	構造	軽量鉄骨造3階建（準耐火構造）	住戸面積	21.40 m <sup>2</sup>
賃料	家賃	40,000 円	（支払期限）当月分を毎月20日まで	
	共益費	1,000 円	（支払期限）当月分を毎月20日まで	
	補修費相当額負担金	1,300 円	（支払期限）当月分を毎月20日まで	
※本件建物は、特定目的借上公共賃貸住宅制度要綱（平成6年6月23日建設省住備発第50号）に基づき、供給されるもの。				

～（中略）～

（入居者負担額）

第6条 本物件の家賃のうち、入居者が負担すべき額（以下「入居者負担額」という。）は、別に国が定める当初入居者負担基準額により、甲が毎年度定めるものとする。

2 乙は、甲が入居者負担額を決定するために必要となる書類を、毎年、甲が定める期日までに提出しなければならない。

3 甲は、前項の書類が提出された場合には、その内容を審査し、乙に入居者負担額に係る事項を通知するものとする。（以下「入居者負担額決定通知書」という。）

4 乙は、入居者負担額決定通知書を受領したときは、当該通知書に記載する期間において、当該通知書に定める入居者負担額を甲に支払うものとする。

5 甲は、前項の場合にあっては、乙が入居者負担額を支払うことをもって家賃の支払いとみなす。

6 甲は、第2項の書類が提出されない場合には、頭書（1）の家賃額を、乙の入居者負担額として通知するものとする。

～（後略）～

賃貸人（甲） 北九州市 代表者 北九州市長 北橋 健治

賃借人（乙） 各留学生

#### 【指摘事項】

入居者負担額について、平成24年分までは文書にて入居者に通知していたが、現在は文書による通知を行っていない。そのため、「北九州学術研究都市留学生宿舍賃貸借契約書」第6条3項に準拠していない状況である。

市の担当者によれば、文書による通知を行っていない代わりに、募集要綱を使って、契約前に各大学から入居者に説明を行っているとのことである。

契約書の金額と実際の負担額が異なっていることを考慮すれば、入居者とのトラブル防止の観点からも、文書により負担額を通知すべきである。

今後において、契約内容の遵守及び入居者とのトラブル防止といった観点から、文書による通知を徹底する必要がある。

#### ②（意見）契約期間満了後について

##### 【現状】

上述①に記載の通り、留学生宿舍の建物については、市が不動産中央情報センターから1部屋月40,000円、全200戸を月8,000,000円で賃借（20年間契約）している。当該契約書の内容は以下の通りである。

<「北九州学術研究都市留学生宿舍〔特定目的借上公共賃貸住宅〕賃貸借契約書」の一部抜粋>

頭書（２）契約期間	
始 期	平成 17 年 4 月 1 日
終 期	平成 37 年 3 月 31 日
期 間	20 年

～（中略）～  
（契約期間）  
第 4 条 本契約の始期、終期、期間は、頭書（2）のとおりとする。  
2 本契約は、更新しないものとする。  
～（中略）～  
（本物件の返還）  
第 21 条 本契約が終了し、又は第 17 条若しくは第 18 条の規定により解除されたとき、乙は、第 11 条の規定により設定した賃借権を解除したうえで、本物件をその時点の現状有姿により甲に返還する。  
2 前項の場合、乙は、返還の日までに入居者を退去させるものとする。  
～（後略）～  
  
賃貸人（甲） 株式会社不動産中央情報センター  
代表取締役 瀧谷 嘉彦  
賃借人（乙） 北九州市 代表者 北九州市長 末吉 興一

他方、市と留学生が取り交わしている「北九州学術研究都市留学生宿舍賃貸借契約書」において、契約期間は以下のように定められている。

<「北九州学術研究都市留学生宿舍賃貸借契約書」（サンプル）の一部抜粋>

頭書（２）契約期間	
2020 年 3 月 16 日から 2021 年 3 月 15 日	
～（中略）～ （契約期間）	
第 2 条 契約期間は頭書（2）に記載するとおりとする。 2 前項の規定にかかわらず、乙が契約期間の更新を希望する場合は、甲乙協議の上、本契約の更新を行うものとする。 3 前項の規定による更新後の契約期間は、第 1 項の規定による更新前の契約における契約期間と合算して、入居時に在籍する大学等の課程の最短修業年限を限度とする。 ～（後略）～	



賃貸人（甲）	北九州市	代表者	北九州市長	北橋 健治
賃借人（乙）	各留学生			

#### 【意見】

「北九州学術研究都市留学生宿舍賃貸借契約書」によれば、市と留学生との賃貸借契約は定期借家契約とは言えないため、留学生側が契約更新を望めば、契約期間が満了しても市が契約更新を拒否することは簡単にはできないと言える（借地借家法第 28 条）。

留学生に退去を強要できない場合がありうるにも関わらず、市が不動産中央情報センターと取り交わしている「北九州学術研究都市留学生宿舍〔特定目的借上公共賃貸住宅〕賃貸借契約書」第 21 条 2 項によれば、契約期間が満了した場合には、留学生の退去を完了させることが市の義務となっている状況である。

つまり、市としては、本来、法的には確約できないはずのことを、本条で約束しているような状態であると言える。

そのため、今後における留学生との契約内容を修正する（例えば、疑義のない形での定期借家契約に変更する）といった対応が必要であると考えられる。なお、市と不動産中央情報センターとの契約期間満了時において、借主である市が契約更新を強行することも考えられるが、法的には可能でも、市の行為として信義誠実の原則に反するのではないかという疑念が残る恐れがある。

この問題が実際に表面化するのには、市と不動産中央情報センターとの契約期間満了（平成 37 年、すなわち令和 7 年 3 月末）が近くなった時期であると考えられるが、事前に検討することが望まれる。

### ③（意見） 契約内容について

#### 【現状】

上述②に記載の通り、留学生宿舍の建物については、市が不動産中央情報センターから賃借している。その期間は 20 年間であり、更新しない旨も明記されている。

#### 【意見】

期間が満了した際には契約を更新しないことを規定していることから、定期借家契約を意図しているものと推測される。しかしながら、定期借家契約が成立するための要件は厳格であり（借地借家法第 38 条 2 項）、また、現実に期間満了時に契約更新拒否をする際にも一定の手続が必要であり（借地借家法第 38 条 4 項）、現状の契約内容では定期借家契約書としては不完全のように見受けられる。

この点は、借主である市側から更新拒否をすることには何らの制約はないので市の立場から不利益が生じることはないと考えられるが、定期借家契約を意図したものであるとすれば、その要件を充足する条項設定をしておくことが望まれる。

ウ. 学術研究都市管理運営事業（機器・設備更新）

<事業概要>

施設概要	<p>北九州学術研究都市（以下、「学研都市」とする。）は、産官学の先端科学技術に関する教育・研究開発機関集積を目指し、既存産業の高度化、新産業の創出を目的として、平成 13 年に開設された。</p> <p>開設当初から FAIS に管理運営を委託しており、平成 17 年から指定管理制度を導入している。</p>
事業目的	<p>学研都市の機器・設備の改修、増築、改築などの大規模修繕について、その費用を負担する。</p> <p>学研都市は、平成 13 年度の開設から約 20 年が経過し、様々な機器・設備が老朽化しており、一部の機器ではその故障が頻発しているため、機器・設備の更新、修繕を行う。</p>
実施計画	<p>令和 2 年度は故障した場合に利用者及び入居企業等に影響が大きい「吸収式冷温水機」についてオーバーホールを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 吸収式冷温水機オーバーホール業務委託：5,600 千円</li> </ul> <p>学研都市全体の冷暖房を担う吸収式冷温水機である。</p>
予算	令和 2 年度予算：5,600 千円

※出所：市提供資料

①（意見）中長期的な維持・管理計画の作成について

【現状】

学研都市の吸収式冷温水機は 3 系統あり、3 年かけてオーバーホールする計画の中で、令和 2 年度はそのうち 1 系統を実施する予定であったが、令和 2 年 4 月に吸収式冷温水機の改修工事が必要な故障が発生したため、オーバーホールは実施しなかった。その代わりに、令和 3 年度に故障の修理費用 19,800 千円を予算計上している。

利用者への影響等を考慮して修繕・更新を行っているとのことであるが、施設全体としての中長期的な修繕・更新計画は作成されていない。

【意見】

機器・設備についてはオーバーホール等の大規模修繕を行うことで、全体の更新時期を先延ばしすることも可能であるが、耐用年数が経過して老朽が進んだものは修繕費・維持費が増加する傾向にあるのが一般的である。

機器・設備に関連する費用は、取得費用と修繕費・維持費をあわせて見積もることで、中長期的な費用を最小化できるよう計画することが必要である。

学研都市の機器・設備の修繕費・維持費についても、関連する費用を最小化するため、大規模修繕による寿命の延長のみでなく、更新もあわせて中長期的な視点での維持・管理計画

を作成することが望まれる。

**【参考】** ライフサイクルコスト（以下、「LCC」とする。）の考え方

建物の企画設計から建設、運営管理及び解体に至るまでを「ライフサイクル」と呼んでいる。

LCC は、建物のライフサイクルに要する総費用である。建物にかかる費用は建設費用だけでなく、日常の保守、修繕費用、何年かごとの大規模な改修費用等建物を維持するための費用は、建設費の何倍にもなる。そのため、適切な保全により、LCC を必要最小限に抑えることが非常に重要である。

※出所：国土交通省資料

(11) 公益財団法人北九州産業学術推進機構 (FAIS)

ア. FAIS が作成する決算報告書等の財務資料について

<事業概要>

施設概要	学術研究都市は、産官学の先端科学技術に関する教育・研究開発期間集積を目指し、既存産業の高度化、新産業の創出を目的として、平成 13 年に開設された。 開設当初から FAIS に管理運営を委託しており、平成 17 年から指定管理制度を導入している。
事業目的	FAIS の指定管理に関する業務の範囲は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 産業連携に関する業務</li><li>● 学術研究都市施設等の管理運営に関する業務</li><li>● 学術研究施設の使用に係る現年度分の使用料、賃借料の徴収及び使用料、賃借料に係る延滞金、遅延損害金の徴収に関する業務</li><li>● 前号各号に掲げるものの他、市が必要と認める業務</li></ul>
FAIS の概要	法人所在地：北九州市若松区ひびきの 2 番 1 号 設立年月日：平成 13 年 3 月 1 日 基本財産：285,500 千円 北九州市の出捐金：200,000 千円（出捐金の割合 70.1%）

※出所：市提供資料

① (意見) 会計処理に係る会計区分の設定について

【現状】

FAIS は市に対して以下の書類を提出する必要がある、これらの書類には会計に関する書類が含まれている。

(北九州学術研究都市学術研究施設の管理運営に関する基本協定書) 第 4 章 業務実施に係る確認事項 <ul style="list-style-type: none"><li>● 事業計画書の提出 (第 21 条)</li><li>● 業務報告書の提出 (第 22 条)</li><li>● 事業報告書の提出 (第 23 条)</li><li>● 決算書等の提出 (第 24 条)</li></ul>
---

事業計画書については市が承認する必要がある、事業計画書、事業報告書について市は確認を行い、又は実施調査をすることができるとされている。

FAIS の会計に関する書類については「会計規則」及び「会計規程」に基づいて作成する

必要がある。

<p>会計規則  (趣旨)  第1条 この規則は、公益財団法人北九州産業学術推進機構（以下、「機構」という。）の定款その他に定めるもののほか、機構の会計その他財務に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。  ～（中略）～  (会計区分)  第3条 機構の会計は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計とし、公益目的事業会計と収益事業会計はそれぞれの内容を区分することができるものとする。</p>
---

FAIS は以下の区分により会計書類を作成しているが、区分の名称や区分内容に関しては「会計規則」及び「会計規程」に定められていない。なお、市の学術研究都市指定管理運営事業に係る指定管理料は、「学術研究都市充実振興事業」に区分されている。

会計区分	事業区分	令和2年度	
		経常収益	経常費用
公益目的事業 会計	学術研究都市充実振興事業	1,058,616 千円	1,073,122 千円
	産学連携・地域産業・学術振興事業	295,869 千円	508,069 千円
	地域企業等支援事業	28,741 千円	69,290 千円
	共通	247,454 千円	－
	小計	1,630,682 千円	1,650,483 千円
収益事業等 会計	学術施設活用事業	21,324 千円	13,302 千円
	財団ビル運営事業	161,000 千円	106,339 千円
	小計	182,325 千円	119,642 千円
法人会計	法人	25,147 千円	24,800 千円
合計		1,838,155 千円	1,794,925 千円

【意見】

市の学術研究都市指定管理運営事業に係る指定管理料は、「学術研究都市充実振興事業」の収支計画に基づいて算定されるため、事業区分を適切に会計処理することは重要である。

事業区分の根拠を明確にし、年度間での統一的な会計処理を担保するため、事業区分の名称及び区分内容を規程等に定めることが望ましい。

なお、勘定科目に関する詳細な定めを「会計規程」で定められていることから、会計区分についても同様に同規程で定めることが考えられる。

②（意見）複数の会計区分に影響する収入、支出の按分について

【現状】

FAIS は前述の会計区分及び事業区分により会計書類を作成しており、市の学術研究都市指定管理運営事業に係る指定管理料は、「学術研究都市充実振興事業」に区分されている。

FAIS の支出には、管理費等の複数の事業区分間に影響する可能性がある支出があるが、支出は支出部門で一括して計上しており、会計区分間で按分処理を行っているものはない。

他方、収益についても、事業区分間で按分処理を行っているものはないとのことである。

【意見】

市の学術研究都市指定管理運営事業に係る指定管理料は、「学術研究都市充実振興事業」の収支計画に基づいて算定されるため、複数の事業収支に影響する収入、支出を適切に按分することは重要である。

事業収支に影響する収入、支出については、面積や職員数といった合理的な按分基準に基づいて、事業区分間で按分することが望ましい。

もちろん、金額的に僅少であり、事業収支に与える影響が軽微なものについては、按分計算を行う意義は乏しいと考える。

イ. 北九州学術研都市学術研究施設の管理運営に係る指定管理料

<事業概要>

施設概要	<p>学研都市は、産官学の先端科学技術に関する教育・研究開発期間集積を目指し、既存産業の高度化、新産業の創出を目的として、平成 13 年に開設された。</p> <p>開設当初から FAIS に管理運営を委託しており、平成 17 年から指定管理制度を導入している。</p>
事業目的	<p>FAIS の指定管理に関する業務の範囲は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 産業連携に関する業務</li> <li>● 学術研究都市施設等の管理運営に関する業務</li> <li>● 学術研究施設の使用に係る現年度分の使用料、賃借料の徴収及び使用料、賃借料に係る延滞金、遅延損が基金の徴収に関する業務</li> <li>● 前号各号に掲げるものの他、市が必要と認める業務</li> </ul>
実施内容	<p>FAIS は年度ごとに定められる協定書に基づく指定管理料から、施設・設備の改修、増築、改築などの簡易な修繕を行う必要がある。</p>
契約	<p>北九州学術研究都市学術研究施設の管理運営に関する基本協定書</p> <p>締結日：平成 30 年 3 月 29 日</p> <p>期 間：平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日</p> <p>令和 2 年度 北九州学術研究施設の管理運営に関する協定書</p> <p>締結日：令和 2 年 4 月 1 日</p> <p>期 間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日</p>

※出所：市提供資料

<北九州学術研究都市学術研究施設の管理運営に関する基本協定書>

<p>第 15 条（管理施設の修繕等）</p> <p>北九州市は施設・設備の改修、増築、改築などの大規模修繕について、その費用を負担するものとし、FAIS は施設・設備の簡易な修繕に係る費用を負担するものとする。</p>
--

①（意見）中長期的な維持・管理計画の作成について

【現状】

学研都市は、平成 13 年度の開設から約 20 年が経過し、FAIS が運営費から支出する簡易な修繕費も増加している。

年度	修繕費 (FAIS 負担)	主な内容
平成 30 年度	105,990 千円	施設関連：40,081 千円 設備関連：65,760 千円

		その他： 148 千円
令和元年度	98,184 千円	施設関連：61,020 千円 設備関連：37,067 千円 その他： 96 千円
令和2年度	157,722 千円	施設関連：92,696 千円 設備関連：65,026 千円 その他： - 千円

※出所：FAIS の総勘定元帳より集計

施設は建物、構築物及びその付随物を集計している。

(建物の壁、窓、床、ドア、照明、駐車場設備、舗装に関するものを含む)

設備は機械設備、工具器具備品に関するものを集計している。

(冷暖房設備、空調設備、配電設備、給排水設備、トイレに関するものを含む)

#### 【意見】

老朽が進んだものは修繕費が増加する傾向にあるのが一般的であり、FAIS が運営費から支出する修繕費についても増加していく傾向にあると考えられる。

FAIS が運営費から支出する修繕費についても取得費用と修繕費・維持費を合わせて計画することで、中長期的な視点で費用を最小化できるよう計画する必要がある。

今後において、FAIS が運営費から支出する修繕費を最小限化するため、施設所有者である市が主体となって、中長期的な観点での維持・管理計画を作成することが望まれる。



ウ. 北九州学術研究都市学術研究施設の備品等の管理

<事業概要>

事業内容	FAIS は、北九州学術研究都市学術研究施設の指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 に定める）として、市の指定を受け、施設の管理運営を行う。	
対象施設	施設名	所在地
	産学連携センター（別館含む）	北九州市若松区ひびきの 2 番 1 号及び 2 番 2 号
	共同研究開発センター	北九州市若松区ひびきの 1 番 5 号
	情報技術高度化センター	北九州市若松区ひびきの 2 番 5 号
	事業家支援センター	北九州市若松区ひびきの 1 番 8 号
	技術開発交流センター	北九州市若松区ひびきの北 1 番 103
	学術情報センター	北九州市若松区ひびきの 1 番 3 号
	会議場	北九州市若松区ひびきの 2 番 3 号
	体育館	北九州市若松区ひびきの 1 番 4 号
	運動場	北九州市若松区ひびきの 1 番地内
	クラブセンター	北九州市若松区ひびきの 1 番地内
	環境エネルギーセンター	北九州市若松区ひびきの 1 番 2 号
	駐車場	北九州市若松区ひびきの 1 番及び 2 番地内

※出所：市提供資料、「北九州学術研究都市学術研究施設の管理運営に関する基本協定書」別紙一部抜粋

<北九州学術研究都市学術研究施設の管理運営に関する基本協定書>

<p>（備品等の管理・使用）</p> <p>第 19 条 乙は、指定期間中、別紙 2 に示す備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を常に良好な状態に保つものとする。</p> <p>2 甲は、備品等（Ⅰ種）が甲の責めに帰すべき事由又は経年劣化等により本業務実施のために供することができなくなったときは、必要に応じて甲の費用で購入または調達するものとする。ただし、乙との協議の上、乙の費用で購入する場合はこの限りではない。</p> <p>3 乙は、故意又は過失により備品等（Ⅰ種）をき損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有する者を購入又は調達しなければならない。</p> <p>（備品等の購入等）</p> <p>第 20 条 乙は、別紙 2 に定める備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を、乙の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。</p> <p>2 備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、乙の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。</p> <p>3 乙は、第 1 項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入又は調達し、本業</p>
---

務実施のために供することができるものとする。(以下「備品等(Ⅲ種)」という。)

※甲：北九州市

乙：公益財団法人北九州産業学術推進機構

別紙2 管理物件

(2) 管理備品(※詳細については、別紙備品台帳を参照のこと。)

1) 備品等(Ⅰ種)

種類	数量	備考
机・椅子・ロッカー・棚類・パーティション等	—	
情報関連機器(各種端末・サーバー・ネットワーク類等)	—	
映像・音響機器等	—	
体育館用具等	—	
学生食堂における机・椅子・調理器具等	—	

2) 備品等(Ⅱ種)

種類	数量	備考
新聞台	2	学術情報センター

※出所：「北九州学術研究都市学術研究施設の管理運営に関する基本協定書」一部抜粋(一部監査人加筆)

#### ①(結果) 備品等の管理不備

##### 【現状】

市が所有し、FAISが管理する備品等について、市から提出された備品台帳を基に実査を行った結果、以下の事項が見受けられた。

##### (a) 備品シールの未出力

FAISにおいて備品を購入する場合、市へ購入の申請を行い、FAISは備品購入後に市への報告を行っている。備品台帳(システム)は市が管理しており、市は購入備品を台帳に登録し備品番号が記載された備品シールをFAISへ送付し、FAISではこれを現物に添付し備品管理を行っている。

市が備品シールを発行した場合、備品台帳上、シール出力区分が「備品シール出力済」となるが、台帳を確認したところ「備品シール未出力」となっているものが存在した。当該備品の現物を確認したところ、市が発行する備品シールは添付されておらず、仮の備品シールが添付されている状態であった。

(b)備品台帳と現物の一致確認不可

市が管理する備品台帳上、複数個の備品が1式として1明細で入力されているものが存在した(例えば椅子など)。確認した備品には同一番号の備品シールが個々に張られており、備品番号について台帳との一致も確認できた。しかし、台帳上に個数が記載されていないため備品が何個あるべきなのか判断ができなかった。

(c)廃棄情報の反映未了

市が管理する備品台帳に存在するノートパソコンについて、現物が確認できなかった。当該パソコンの取得日はH14年3月31日であるため、老朽化により廃棄したものと想定されるが、台帳上、廃棄が反映されていなかったと思われる。

(d)新旧管理番号の対応不可

市が管理する備品台帳上、明細毎に備品番号が存在するが、別途、過去備品取得当時に使用していた旧管理番号が存在する。現物に添付された備品シールは、現在の備品番号で記載されているものと、旧管理番号で記載されているものがそれぞれ存在した。

旧管理番号で記載されている現物の場合、台帳上、特記事項として旧管理番号が記載されているものが多数のため、基本的には台帳と現物の突合が可能であった。しかし、一部の備品については、台帳上、旧管理番号が記載されておらず突合できないものが存在した。

なお、備品番号の変更は、財務会計システムの変更に伴い実施されたものである。

<例示\_備品台帳>

品名	備品番号 (新管理番号)	特記事項 (4桁の数値が旧管理番号)
モニター類	0147980	○学研、学情、2階、調整室、4159、(分・8電⑤(4159))

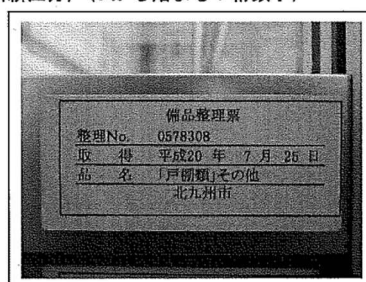
※出所：「備品台帳」一部抜粋(一部監査人加筆)

<例示\_新旧備品シール>

<旧区分>(1から連番)



<新区分>(0から始まる7桁数字)



※出所：「平成29年度 備品調査実施要領」一部抜粋

(e)老朽化・陳腐化した備品の存在

市が管理する備品について実査を行ったところ、現物としては存在するが、使われていない備品が散見された。例えば H14 年に取得したノートパソコンなど、そもそも使用不可能な備品も存在した。

【指摘事項】

これらは様々な要因の結果生じていると考えられるが、その中でも主要な要因は以下の 3 点であると考えられる。

➤ 備品の管理マニュアルが存在しないこと

前述の通り、基本協定書において「備品等を常に良好な状態に保つものとする」といった管理に関する記載はあるが、備品に関する詳細な管理マニュアルは存在しない。実務上、備品を購入する場合の市への申請・報告といった一定のルールはあるものの、それらをまとめたマニュアルはなく、また、破損した備品について廃棄する場合には、市へ報告を行うといったルールはあるが、老朽化・陳腐化等により現在使用していない備品の廃棄方針などは存在しないとのことであった。

➤ 適切な実査が行われていないこと

現状、毎年度末の定期的な実査は行われていない。なお、前回の指定管理期間の終了年度である平成 29 年において、備品の調査が行われている。しかし、当該調査における通知文や実施要領、備品リストが記載されたエクセルシートは確認できたものの、調査結果についての資料は所在が不明とのことで確認できなかった。

➤ FAIS において備品台帳を確認できないこと

前述の通り、備品台帳は市が管理し、備品の現物は FAIS が管理している状況である。このような状況において、現物を管理する FAIS が備品台帳を直接確認することはできず、また、定期的に市から FAIS へ備品台帳を共有する運用もないとのことであった。

これらの要因を踏まえ、適切な備品管理を行うためには備品所有者である市が中心となって備品の管理マニュアルの作成が急務であると考えられる。管理マニュアルにおいては、取得・処分の手続きから、定期的な実査、また、老朽化・陳腐化した備品の処分方針なども定めることが望ましい。特に備品の処分については産業廃棄物としての処理が求められる場合も想定されるため、予算が必要となることも考えられる。また、パソコンの廃棄時に適切なデータ消去が行われない場合には、残された HDD/SSD から情報が漏洩する可能性があるため、情報管理という観点からも、適切な管理が求められる。

そのため、マニュアルと合わせて、処分計画を策定することが望ましい。

また、今回の管理不備からもわかる通り、現状の備品台帳と現物には差異があると考えられる。現状の備品台帳には7,597件の備品が登録されており、複数の備品が1明細として登録されている場合があることも踏まえると現物はそれ以上に存在すると考えられる。適切な管理のためには、備品台帳と現物を整合させることが必須であるため、前述の処分計画の策定と合わせて備品台帳を整理する計画を策定し、実行することが望まれる。

以 上